

第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

開催日 令和2年11月25日

- 1 発生状況について 資料1

- 2 岐阜県の対応について 資料2

- 3 市民・事業者の方への支援の取組状況について 資料3 資料4

- 4 岐阜市総合対策の変更について 資料5

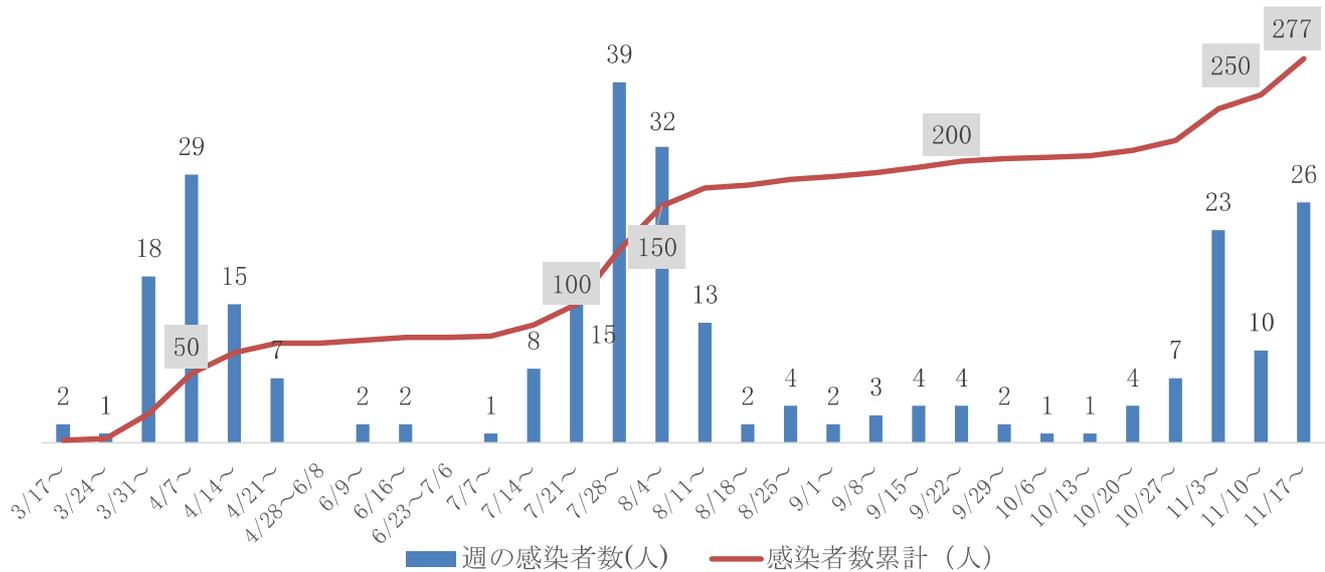
【送付資料】

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 市内の発生状況の分析（R2.11.23時点） |
| 資料2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会（第10回）対策本部本部員会議（第22回） |
| 資料3 | 新型コロナウイルス感染症に関する支援状況（市民の方へ）（基準日：11月13日） |
| 資料4 | 新型コロナウイルス感染症に関する支援状況（事業者の方へ）（基準日：11月13日） |
| 資料5 | 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策 第4版（案） |

市内の発生状況の分析 (R2. 11. 23 時点)

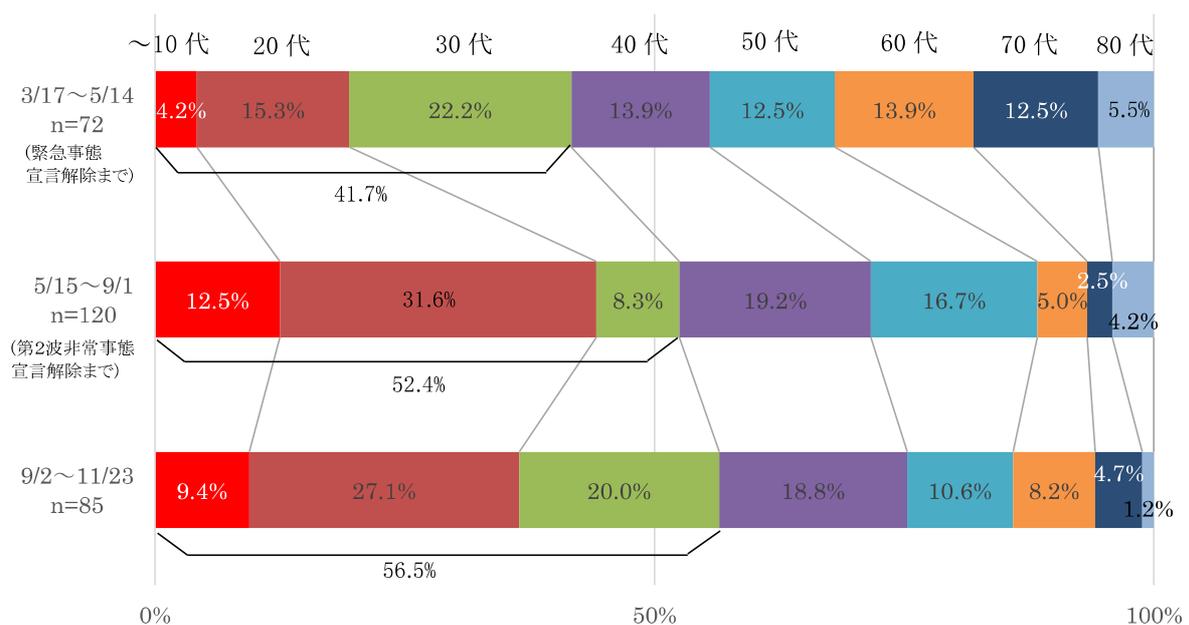
1 感染者数推移 (週計)

- これまでに277人の患者が発生しており、8月中旬以降各週一桁台で推移していたが、10月下旬頃より再び増加の傾向がみられる。
- 11月には新たなクラスターが発生したほか、引き続き家族内感染が起きている。



2 感染者の年代別割合の比較

- 3月17日～5月14日(緊急事態宣言解除日)は、30代以下が41.7%であった。
- 5月15日～9月1日(第2波非常事態宣言解除日)は、30代以下が52.4%であった。
- 9月2日以降は、30代以下が56.5%であり、30代以下の割合が増え続けている。



岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第10回）
対策本部本部員会議（第22回）

日 時：令和2年11月25日（水）
13：00～
場 所：県庁4階 特別会議室

1 県内の感染状況について

（1）各県の感染状況

資料1-1

（2）県内の感染状況

資料1-2

2 県の対策について

（1）県の緊急対策について

資料2-1

（2）ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランについて

資料2-2

（3）「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改定について

資料2-3

3 参考

（1）診療・検査医療機関の指定状況について

資料3-1

（2）帰国者・入国者に関する関係自治体への情報提供について

資料3-2

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第10回） 対策本部本部員会議（第22回） 出席者名簿**

日時：令和2年11月25日（水）13：00～

場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	TV(県庁代理)
大垣市	廣瀬 幹雄 副市長	TV
高山市	國島 芳明 市長	TV
多治見市	古川 雅典 市長	TV
関市	尾関 健治 市長	TV
中津川市	青山 節児 市長	TV
美濃市	武藤 鉄弘 市長	TV
瑞浪市	水野 光二 市長	TV
羽島市	成原 嘉彦 副市長	TV
恵那市	小坂 喬峰 市長	TV
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長	TV
土岐市	加藤 淳司 市長	TV
各務原市	小鍋 泰弘 副市長	TV
可児市	富田 成輝 市長	TV
山県市	林 宏優 市長	TV
瑞穂市	森 和之 市長	TV
飛騨市	都竹 淳也 市長	TV
本巣市	藤原 勉 市長	TV
郡上市	日置 敏明 市長	TV
下呂市	山内 登 市長	TV
海津市	松永 清彦 市長	TV

町村名	氏名等	備考
岐南町	小島 英雄 町長	TV
笠松町	古田 聖人 町長	TV
養老町	大橋 孝 町長	TV
垂井町	早野 博文 町長	TV
関ヶ原町	西脇 康世 町長	TV
神戸町	藤井 弘之 副町長	TV
輪之内町	荒川 浩 参事	TV
安八町	堀 正 町長	TV
揖斐川町	岡部 栄一 町長	TV
大野町	宇佐美 晃三 町長	TV
池田町	牛嶋 勝一 副町長	TV
北方町	戸部 哲哉 町長	TV
坂祝町	柴山 佳也 町長	TV
富加町	福田 治仁 総務課長	TV
川辺町	佐藤 光宏 町長	TV
七宗町	福井 仁 総務課長	TV
八百津町	金子 政則 町長	TV
白川町	横家 敏昭 町長	TV
東白川村	今井 俊郎 村長	TV
御嵩町	渡邊 公夫 町長	TV
白川村	板谷 孝明 副村長	TV

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	河合 直樹 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長
岐阜県看護協会	細井 智子 専務理事
岐阜県観光連盟	岸野 吉晃 会長
岐阜県経営者協会	小川 信也 会長
岐阜県商工会議所連合会	森 健二 専務理事

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	岡山 金平 会長
岐阜県中小企業団体中央会	志村 隆雄 専務理事
岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜銀行協会	脇田 昌也 専務理事
大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
商工組合中央金庫 岐阜支店	本間 逸夫 支店長
岐阜労働局	畑 俊一 局長

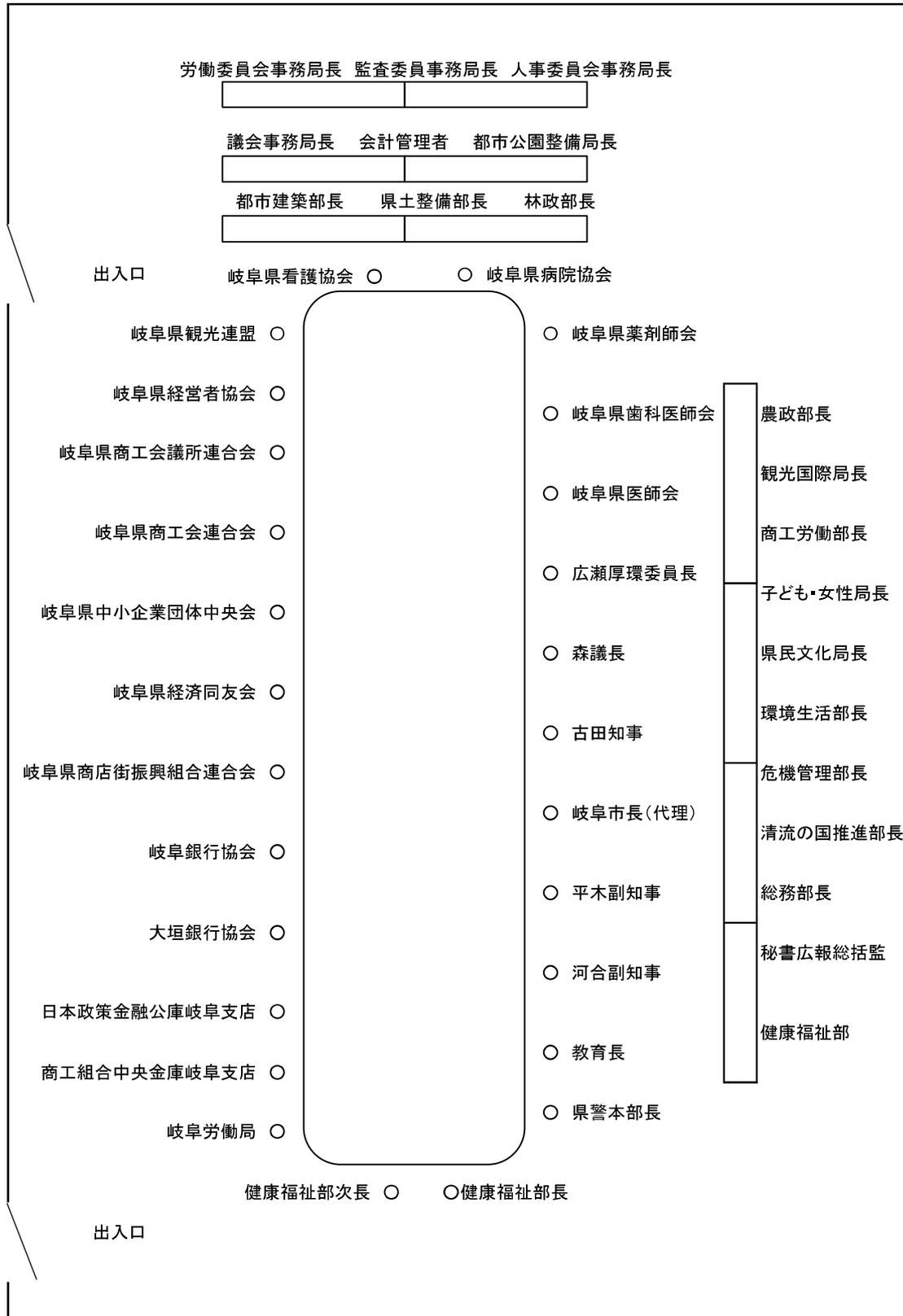
3 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	森 正弘
厚生環境委員会委員長	広瀬 修
副知事	平木 省
副知事	河合 孝憲
教育長	安福 正寿
警察本部長	奥野 省吾
総務部長	横山 玄
清流の国推進部長	尾鼻 智
危機管理部長	渡辺 正信
環境生活部長	西垣 功朗
県民文化局長	市橋 貴仁
健康福祉部長	兼山 鎮也
子ども・女性局長	北川 幹根

	氏名
商工労働部長	崎浦 良典
観光国際局長	矢本 哲也
農政部長	長尾 安博
林政部長	萩巢 雅俊
県土整備部長	船坂 徳彦
都市建築部長	大野 真義
都市公園整備局長	湯澤 将憲
会計管理者	井川 孝明
議会事務局長	服部 敬
人事委員会事務局長	朝倉 和仁
監査委員事務局長	三田村 俊史(代理)
労働委員会事務局長	桐山 敏通
秘書広報総括監	籠橋 智基
健康福祉部次長(医療担当)	堀 裕行

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第10回) 対策本部本部員会議(第22回) 配席図

令和2年11月25日(水) 13:00~
4階特別会議室

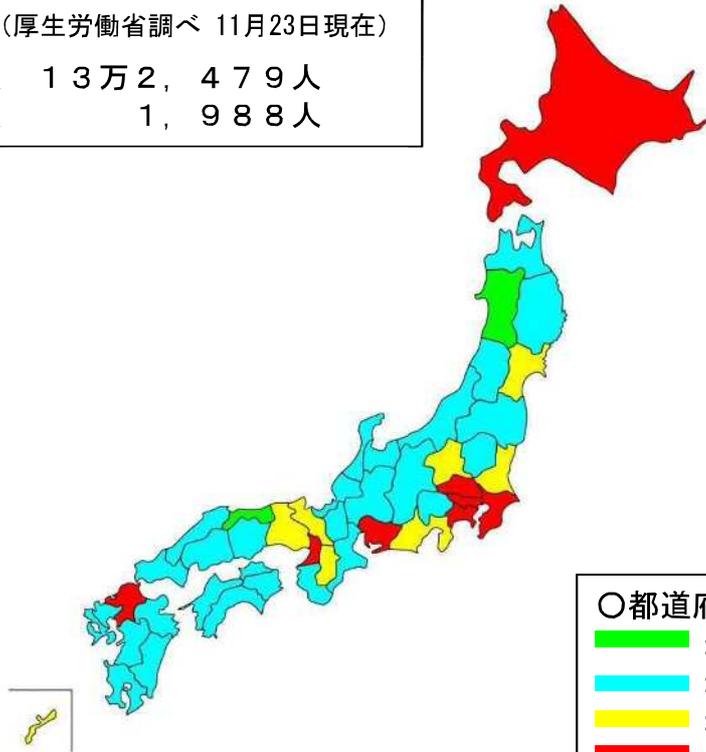


国内の感染状況

資料 1 - 1

国内の状況（厚生労働省調べ 11月23日現在）

感染者数 13万2,479人
 死亡者数 1,988人



○都道府県別感染者

- : 100人未満
- : 100～999人
- : 1,000～4,999人
- : 5,000人以上

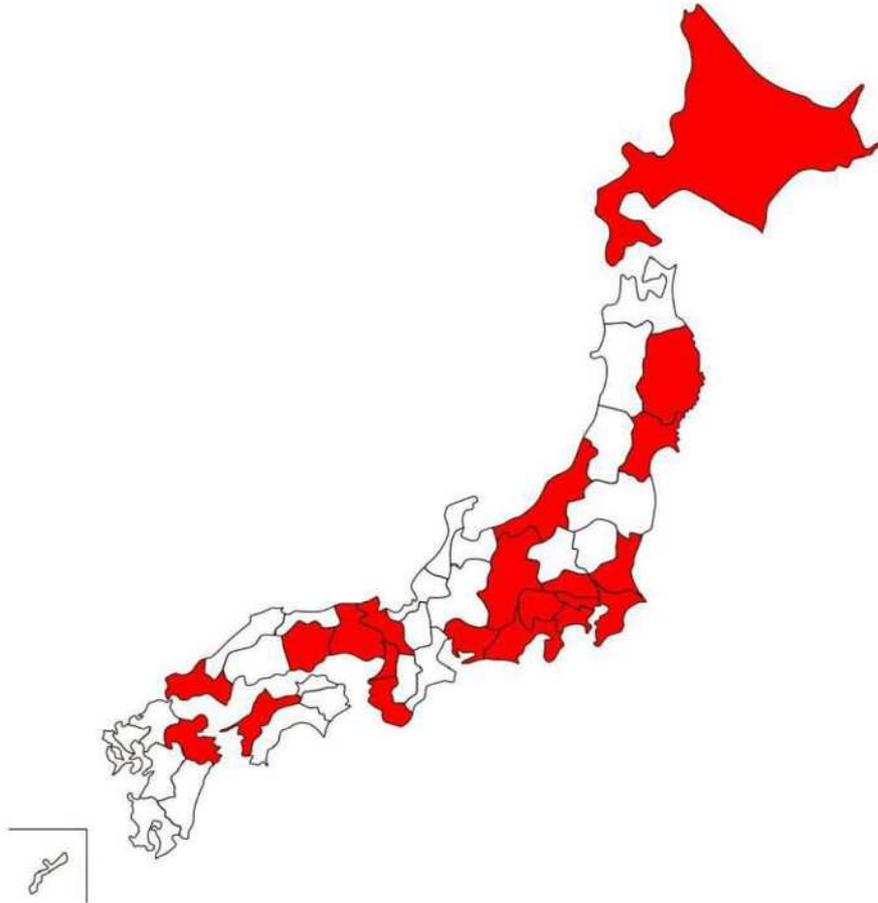
都道府県	感染者	死亡者	都道府県	感染者	死亡者	都道府県	感染者	死亡者
北海道	7,163	149	岐阜	932	13	佐賀	293	1
青森	281	6	静岡	1,111	4	長崎	254	3
岩手	137	1	愛知	8,819	106	熊本	970	12
宮城	1,100	9	三重	732	7	大分	223	3
秋田	74	0	滋賀	740	9	宮崎	433	1
山形	109	1	京都	2,409	35	鹿児島	592	13
福島	478	6	大阪	17,930	278	沖縄	4,015	68
茨城	1,284	19	兵庫	4,775	79	(その他)	149	0
栃木	573	2	奈良	1,010	11			
群馬	1,045	21	和歌山	395	4			
埼玉	7,704	132	鳥取	53	0			
千葉	6,447	86	島根	142	0			
東京	38,022	479	岡山	508	11			
神奈川	11,414	185	広島	750	6			
新潟	313	0	山口	356	2			
富山	446	26	徳島	179	9			
石川	835	49	香川	131	2			
福井	303	11	愛媛	234	6			
山梨	298	7	高知	148	4			
長野	618	6	福岡	5,552	106			

※ (その他)は、長崎県のクルーズ船における陽性者

10月25日以降、1日あたり最大感染者数を更新した都道府県

(発表日ベース)

11月24日現在



都道府県	感染者数 (更新日)
北海道	304人 (11/20)
岩手県	15人 (11/20)
宮城県	45人 (10/27)
新潟県	33人 (11/17)
茨城県	66人 (11/21)
埼玉県	173人 (11/21)
千葉県	109人 (11/21)
東京都	539人 (11/21)
神奈川県	226人 (11/18)
山梨県	13人 (11/10)
長野県	30人 (11/18)
静岡県	87人 (11/18)
愛知県	219人 (11/19)

都道府県	感染者数 (更新日)
京都府	49人 (11/17)
大阪府	490人 (11/22)
和歌山県	15人 (11/19)
兵庫県	152人 (11/21)
岡山県	31人 (10/29)
山口県	23人 (11/20)
愛媛県	26人 (11/23)
大分県	12人 (11/20)

<参考> 1日あたり最大患者数 (発表日ベース)

県	感染者数 (記録日)
岐阜県	30人 (7/29)
三重県	25人 (9/5)

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード 議事次第

日時：令和2年11月24日（火）
19時30分～20時30分
場所：専用第21会議室（17階）

議題

1. 現時点における感染状況等の分析・評価について
2. その他

配布資料

- | | |
|-------|-------------------|
| 資料1 | 感染状況等に関するデータ |
| 資料2-1 | 押谷先生提出資料 |
| 資料2-2 | 鈴木先生提出資料 |
| 資料2-3 | 西浦先生提出資料 |
| 資料3 | 11月20日分科会提言等 |
| 資料4 | 直近の感染状況等の分析と評価（案） |

< 感染状況について >

- 新規感染者数は、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっている。大きな拡大が見られない地域もあるが、特に、北海道や首都圏、関西圏、中部圏を中心に顕著な増加が見られ、全国的な感染増加につながっている。地域によってはすでに急速に感染拡大が見られており、このままの状況が続けば、医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがある。
実効再生産数：全国的には1を超える水準が続いている。大阪、京都、兵庫では2を超えており、北海道、東京、愛知などで概ね1を超える水準が続いている。
- 感染拡大の原因となるクラスターについては、多様化や地域への広がりがみられる。また、潜在的なクラスターの存在が想定され、感染者の検知が難しい、見えにくいクラスターが感染拡大の一因となっていることが考えられる。
- こうした感染拡大の要因は、基本的な感染予防対策がしっかりと行われていないことや、そうした中での人の移動の増加、気温の低下による影響に加えて、人口密度が考えられる。
- 入院者数、重症者数は増加が続いている。予定された手術や救急の受入等の制限、病床を確保するための転院、診療科の全く異なる医師が新型コロナウイルスの診療をせざるを得なくなるような事例も見られている。病床や人員の増加も簡単には見込めない中で、各地で新型コロナウイルスの診療と通常の医療との両立が困難になり始めている。このままの状況が続けば、通常の医療では助けられる命が助けられなくなる。

【感染拡大地域の動向】

- ①北海道 札幌市近郊を含め、道内全体にも感染が拡大。福祉施設や医療機関で大規模なクラスターが発生。また、患者の増加や院内感染の発生により、札幌市を中心に病床がひっ迫しており、旭川市でも院内感染が発生し、入院調整が困難をきたす例が発生するなど、厳しい状況となりつつある。
- ②首都圏 東京都内全域に感染が拡大。感染経路不明割合も半数以上となっている。首都圏全体でも、埼玉、神奈川、千葉でも同様に感染が拡大しており、医療機関、福祉施設、接待を伴う飲食店等の様々な施設でクラスターが発生し、医療体制が厳しい状況。感染経路不明割合は4～5割程度と上昇傾向にある。また、茨城でも、接待を伴う飲食店等でクラスターが発生し、感染者数が増加。
- ③関西圏 大阪では大阪市を中心に感染が大きく拡大。医療機関や高齢者施設等でのクラスターが発生。感染経路不明割合は約6割となり、重症者数が増加し、医療体制が厳しい状況。兵庫では、高齢者施設や大学等でクラスターが発生。医療体制が厳しい状況。京都でも感染が拡大。
- ④中部圏 愛知県内全域に感染が拡大。感染経路不明割合は約4割。名古屋市で、歓楽街を中心に感染者が増加し、保健センターの負荷が大きくなくなり、医療機関での対応も厳しさが増大。また、静岡でも、接待を伴う飲食店等でクラスターが発生し、感染が拡大。

<今後の対応について>

- 感染の「増加要因」と「減少要因」の拮抗が崩れており、新型コロナウイルス感染症対策を含めた公衆衛生体制や医療提供体制を維持するためにも、可及的速やかに減少方向に向かわせる必要がある。
- 11月20日の「分科会から政府への提言」において、これまでより強い対策として、①営業時間の短縮、②地域の移動に係る自粛要請、③GoToキャンペーン事業の運用見直しの検討、④これまでの取組の徹底、⑤経済・雇用への配慮、⑥人々の行動変容の浸透が提言された。11月21日の対策本部において、GoToトラベル事業の見直しやGoToイート事業の見直しの要請、営業短縮要請に伴う支援、重症者の発生を抑えるための医療施設や高齢者施設等における検査の推進等の方針が示されたが、政府や自治体において、速やかに実行することが求められる。
- 感染が大きく拡大している地域では、公衆衛生体制や医療提供体制が既に厳しい状況になりつつある。国は積極的に地域の状況を把握し、自治体との緊密な連携体制の下、地域の感染および医療提供体制の状況を迅速に判断し、状況の改善のために必要な対策を迅速に講じるべきである。特にこうした地域では、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、高齢者も含め、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について、宿泊療養（適切な場合には自宅療養）とすることが必要である。また、自治体のニーズに応じて、迅速・機動的な保健師等専門人材の派遣や病床確保に向けた働きかけなど調整支援等を引き続き行う。
- 一方、現時点では大きな感染が見られない地域でも、急速な感染拡大に備えて医療提供体制の準備・確保等を直ちに進めて行く必要がある。
- また、特に若年層や働き盛りの世代などに対し様々なチャネルを活用することで、飲食の場面も含むマスクの徹底など実際の行動変容につなげることが必要。また、感染の可能性を自覚しながらも、何らかの理由で検査を受けず、その結果2次感染に至っているのではないかと指摘もあり、症状の疑われる場合には、かかりつけ医などに相談し、必要な検査に繋がるよう改めて周知していくことが必要。
- 既に医療提供に困難が生じている地域では、接触機会の削減等感染者を減らすための強い対策を行うことが求められる状況である。今後の感染拡大を防ぐために、国も自治体も市民も事業者も一丸となって、感染を拡大しないための対策を進めていく必要がある。

直近の感染状況等

○新規感染者数の動向(対人口10万人(人))

▪新規感染者数は、11月以降傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっている。

○検査体制の動向(検査数、陽性者割合)

▪直近の検査件数に対する陽性者の割合は5.5%であり、上昇している。
※ 過去最高は緊急事態宣言時(4/6~4/12)の8.8%、7,8月の感染者増加時では、7/27~8/2に6.7%であった。

	11/3~11/9	11/10~11/16	11/17~11/23	10/26~11/1	11/2~11/8	11/9~11/15
全国	5.29人(6,668人) ↑	8.12人(10,250人) ↑	11.82人(14,919人) ↑	138,332件 ↑ 3.5% ↑	146,467件 ↑ 4.4% ↑	182,720件 ↑ 5.5% ↑
東京	10.65人(1,482人) ↑	15.54人(2,164人) ↑	22.20人(3,091人) ↑	35,496件 ↑ 3.3% ↑	35,724件 ↑ 4.0% ↑	45,644件 ↑ 4.7% ↑
神奈川	6.34人(583人) ↑	9.18人(844人) ↑	13.02人(1,198人) ↑	12,069件 ↓ 3.4% ↑	15,348件 ↑ 3.7% ↑	15,998件 ↑ 5.1% ↑
愛知	7.28人(550人) ↑	11.14人(841人) ↑	15.23人(1,150人) ↑	5,532件 ↑ 7.3% ↑	7,246件 ↑ 7.4% ↑	8,851件 ↑ 9.4% ↑
大阪	10.72人(944人) ↑	18.17人(1,601人) ↑	27.65人(2,436人) ↑	11,049件 ↑ 7.5% ↑	10,821件 ↓ 8.7% ↑	16,483件 ↑ 9.7% ↑
北海道	17.52人(920人) ↑	27.85人(1,462人) ↑	32.11人(1,686人) ↑	5,878件 ↓ 6.8% ↑	7,653件 ↑ 10.7% ↑	8,449件 ↑ 17.4% ↑
福岡	0.96人(49人) ↑	2.02人(103人) ↑	3.23人(165人) ↑	5,825件 ↑ 0.8% →	4,458件 ↓ 1.1% ↑	7,057件 ↑ 1.4% ↑
○ 沖縄	11.15人(162人) ↓	16.04人(233人) ↑	17.14人(249人) ↑	3,756件 ↑ 5.2% ↓	2,986件 ↓ 5.3% ↑	3,756件 ↑ 6.0% ↑

○入院患者数の動向(入院者数(対受入確保病床数))

▪入院患者数は増加が続いている。受入確保病床に対する割合も上昇しており、一部地域では高水準となっている。

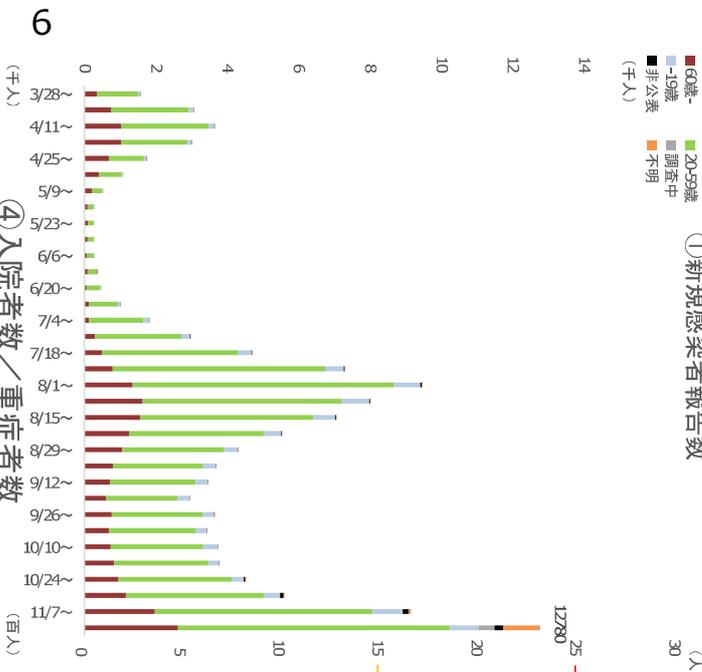
○重症者数の動向(入院者数(対受入確保病床数))

▪入院患者数同様、増加が続いている。受入確保病床に対する割合も上昇が続き、一部地域では高水準となっている。

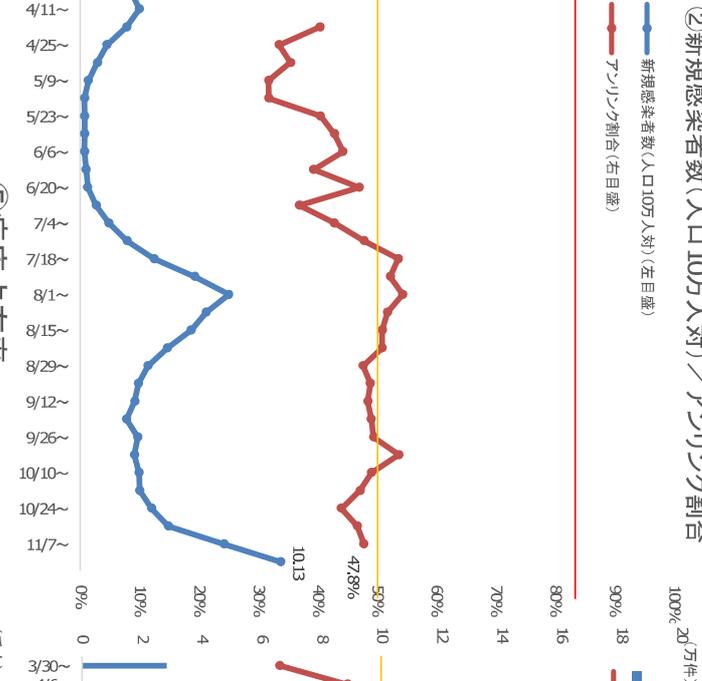
	11/4	11/11	11/18	11/4	11/11	11/18
全国	3,592人(13.4%) ↑	4,517人(16.8%) ↑	5,951人(22.1%) ↑	319人(9.2%) ↑	388人(11.2%) ↑	483人(13.9%) ↑
東京	1,042人(26.1%) ↑	1,070人(26.8%) ↑	1,312人(32.8%) ↑	128人(25.6%) ↑	154人(30.8%) ↑	187人(37.4%) ↑
神奈川	245人(12.6%) ↓	329人(17.0%) ↑	410人(21.1%) ↑	24人(12.0%) →	23人(11.5%) ↓	35人(17.5%) ↑
愛知	148人(17.2%) ↑	200人(23.3%) ↑	286人(33.3%) ↑	11人(15.7%) ↑	15人(21.4%) ↑	15人(21.4%) →
大阪	366人(26.6%) ↑	462人(33.2%) ↑	571人(40.6%) ↑	50人(14.1%) ↑	91人(25.6%) ↑	103人(28.1%) ↑
北海道	215人(11.9%) ↑	434人(24.0%) ↑	693人(38.3%) ↑	6人(3.3%) ↑	11人(6.0%) ↑	20人(11.0%) ↑
福岡	39人(7.1%) ↓	53人(9.6%) ↑	47人(8.5%) ↓	4人(4.4%) →	4人(4.4%) →	3人(3.3%) ↓
沖縄	187人(43.1%) ↓	155人(35.7%) ↓	153人(35.3%) ↓	19人(35.8%) ↓	14人(26.4%) ↓	14人(26.4%) →

※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
重症者数については、8月14日公表分以前とは対象者の基準が異なる。↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

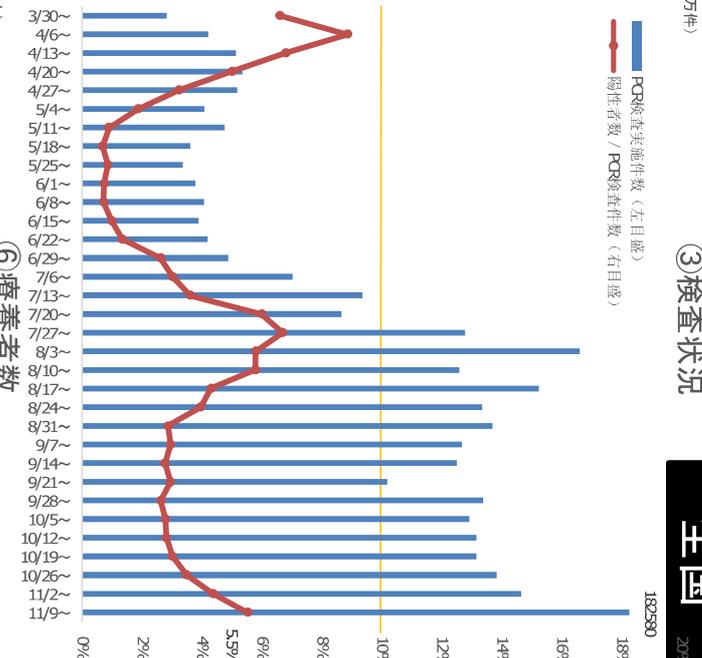
①新規感染者報告数



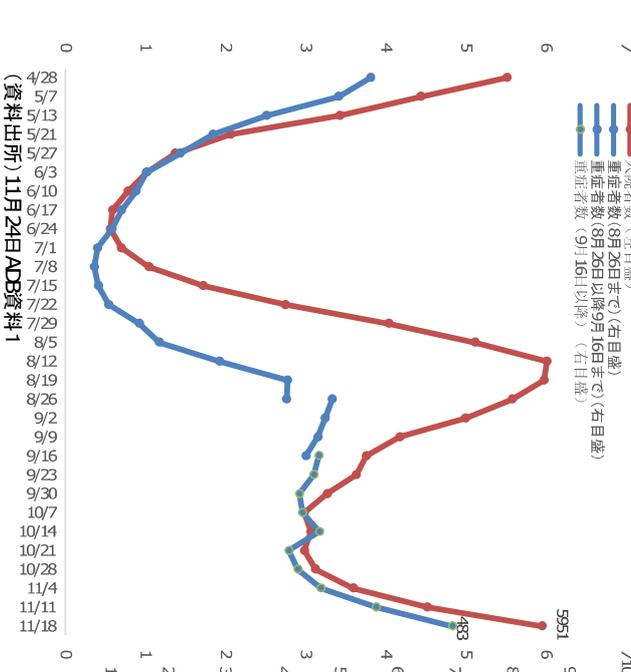
②新規感染者数(人口10万人対)／アソシエーション割合



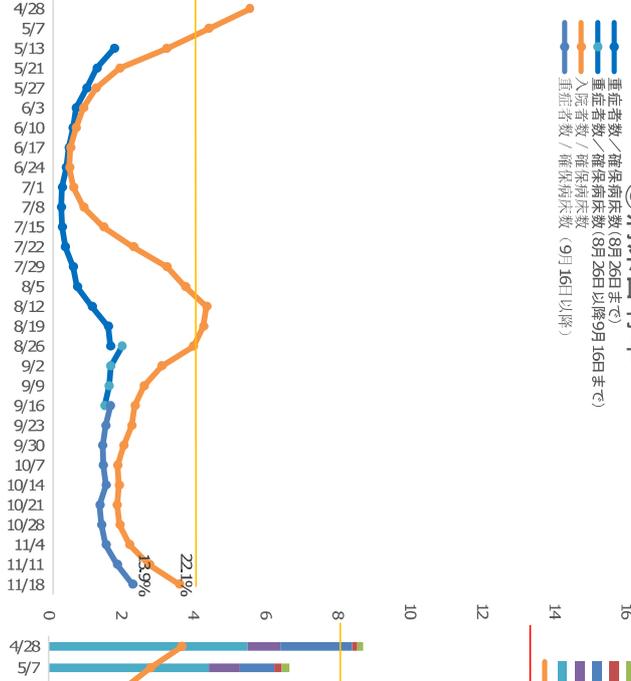
③検査状況



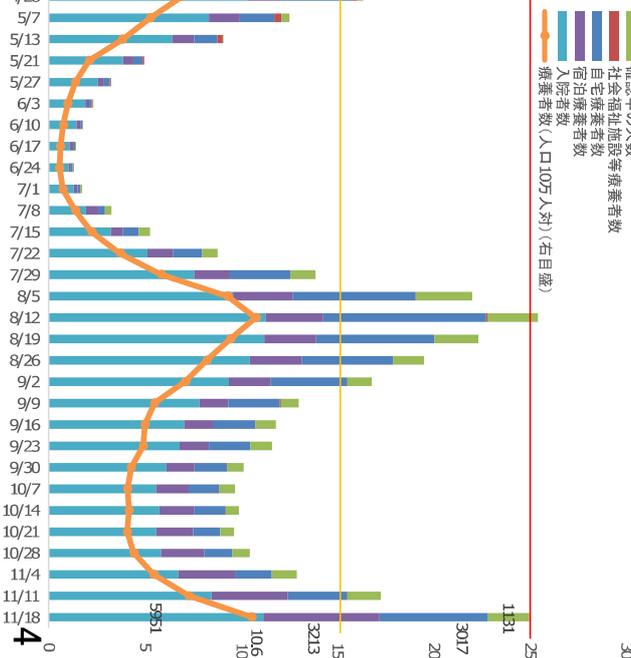
④入院者数／重症者数



⑤病床占有率

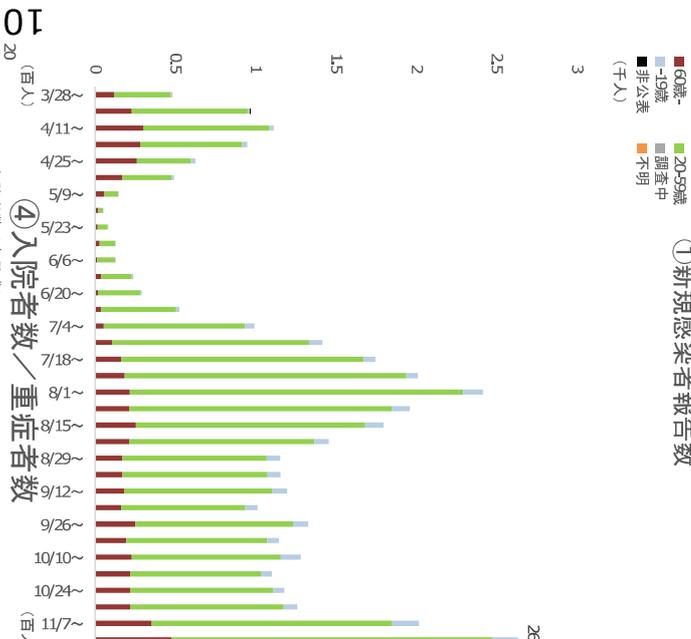


⑥療養者数

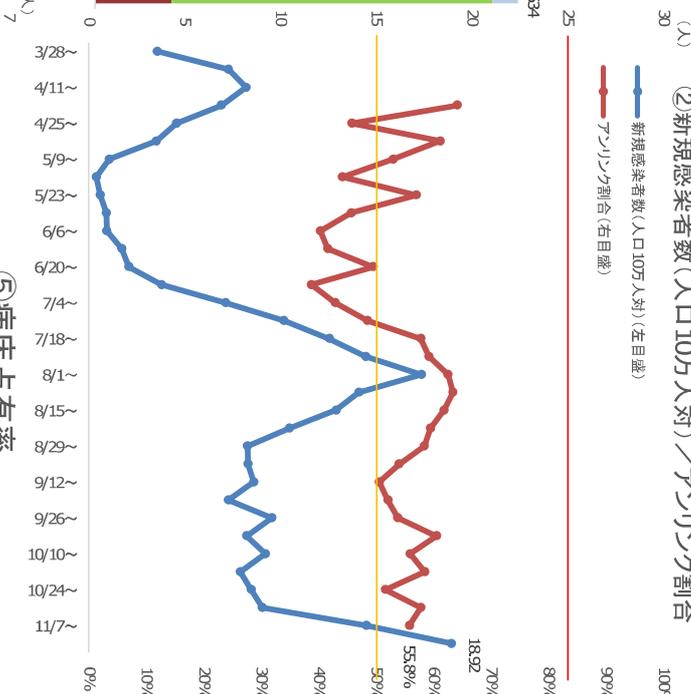


(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

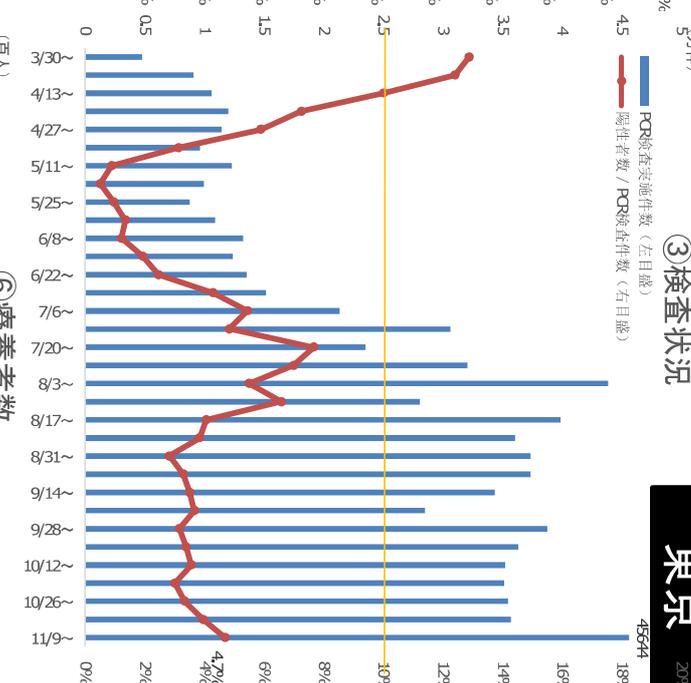
①新規感染者報告数



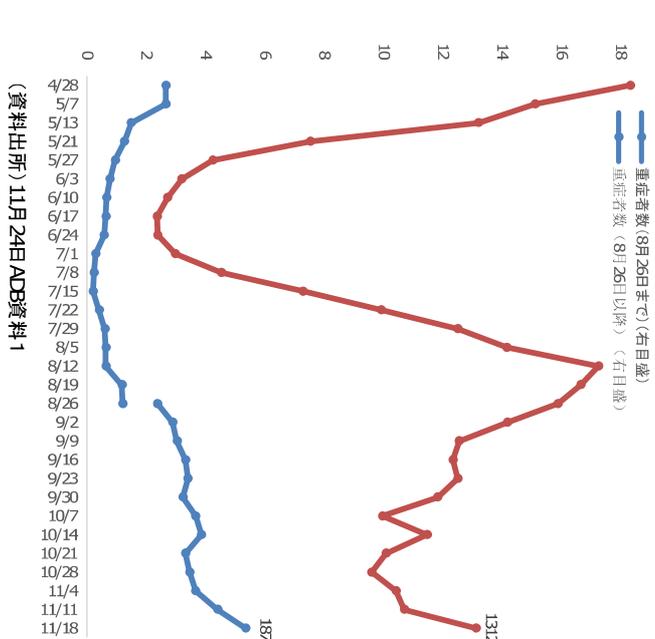
②新規感染者数(人口10万人対)/アソシエーション割合



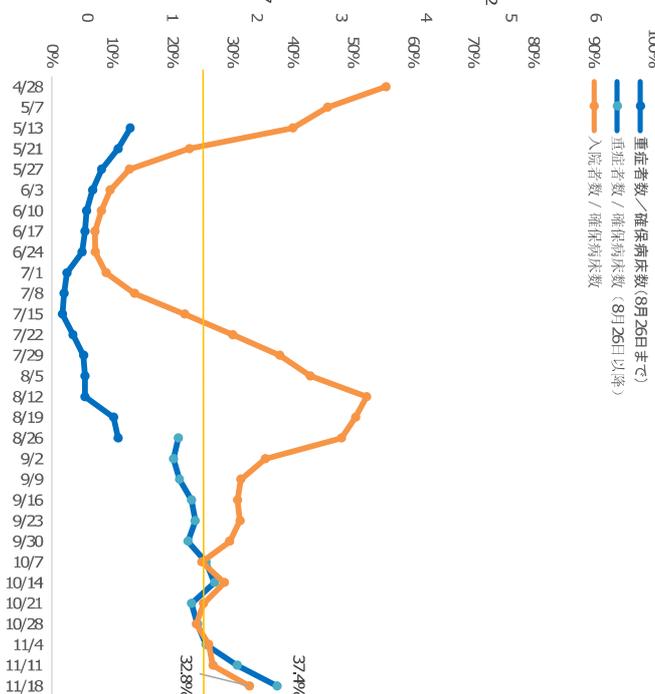
③検査状況



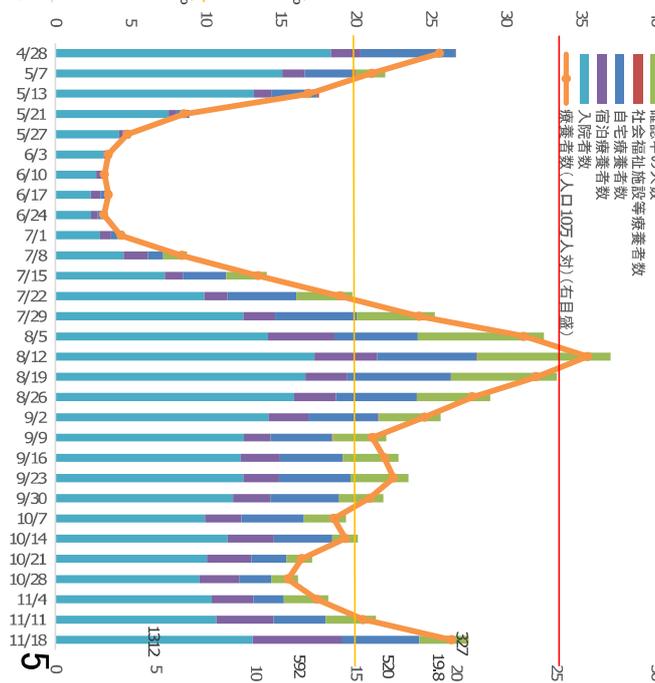
④入院者数/重症者数



⑤病床占有率

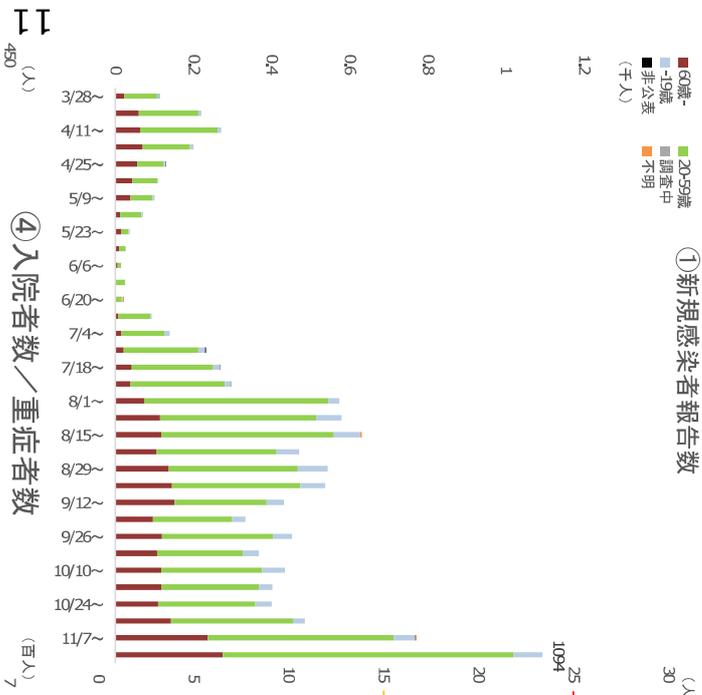


⑥療養者数

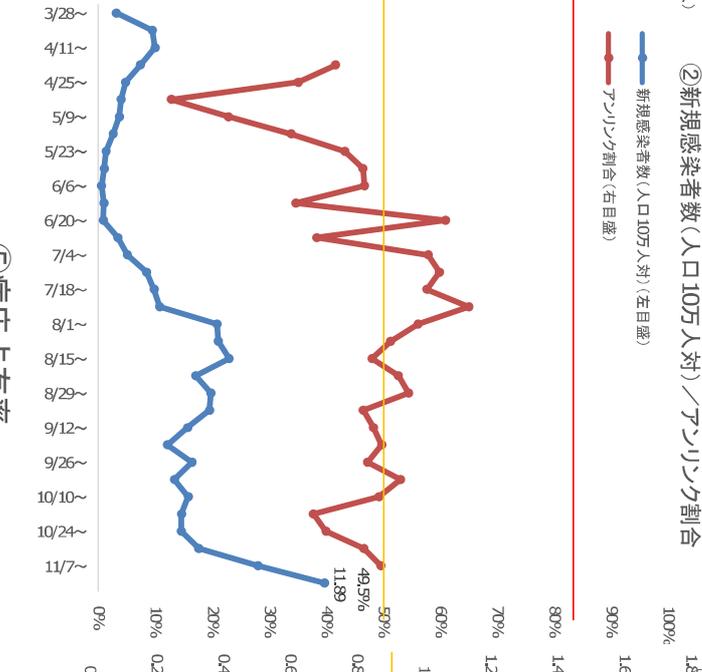


(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

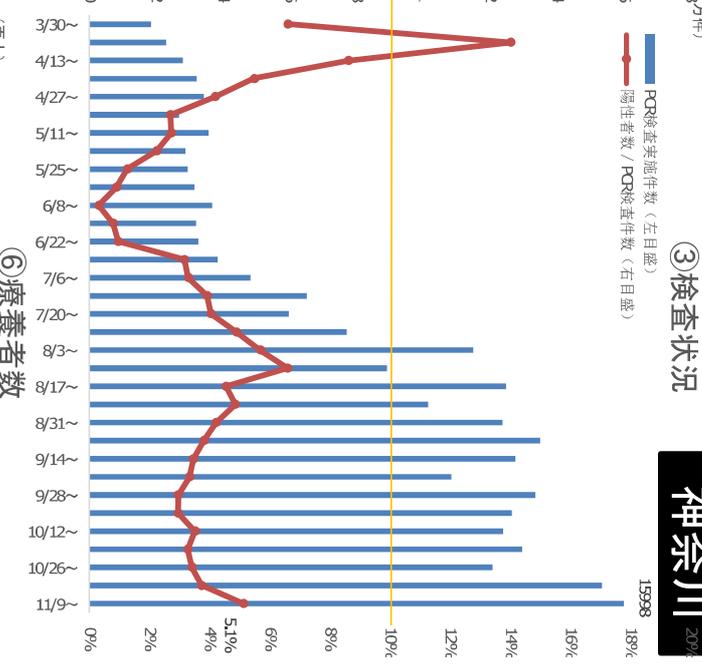
①新規感染者報告数



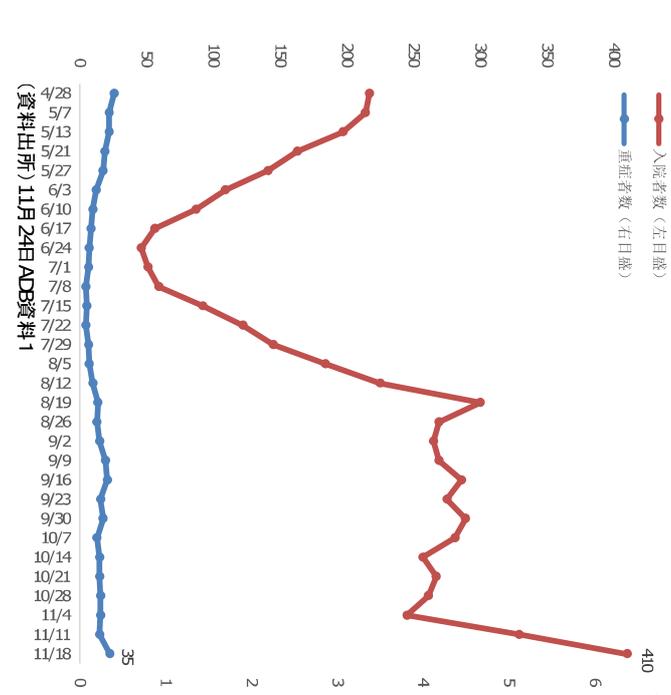
②新規感染者数(人口10万人対)／アソシエーション割合



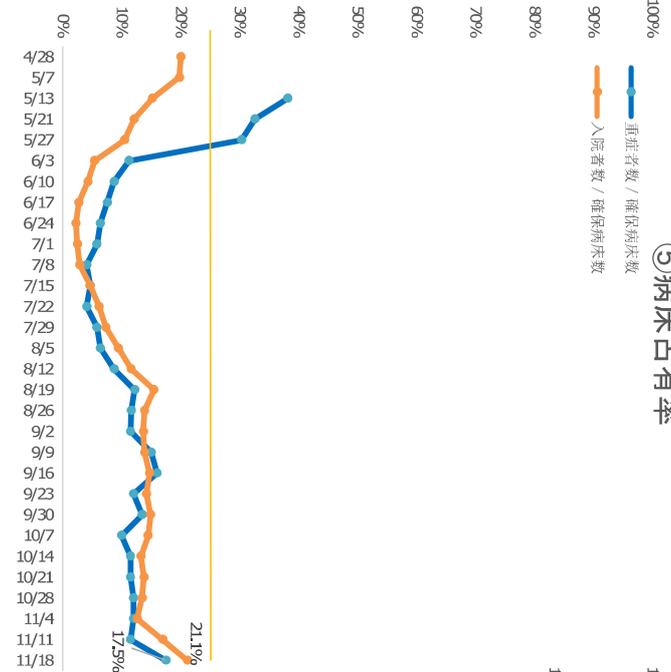
③検査状況



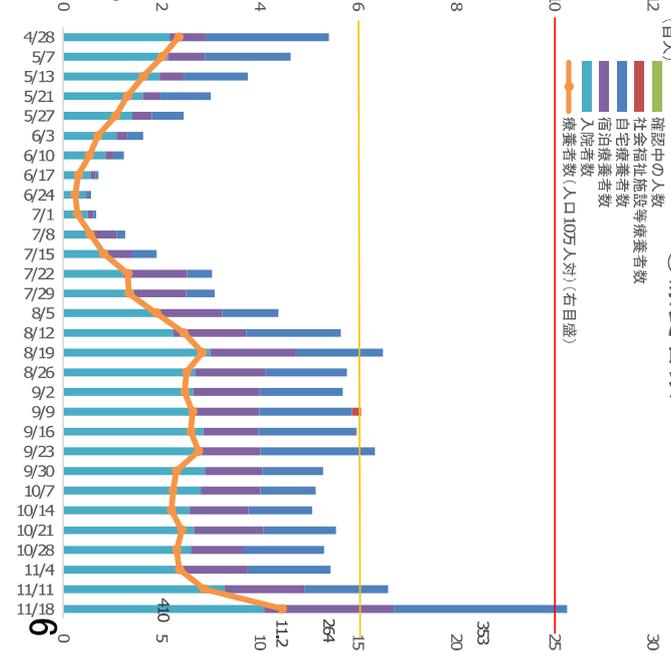
④入院者数／重症者数



⑤病床占有率

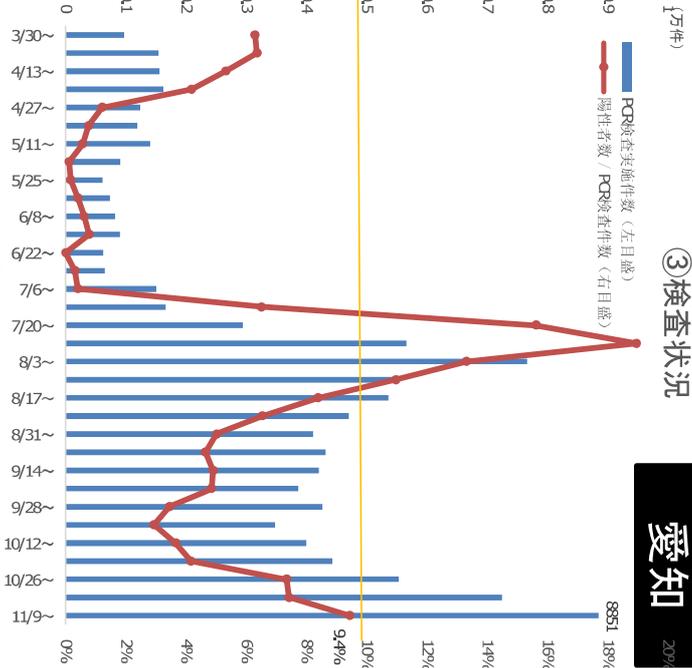


⑥療養者数

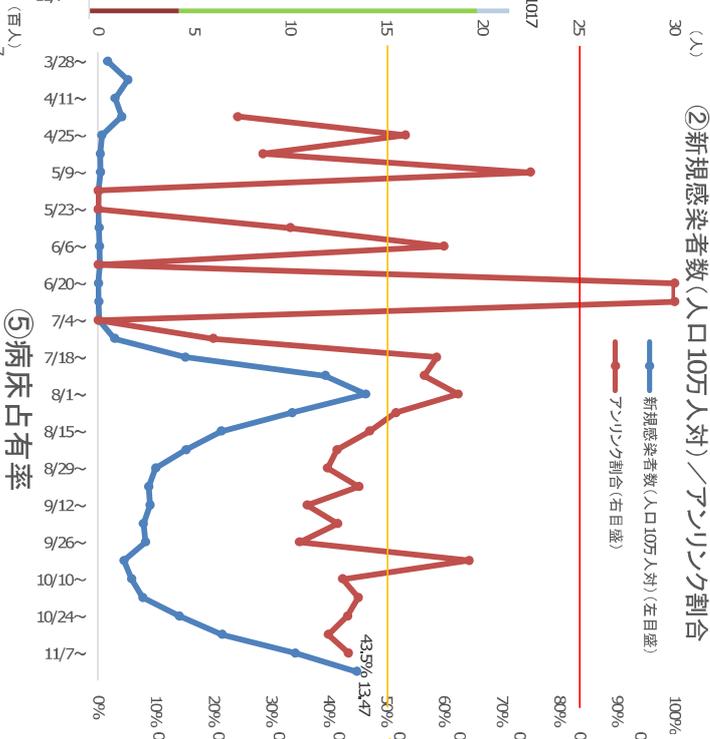


(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

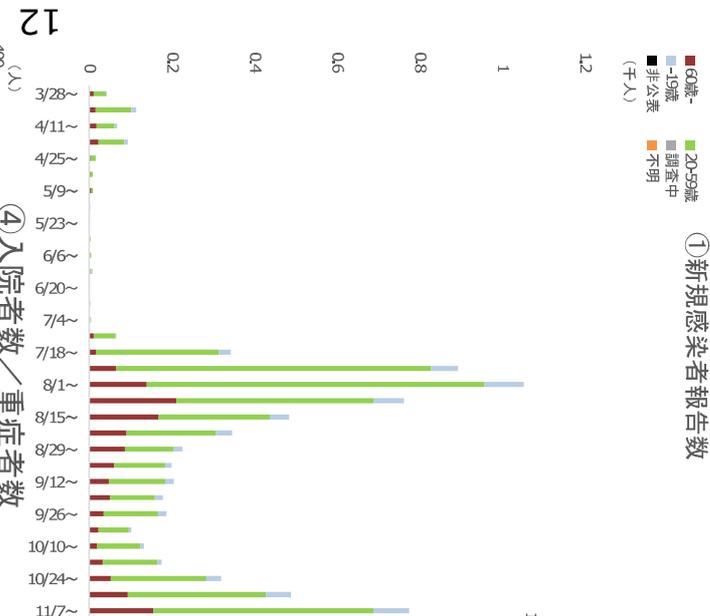
③検査状況



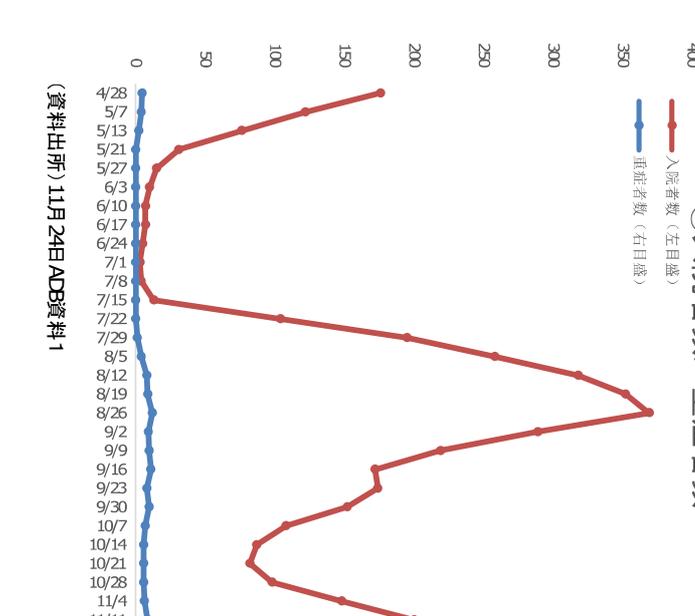
②新規感染者数(人口10万人対) / アンテナ割合



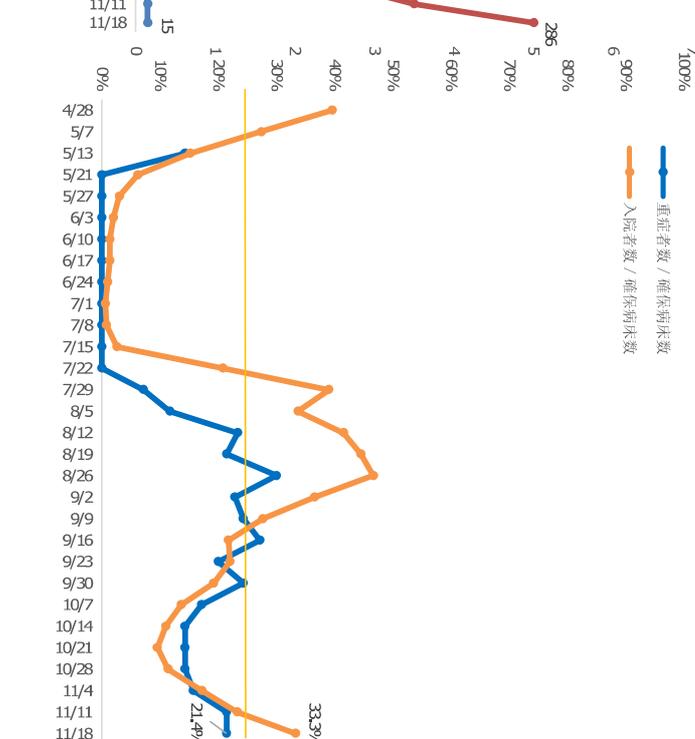
①新規感染者報告数



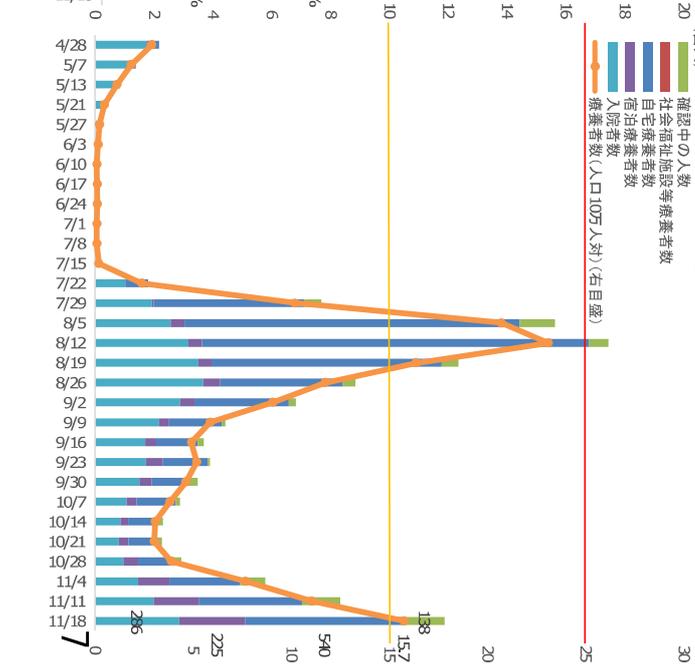
④入院者数 / 重症者数



⑤病床占有率

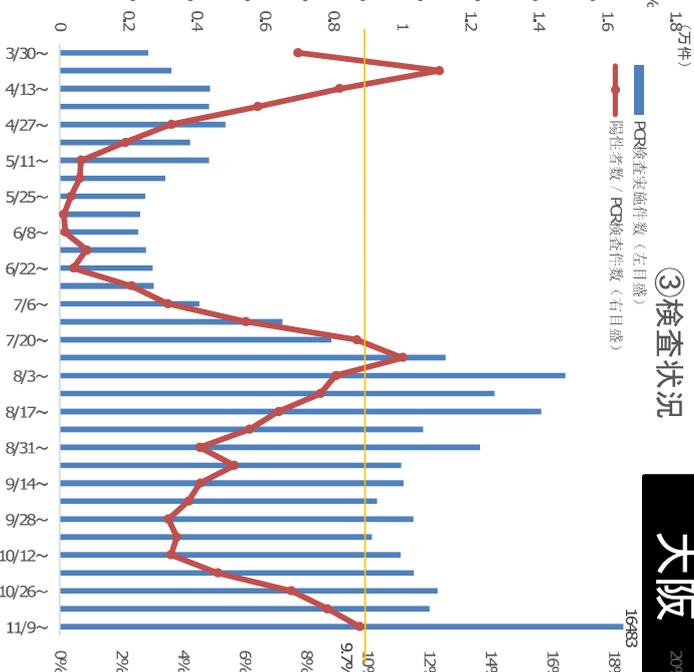


⑥療養者数

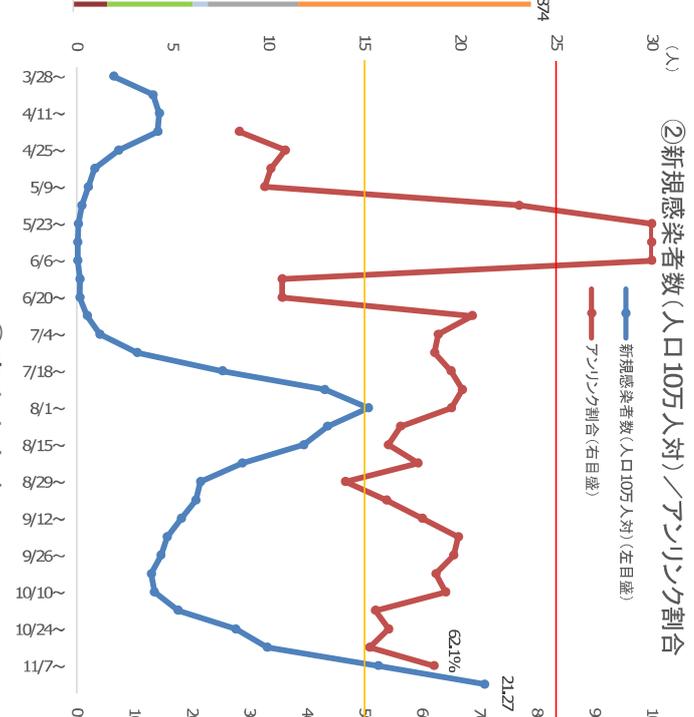


(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

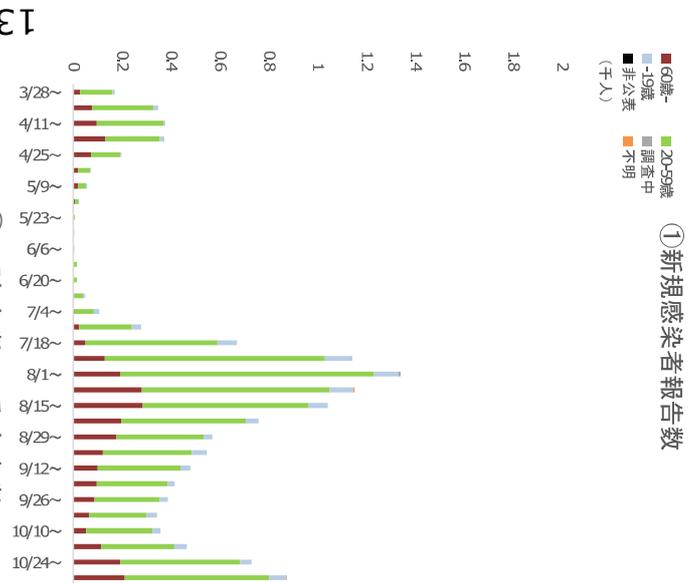
③検査状況



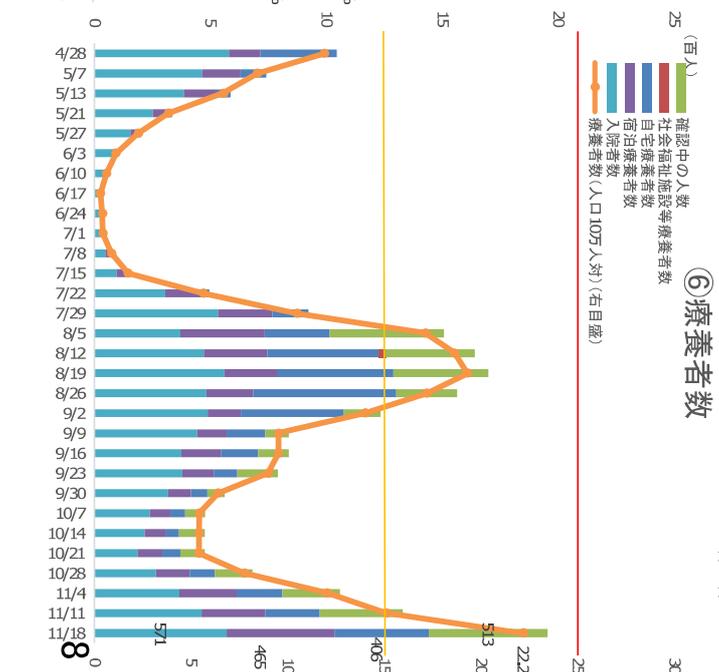
②新規感染者数(人口10万人対) / テンソック割合



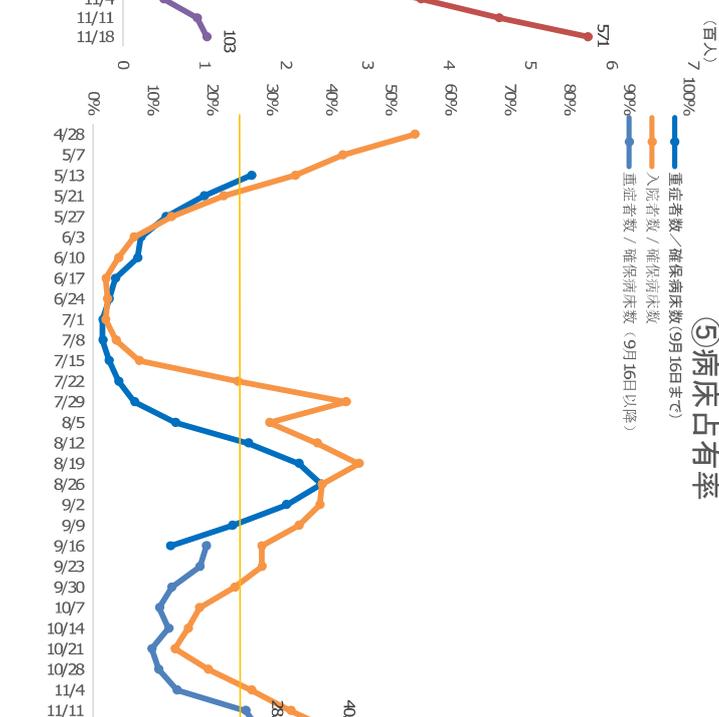
①新規感染者報告数



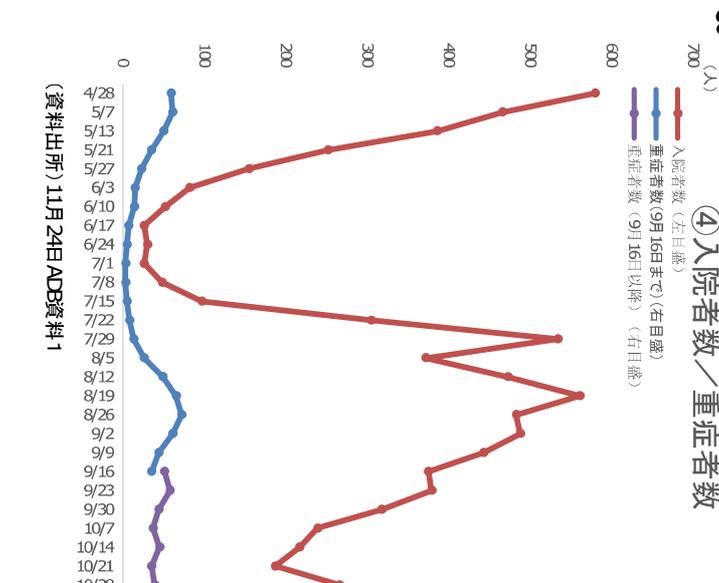
⑥療養者数



⑤病床占有率

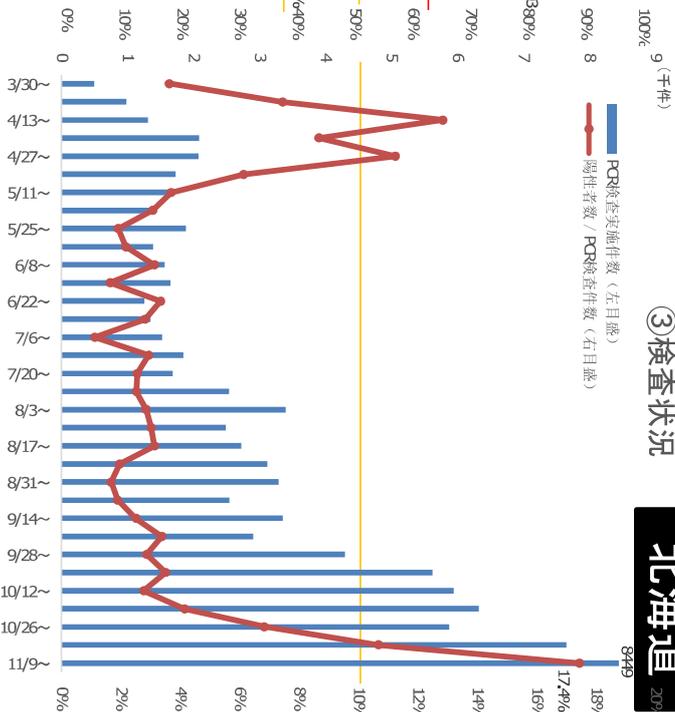


④入院者数 / 重症者数

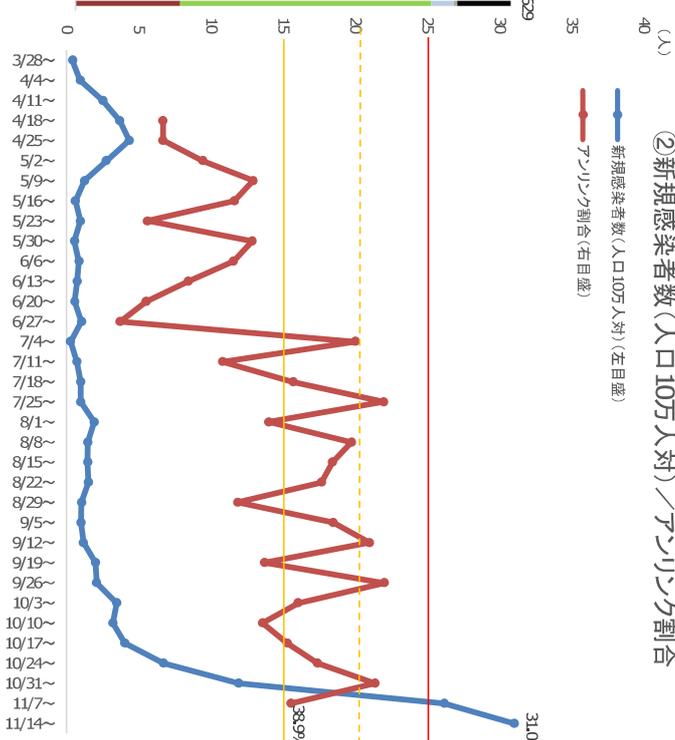


(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

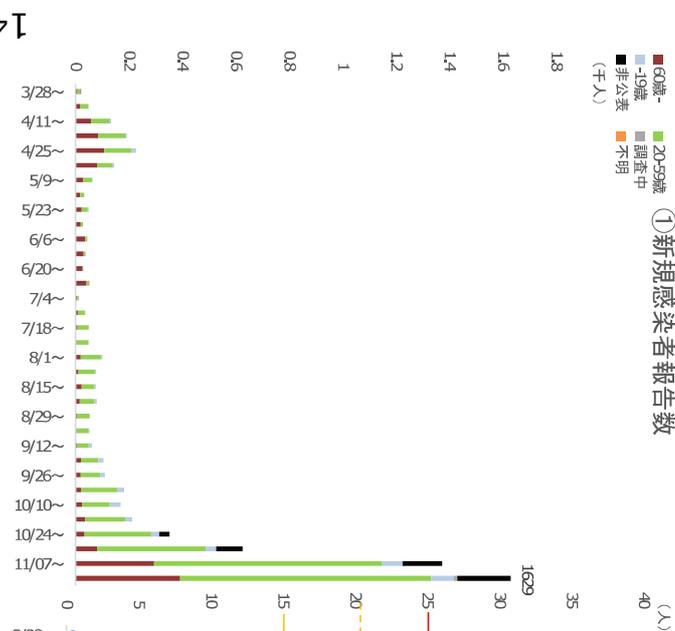
③検査状況



②新規感染者数(人口10万人対) / アンテナ割合



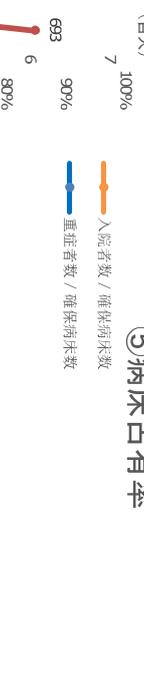
①新規感染者報告数



⑥療養者数



⑤病床占有率



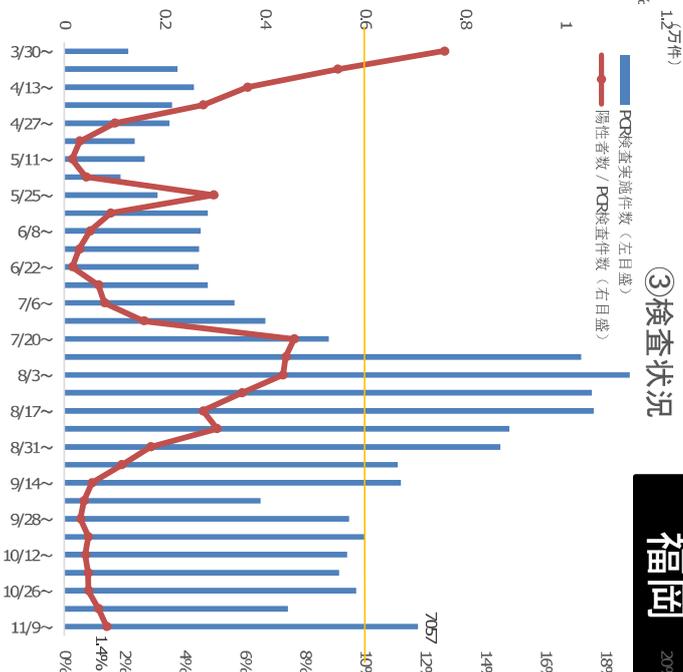
④入院者数 / 重症者数



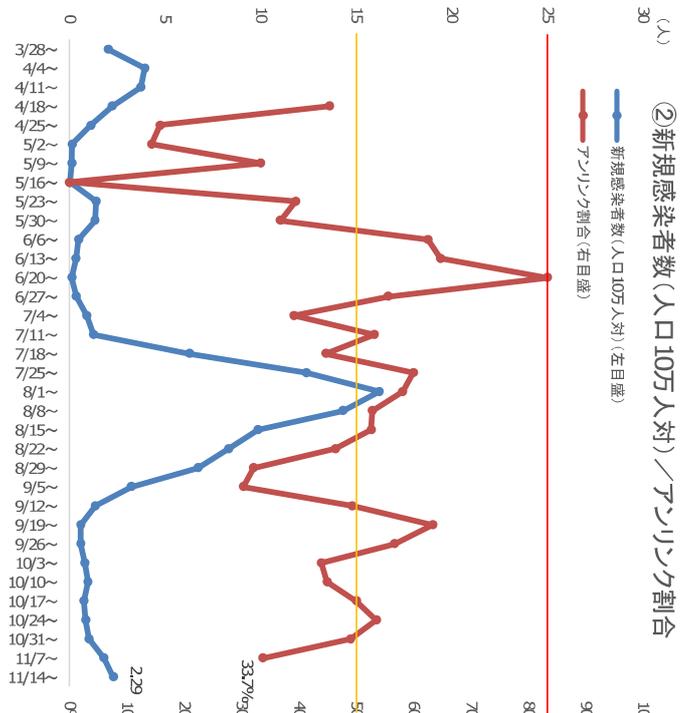
(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

9

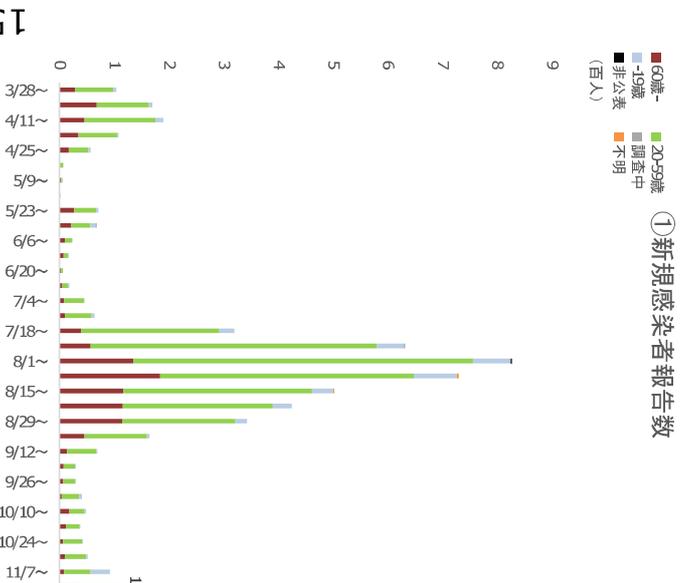
③検査状況



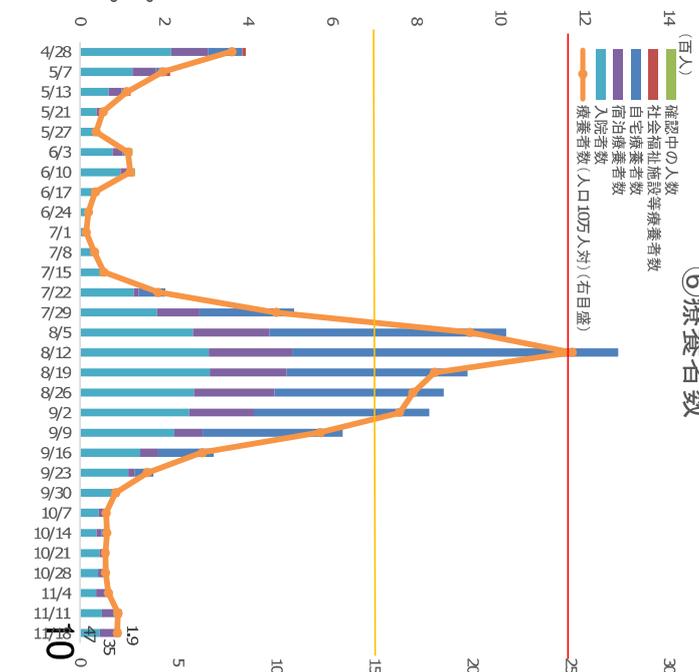
②新規感染者数(人口10万人対) / テンション割合



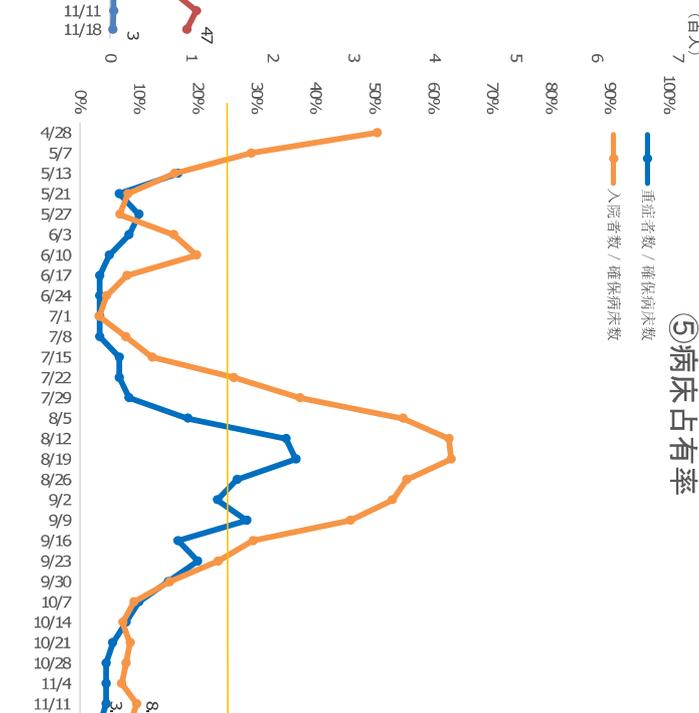
①新規感染者報告数



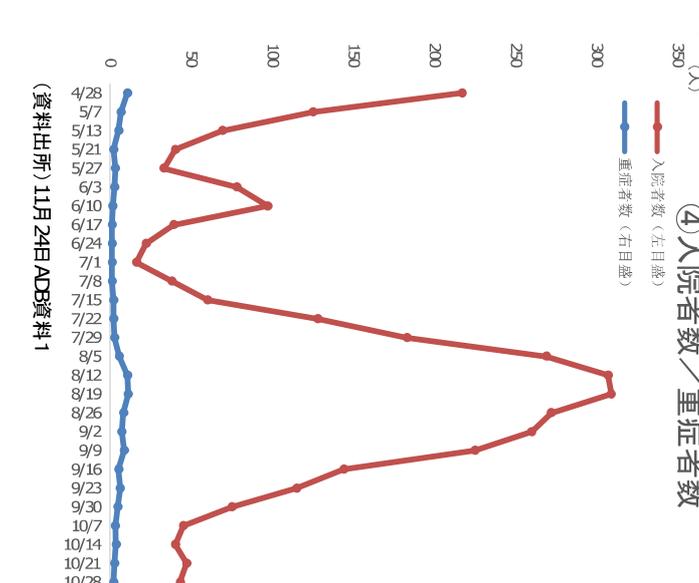
⑥療養者数



⑤病床占有率

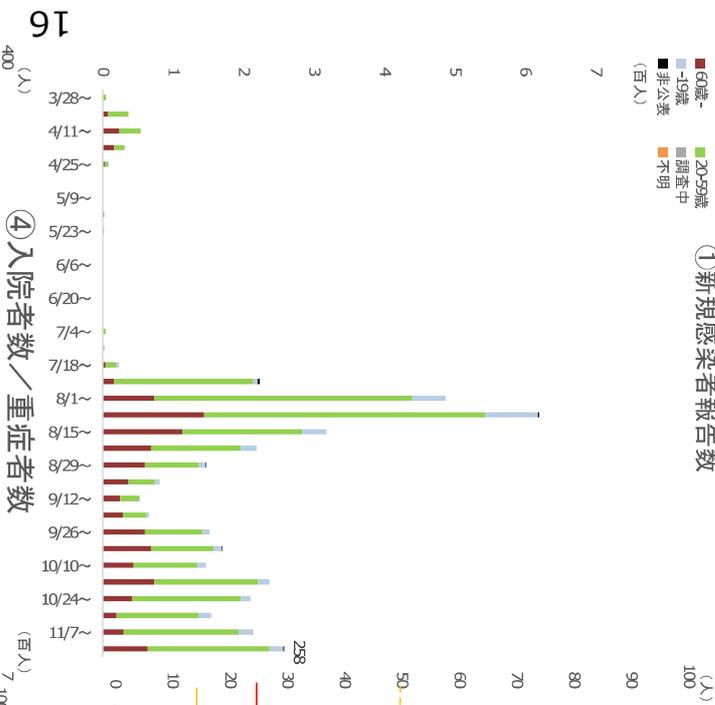


④入院者数 / 重症者数

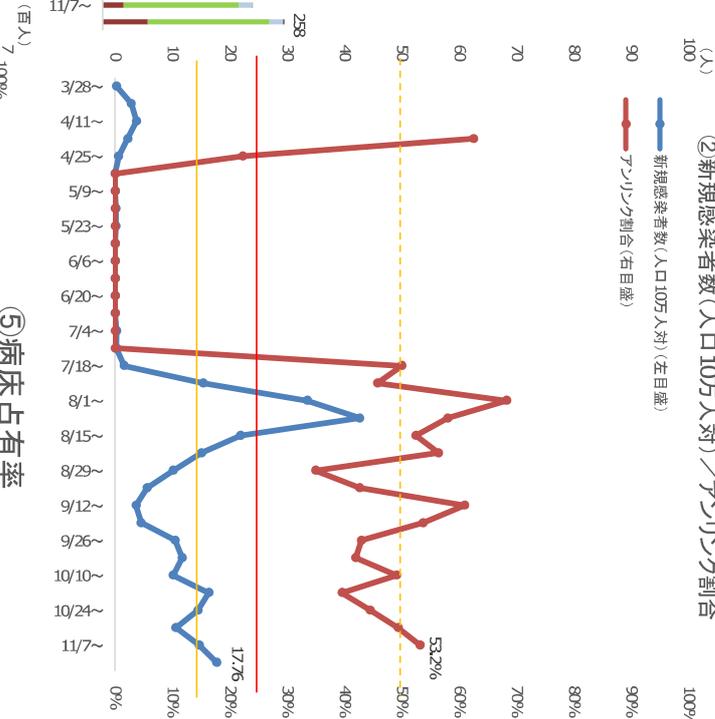


(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

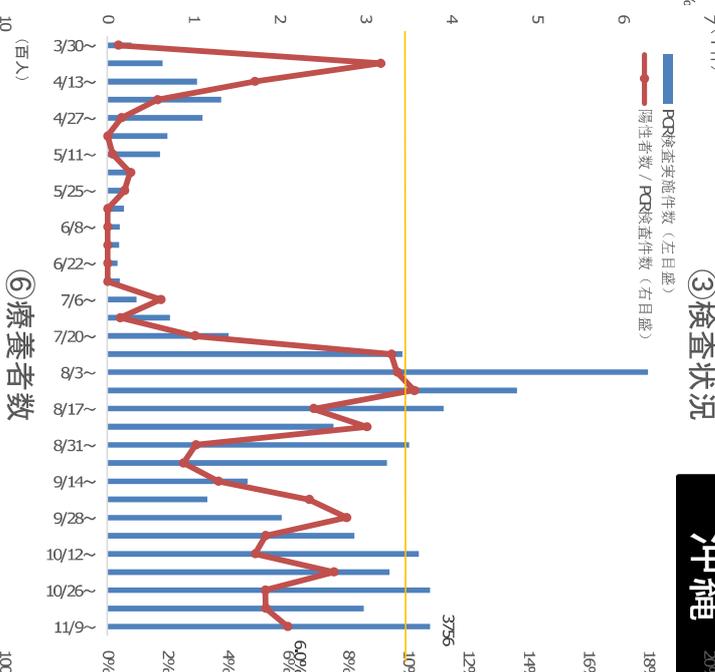
①新規感染者報告数



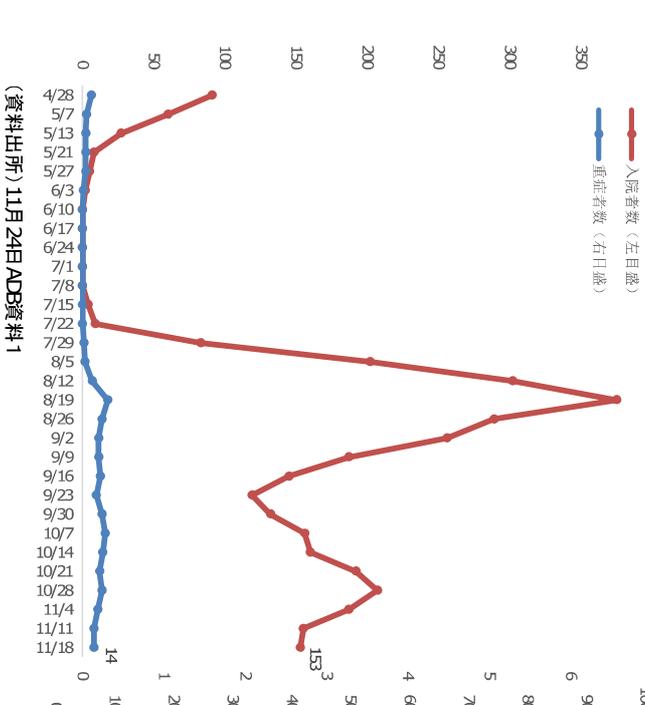
②新規感染者数(人口10万人対)／アソシエーション割合



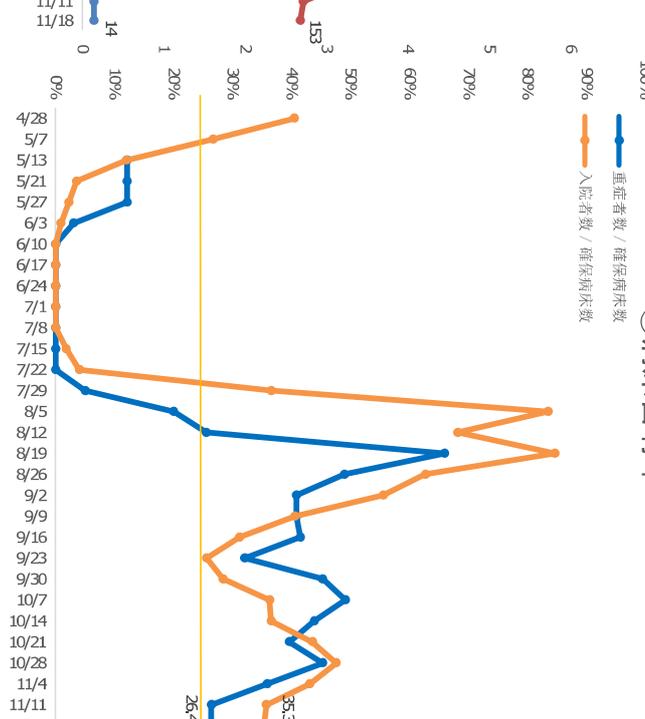
③検査状況



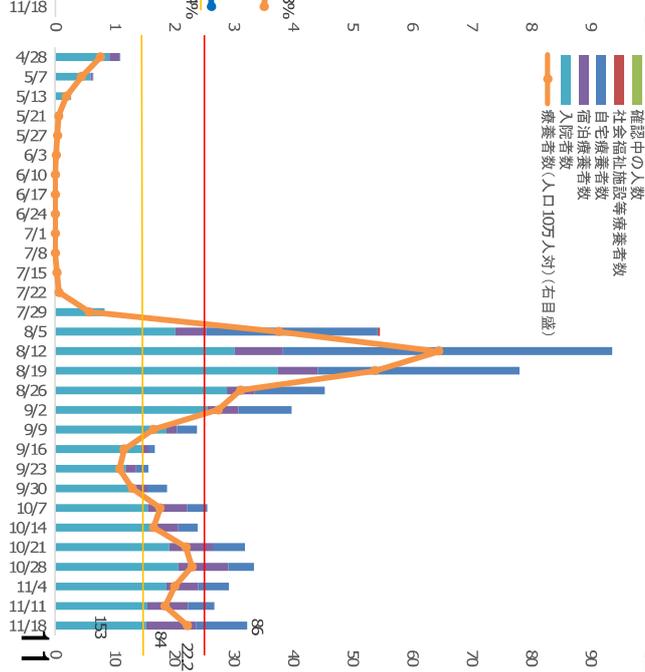
④入院者数／重症者数



⑤病床占有率



⑥療養者数



(資料出所) 11月24日 ADB資料 1

私たちの考え
—分科会から政府への提言—
令和2年11月20日(金)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

【Ⅰ】はじめに：考え方

現在の感染拡大の状況を打開し、医療崩壊を未然に防ぐためには、個人の努力に頼るだけではなく、今までと比べより強い対応及び人々の心に届くメッセージを期待したい。

【Ⅱ】現下の状況の判断

ステージⅢに入りつつある都道府県がある。また、その都道府県内の一部の地域では、既にステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域も存在する。今まで通りの対応では、早晚、公衆衛生体制及び医療提供体制が逼迫する可能性が高いと判断している。また、このままの状況が続くと、結果的には経済・雇用への影響が甚大になってしまふと考えられる。

【Ⅲ】これまでを振り返ると

緊急事態宣言解除後の対応を振り返ると、私どもが現在感じている主な困難は以下の3つである。

(1) メッセージの社会への浸透が不十分

- 多くの人々が協力してくれただけで、何とか感染の「増加要因」と「減少要因」を拮抗させながらここまでやってきた。しかし、現在、そのバランスは崩れている。
- 一方、「感染リスクが高まる」5つの場面」についてのメッセージが社会に十分には浸透せず、これまでの警告メッセージが人々に十分伝わっていない。また、基本的な感染防止策をとってきたにも関わらず、収束の兆しが見えず、いつか何をすればよいのか、という「コロナ疲れ」も見られる。こうしたこともあってか、誰も感染リスクが高い行動を意図せずに取りつてしまふ可能性が高まっている。
- 症状が出たらすぐに受診してほしいというメッセージの浸透も不十分な可能性がある。

(2) 見えにくいクラスターの増加

- 保健所の懸命な努力にも関わらず、感染が拡大するに伴ってリンクの追えない感染者数が増えており、現在、軽症者・無症者を介した感染など見えにくいクラスターが増加している可能性がある。こうしたことが、家庭や職場、会食の場等での感染拡大につながっていると考えられる。このまま感染が拡大すれば、感染源、感染機会の特定や見えにくいクラスターを突き止めるための調査がさらに困難になる。
 - 感染の可能性を自覚しながらも、何らかの理由で検査を受けない又は報告が遅れる事例が増えはじめている。また、その結果として、家族などへの二次感染に至る事例が見られる。
- ### (3) 感染対策と社会経済活動との両立の難しさ
- 感染対策と社会経済活動との両立が求められているが、いかにそのバランスを取り続けるかは難しい。

[IV] 分科会から政府への提言：これまでより強い対策

感染の「増加要因」と「減少要因」を拮抗が崩れた今、

- ① この機を逃さず、
 - ② 短期間（3週間程度）に集中し、
 - ③ これまでの知見に基づき、感染リスクが高い状況に焦点を絞る
- ことが重要であり、以下の5点が特に重要である。

(1) **営業時間の短縮**

- ・ これまで、感染リスクが高まる「5つの場面」でも示してきたとおり、飲み会の場での感染が多くみられている。
- ・ 感染が拡大している自治体では、できる限り迅速に、3週間程度の期間限定で、酒類の提供を行う飲食店に対し、夜間の営業時間の短縮要請又は休業要請を行って頂きたい。
- ・ その際、業種別ガイドラインを遵守している飲食店と遵守していない飲食店で要請のレベルに差をつけるべきである。
- ・ 国はそうした自治体に対し財政的な支援を行って頂きたい。
- ・ また、上記の期間には、併せて、夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛を要請して頂きたい。

(2) **地域の移動に係る自粛要請**

- ・ 地域によって感染レベルが大きく異なっている。
- ・ 感染予防を徹底できない場合には、感染が拡大している地域との間の出入り移動の自粛をなるべくお願いして頂きたい。

[IV] 分科会から政府への提言：これまでより強い対策】（続き）

(3) Go Toキャンペーン事業の運用見直しの検討

① Go To Travel事業

- Go Toキャンペーン事業を行う経済的意義・目的については多くの人々は理解をしていると考えられる。
- しかし、昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードの評価にあるように、一般的には人々の移動が感染拡大に影響すると考えられる。
- そうした中、この時期に、人々に更なる行動変容を要請する一方で、Go To Travel事業の運用をこれまで通りに継続することに對し、人々からは期待と懸念との双方の声を示されている。
- Go To Travel事業が感染拡大の主要な要因であるとのエビデンスは現在のところ存在しないが、同時期に他の提言との整合性のとれた施策を行うことで、人々の納得と協力を得られ、感染の早期の沈静化につながり、結果的には経済的なダメージも少なくなると考えられる。
- そもそも、政府も分科会も、都道府県がステージⅢ相当と判断した場合には、当該都道府県をGo To Travel事業から除外することも検討するとしてきた。
- 現在の感染状況を考えれば、幾つかの都道府県でステージⅢ相当と判断せざるをえない状況に、早晩、至る可能性が高い。
- こうした感染拡大地域においては、都道府県知事の意見も踏まえ、一部区域の除外を含め、国としてGo To Travel事業の運用のあり方について、早急に検討して頂きたい。
- 感染拡大の早期の沈静化、そして人々の健康のための政府の英断を心からお願ひ申し上げる。
- なお、感染がステージⅡ相当に戻れば再び事業を再開して頂きたい。

② Go To Eat事業

- Go To Eat事業については、プレミアム付食事券の新規発行の一時停止及び既に発行された食事券やオンライン飲食予約サイトで付与されたポイントの利用を控える旨の利用者への呼びかけについて、都道府県知事に各地域の感染状況等を踏まえた検討を要請して頂きたい。

【IV】分科会から政府への提言：これまでより強い対策】（続き）

（4）これまでの取組みの徹底

- これまでも分科会で提言してきた
 - ① 年末年始の休暇を分散すること
 - ② 小規模分散型旅行を推進していくこと
 - ③ 財政面での支援を含む検査体制、保健所機能及び医療提供体制の強化
- などについては、当然のことながら、これまで以上に推進していくことが必須である。

（5）経済・雇用への配慮

- 政府におかれては、人々が安心して年末を迎えられるよう、こうした強い対策を早急を実施して頂きたい。
- この対策は経済・雇用への影響が大きいと考えられることから、政府においては、財政支援等、必要な対応を迅速に講じて頂きたい。

（6）人々の行動変容の浸透

- 感染症対策の基本は、マスクの着用等の感染防止策を着実に行うことであり、そのための人々の行動変容の浸透が何より重要である。
- 「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避け、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等について、今まで以上に遵守して頂きたい。
- 職場でのテレワークを今まで以上に推進して頂きたい。
- 大学や専門学校等は、学生に対し、飲み会や課外活動、寮生活等での感染防止対策について、さらに一層注意喚起して頂きたい。
- 政府から人々の心に届き、共感が得られやすいメッセージを出して頂きたい。

(1) 感染の状況(疫学的状況)

(2) ①医療提供体制(療養状況)

資料1-2 ①

時点	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	人口	直近1週間 累積陽性者数	対人口10万人 B/(A/100)	その前1週間 累積陽性者数	直近1週間と その前1週間の比 (B/D)	感染経路不明 な者の割合 (アリンク割合)	入院患者・ 入院確定数	うち 重症者数	入院患者・ 入院確定数	うち 重症者数	宿泊療養者数	
2019.10	~11/23(1W)	~11/23(1W)	~11/16(1W)		~11/13(1W)	11/17	11/17	11/10	11/10	11/17	11/10	
単位	千人	人		人		人	人	人	人	人	人	人
北海道	5,250	1,686	32.11	1462	1.15	39%	693	20	434	11	708	508
青森県	1,246	2	0.16	5	0.40	0%	29	2	50	2	2	7
岩手県	1,227	66	5.38	45	1.47	24%	35	0	7	0	22	0
宮城県	2,306	121	5.25	123	0.98	33%	68	5	65	6	32	22
秋田県	966	1	0.10	6	0.17	0%	7	1	6	1	1	1
山形県	1,078	11	1.02	10	1.10	0%	13	0	10	0	1	0
福島県	1,846	40	2.17	20	2.00	53%	45	5	34	3	0	4
茨城県	2,860	307	10.73	152	2.02	47%	71	3	30	1	32	7
栃木県	1,934	56	2.90	18	3.11	50%	35	4	22	4	0	0
群馬県	1,942	92	4.74	34	2.71	45%	29	2	23	2	17	15
埼玉県	7,350	796	10.83	612	1.30	39%	458	15	347	8	208	155
千葉県	6,259	589	9.41	473	1.25	48%	254	8	188	6	158	132
東京都	13,921	3,091	22.20	2164	1.43	56%	1,312	187	1,070	154	592	382
神奈川県	9,198	1,198	13.02	844	1.42	50%	410	35	329	23	264	163
新潟県	2,223	91	4.09	28	3.25	5%	69	0	18	0	3	0
富山県	1,044	17	1.63	5	3.40	100%	5	0	2	0	0	0
石川県	1,138	5	0.44	7	0.71	33%	6	0	16	1	1	0
福井県	768	29	3.78	12	2.42	0%	19	0	10	0	0	0
山梨県	811	39	4.81	45	0.87	19%	52	2	31	1	6	1
長野県	2,049	147	7.17	87	1.69	14%	71	0	48	0	24	2
岐阜県	1,987	109	5.49	81	1.35	32%	103	0	88	0	4	0
静岡県	3,644	373	10.24	138	2.70	23%	84	2	78	0	52	16
愛知県	7,552	1,150	15.23	841	1.37	43%	286	15	200	15	225	153
三重県	1,781	111	6.23	24	4.63	17%	41	5	41	3	0	0
滋賀県	1,414	69	4.88	53	1.30	17%	48	0	45	0	30	28
京都府	2,583	201	7.78	133	1.51	43%	106	19	78	13	29	18
大阪府	8,809	2,436	27.65	1601	1.52	62%	571	103	462	91	465	275
兵庫県	5,466	841	15.39	477	1.76	66%	297	17	226	17	162	51
奈良県	1,330	148	11.13	110	1.35	35%	133	3	96	1	21	12
和歌山県	925	62	6.70	45	1.38	17%	52	1	21	0	0	0
鳥取県	556	1	0.18	2	0.50	30%	11	0	11	0	0	0
島根県	674	1	0.15	0	-	-	1	0	0	0	0	0
岡山県	1,890	109	5.77	59	1.85	45%	74	3	66	1	7	9
広島県	2,804	56	2.00	28	2.00	45%	32	1	22	1	2	0
山口県	1,358	89	6.55	42	2.12	0%	55	3	18	1	3	1
徳島県	728	8	1.10	3	2.67	25%	6	2	6	0	0	0
香川県	956	11	1.15	15	0.73	44%	15	0	6	0	2	0
愛媛県	1,339	105	7.84	13	8.08	17%	27	0	5	0	0	0
高知県	698	4	0.57	0	-	-	0	0	0	0	0	0
福岡県	5,104	165	3.23	103	1.60	34%	47	3	53	4	35	27
佐賀県	815	14	1.72	5	2.80	0%	6	0	10	0	5	8
長崎県	1,327	11	0.83	2	5.50	100%	5	0	4	0	1	0
熊本県	1,748	55	3.15	61	0.90	38%	68	3	46	3	9	9
大分県	1,135	55	4.85	7	7.86	67%	18	0	2	0	0	0
宮崎県	1,073	58	5.41	1	58.00	100%	4	0	3	1	0	0
鹿児島県	1,602	44	2.75	21	2.10	17%	27	0	35	0	6	30
沖縄県	1,453	249	17.14	233	1.07	53%	153	14	155	14	84	68
全国	126,167	14,919	11.82	10250	1.46	48%	5,951	483	4,517	388	3,213	2,104

※：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

※：累積陽性者数は、感染症法に基づく陽性者数の累積（各都道府県の発表日ベース）を記載。自治体に確認を得てない暫定値であることを留意。

※：入院患者・入院確定数、重症者数及び宿泊患者数（G列～L列）は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」による。

同調査では、記載日の翌日 00:00時点としてとりまとめている。

※：入院確定数は、一箇日中に入院すること及び入院先が確定している者の数。

※：重症者数は、集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な患者数。

※：各数値は、資料掲載時点において把握している最新の値としている。掲載時以降に数値が更新されることにより、前週の値が前週公表の値と一致しない場合がある。

※：東京都、滋賀県、京都府、福岡県及び沖縄県の重症者数については、これまで都府県独自の基準に則って報告された数値を掲載していたが、

8/21公表分からは、国の基準に則って、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者も含めた数値が報告されている。

(2) ②医療提供体制（病床確保等）

	M	N	O	P	Q	R
	新型コロナ対策協議会の設置状況	患者受入れ調整本部の設置状況	周産期医療の協議会開催状況	受入確保病床数	受入確保想定病床数	宿泊施設確保数
時点	5/1	5/1	5/19	11/17	11/17	11/17
単位				床	床	室
北海道	済	済	済	1,811	1,811	1,500
青森県	済	済	済	201	225	260
岩手県	済	済	済	374	374	381
宮城県	済	済	済	345	450	300
秋田県	済	済	済	222	235	58
山形県	済	済	予定	216	216	188
福島県	済	済	済	469	469	160
茨城県	済	済	済	546	546	324
栃木県	済	済	済	313	313	284
群馬県	済	済	済	316	330	1,300
埼玉県	済	済	済	1,232	1,400	1,225
千葉県	済	済	済	1,147	1,200	710
東京都	済	済	済	4,000	4,000	1,910
神奈川県	済	済	済	1,939	1,939	859
新潟県	済	済	済	456	456	176
富山県	済	済	済	500	500	125
石川県	済	済	済	258	258	340
福井県	済	済	済	215	215	75
山梨県	済	済	済	285	285	139
長野県	済	済	済	350	350	250
岐阜県	済	済	済	625	625	466
静岡県	済	済	済	398	450	379
愛知県	済	済	済	860	860	1,300
三重県	済	済	済	349	349	100
滋賀県	済	済	済	429	450	260
京都府	済	済	済	569	750	338
大阪府	済	済	済	1,405	1,615	1,517
兵庫県	済	済	予定	671	671	698
奈良県	済	済	済	467	500	108
和歌山県	済	済	済	400	400	137
鳥取県	済	済	済	313	313	340
島根県	済	済	済	253	253	98
岡山県	済	済	済	281	281	207
広島県	済	済	済	553	553	709
山口県	済	済	済	423	423	834
徳島県	済	済	済	200	200	150
香川県	済	済	済	196	196	101
愛媛県	済	済	済	229	229	117
高知県	済	済	済	200	200	361
福岡県	済	済	済	551	760	1,057
佐賀県	済	済	済	274	274	253
長崎県	済	済	済	395	395	352
熊本県	済	済	済	400	400	1,430
大分県	済	済	済	330	330	700
宮崎県	済	済	済	246	246	250
鹿児島県	済	済	済	342	342	370
沖縄県	済	済	済	433	433	370
全国	-	-	-	26,987	27,646	23,566

(3) 検査体制の構築

	S	T	U	V	W
	最近1週間のPCR検査件数	2週間前のPCR検査件数	変化率(S/T)	(参考)それぞれの週の陽性者数	
	~11/15(1W)	~11/8(1W)		~11/15(1W)	~11/8(1W)
	件	件		人	人
北海道	8,449	7,653	1.10	1,473	816
青森県	786	981	0.80	5	37
岩手県	1,068	311	3.43	39	3
宮城県	2,756	2,178	1.27	123	124
秋田県	396	334	1.19	6	4
山形県	506	210	2.41	10	1
福島県	3,056	3,108	0.98	20	27
茨城県	4,995	3,964	1.26	149	48
栃木県	1,807	1,605	1.13	18	9
群馬県	1,451	1,763	0.82	31	24
埼玉県	12,794	9,301	1.38	576	357
千葉県	7,570	6,232	1.21	428	296
東京都	45,644	35,724	1.28	2,141	1,412
神奈川県	15,998	15,348	1.04	819	570
新潟県	1,673	768	2.18	31	12
富山県	679	573	1.18	5	1
石川県	1,241	1,023	1.21	8	10
福井県	1,445	365	3.96	13	2
山梨県	2,706	3,036	0.89	42	25
長野県	1,708	1,001	1.71	91	27
岐阜県	1,726	913	1.89	74	48
静岡県	3,149	2,929	1.08	132	90
愛知県	8,851	7,246	1.22	835	537
三重県	1,097	779	1.41	24	30
滋賀県	854	432	1.98	62	48
京都府	3,310	2,691	1.23	130	105
大阪府	16,483	10,821	1.52	1,606	940
兵庫県	4,616	4,054	1.14	457	254
奈良県	1,743	1,140	1.53	107	78
和歌山県	936	478	1.96	39	13
鳥取県	488	424	1.15	9	5
島根県	90	41	2.20	0	0
岡山県	2,739	2,787	0.98	58	47
広島県	1,354	1,069	1.27	24	14
山口県	1,376	316	4.35	41	12
徳島県	136	153	0.89	4	3
香川県	632	535	1.18	8	5
愛媛県	179	53	3.38	12	1
高知県	80	106	0.75	0	0
福岡県	7,057	4,458	1.58	99	50
佐賀県	423	490	0.86	10	14
長崎県	1,320	844	1.56	2	4
熊本県	1,400	3,093	0.45	61	52
大分県	576	312	1.85	3	2
宮崎県	344	262	1.31	0	6
鹿児島県	1,277	1,577	0.81	23	59
沖縄県	3,756	2,986	1.26	224	157
全国	182,720	146,467	1.25	10,072	6,379

※：受入確保病床数、受入確保想定病床数、宿泊施設確保数は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」による。

※：受入確保想定病床数は、同調査における「最終フェーズにおける即応病床（計画）数」を用いている。同調査では、記載日の翌日 00:00時点としてとりまとめている。

※：受入確保病床数は、ピーク時に新型コロナウイルス感染症患者が利用する病床として、各都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数。実際には受入患者の重症度等により、変動する可能性がある。

※：受入確保想定病床数は、ピーク時に新型コロナウイルス感染症患者が利用する病床として、各都道府県が見込んでいる（想定している）病床数であり変動しうる点に留意が必要。また、実際には受入患者の重症度等により、変動する可能性がある。

※：確保病床数が確保想定病床数を超える場合には、確保想定病床数は確保病床数と同数として計算している。

※：宿泊施設確保数は、受け入れが確実な宿泊施設の部屋として都道府県に報告した室数。都道府県の運用によっては、事務職員の宿泊や物資の保管、医師・看護師の控室のために使用する居室等として、一部使われる場合がある。（居室数が具体的に確認できた場合、数値を置き換えることにより数値が減る場合がある。）数値を非公表としている県又は調整中の県は「-」で表示。

※：PCR検査件数は、①各都道府県から報告があった地方衛生研究所・保健所のPCR検査件数（PCR検査の体制整備にかかる国への報告について（依頼）（令和2年3月5日））、②厚生労働省から依頼した民間検査会社、大学、医療機関のPCR検査件数を計上。一部、未報告の検査機関があったとしても、現時点で得られている検査件数を計上している。

※：各数値は、資料掲載時点において把握している最新の値としている。掲載時以降に数値が更新されることにより、前週の値が前週公表の値と一致しない場合がある。

【 医療提供体制 】

	A 人口	C ①病床のひっ迫具合				F ②療養者数
		B 全入院者		D 重症患者		
		確保病床 利用率	確保想定 病床利用率	確保病床 利用率 〔重症患者〕	確保想定 病床利用率 〔重症患者〕	
時点	2019.10	11/17	11/17	11/17	11/17	11/17
単位	千人	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)
ステージⅢの指標		25%	20%	25%	20%	15
ステージⅣの指標			50%		50%	25
北海道	5,250	38.3% (+14.3)	38.3% (+14.3)	11.0% (+4.9)	11.0% (+4.9)	36.2 (+14.2)
青森県	1,246	14.4% (▲10.4)	12.9% (▲9.3)	6.5% (+0.0)	6.5% (▲0.2)	2.5 (▲2.2)
岩手県	1,227	9.4% (+7.5)	9.4% (+7.4)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	4.6 (+4.1)
宮城県	2,306	19.7% (+0.9)	15.1% (+0.7)	11.6% (▲2.3)	7.7% (▲1.5)	8.2 (+0.3)
秋田県	966	3.2% (+0.5)	3.0% (+0.4)	4.5% (+0.0)	3.7% (+0.0)	0.8 (+0.1)
山形県	1,078	6.0% (+1.4)	6.0% (+1.4)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	1.3 (+0.4)
福島県	1,846	9.6% (+2.3)	9.6% (▲0.1)	11.9% (+4.8)	10.0% (+4.0)	2.4 (+0.4)
茨城県	2,860	13.0% (+7.5)	13.0% (+7.0)	4.2% (+2.8)	4.2% (+2.7)	7.9 (+5.6)
栃木県	1,934	11.2% (+4.2)	11.2% (+4.2)	9.8% (+0.0)	9.8% (+0.0)	1.8 (+0.7)
群馬県	1,942	9.2% (+1.9)	8.8% (+1.8)	8.7% (+0.0)	4.0% (+0.0)	2.4 (+0.4)
埼玉県	7,350	37.2% (+8.4)	32.7% (+7.9)	11.7% (+5.5)	7.5% (+3.5)	11.2 (+2.9)
千葉県	6,259	22.1% (+5.8)	21.2% (+5.5)	7.9% (+2.0)	4.4% (+1.1)	9.9 (+3.3)
東京都	13,921	32.8% (+6.1)	32.8% (+6.1)	37.4% (+6.6)	37.4% (+6.6)	19.8 (+4.4)
神奈川県	9,198	21.1% (+4.2)	21.1% (+4.2)	17.5% (+6.0)	17.5% (+6.0)	11.2 (+4.0)
新潟県	2,223	15.1% (+11.2)	15.1% (+11.2)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	3.2 (+2.4)
富山県	1,044	1.0% (+0.6)	1.0% (+0.6)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	0.5 (+0.3)
石川県	1,138	2.3% (▲3.9)	2.3% (▲4.0)	0.0% (▲2.9)	0.0% (▲2.9)	0.6 (▲0.8)
福井県	768	8.8% (+4.2)	8.8% (+4.2)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	2.5 (+1.2)
山梨県	811	18.2% (+7.4)	18.2% (+5.8)	8.3% (+4.2)	8.3% (+4.2)	7.2 (+3.2)
長野県	2,049	20.3% (+6.6)	20.3% (+6.6)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	5.7 (+3.2)
岐阜県	1,987	16.5% (+2.4)	16.5% (+2.4)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	5.4 (+1.0)
静岡県	3,644	21.1% (+0.8)	18.7% (+1.3)	5.9% (+5.9)	3.0% (+3.0)	4.7 (+1.9)
愛知県	7,552	33.3% (+10.0)	33.3% (+9.4)	21.4% (+0.0)	12.4% (+0.0)	15.7 (+4.7)
三重県	1,781	11.7% (+0.0)	11.7% (+0.0)	9.4% (+3.8)	9.4% (+3.8)	2.5 (+0.2)
滋賀県	1,414	11.2% (+0.7)	10.7% (+0.7)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	6.0 (+0.7)
京都府	2,583	18.6% (+4.9)	14.1% (+3.7)	22.1% (+7.0)	22.1% (+7.0)	7.4 (+2.6)
大阪府	8,809	40.6% (+7.4)	35.4% (+6.7)	28.1% (+2.5)	28.1% (▲14.2)	22.2 (+7.1)
兵庫県	5,466	44.3% (+10.6)	44.3% (+9.5)	15.5% (+0.0)	14.2% (+0.0)	8.4 (+3.3)
奈良県	1,330	28.5% (+7.9)	26.6% (+7.4)	11.1% (+7.4)	11.1% (+7.1)	11.6 (+3.5)
和歌山県	925	13.0% (+7.8)	13.0% (+7.8)	2.5% (+2.5)	2.5% (+2.5)	5.6 (+3.4)
鳥取県	556	3.5% (+0.0)	3.5% (▲0.2)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	2.0 (+0.0)
島根県	674	0.4% (+0.4)	0.4% (+0.4)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	0.1 (+0.1)
岡山県	1,890	26.3% (+2.8)	26.3% (▲0.1)	8.1% (+5.4)	7.5% (+5.0)	5.8 (+1.5)
広島県	2,804	5.8% (+1.8)	5.8% (+1.4)	1.4% (+0.0)	1.4% (▲0.0)	1.3 (+0.5)
山口県	1,358	13.0% (+8.7)	13.0% (+8.7)	2.2% (+1.5)	2.2% (+1.5)	4.3 (+2.9)
徳島県	728	3.0% (+0.0)	3.0% (+0.0)	8.0% (+8.0)	8.0% (+8.0)	0.8 (+0.0)
香川県	956	7.7% (+4.6)	7.7% (+4.6)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	1.8 (+1.2)
愛媛県	1,339	11.8% (+9.6)	11.8% (+9.5)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	2.0 (+1.6)
高知県	698	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	0.0 (+0.0)
福岡県	5,104	8.5% (▲1.1)	6.2% (▲0.8)	3.3% (▲1.1)	2.7% (▲0.9)	1.9 (▲0.0)
佐賀県	815	2.2% (▲1.5)	2.2% (▲1.5)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	1.3 (▲0.9)
長崎県	1,327	1.3% (+0.3)	1.3% (+0.3)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	0.6 (+0.2)
熊本県	1,748	17.0% (+5.5)	17.0% (+5.5)	5.1% (+0.0)	5.1% (+0.0)	5.0 (+1.8)
大分県	1,135	5.5% (+4.8)	5.5% (+4.8)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	1.6 (+1.4)
宮崎県	1,073	1.6% (+0.4)	1.6% (+0.4)	0.0% (▲3.0)	0.0% (▲3.0)	1.2 (+0.9)
鹿児島県	1,602	7.9% (▲2.3)	7.9% (▲3.8)	0.0% (+0.0)	0.0% (+0.0)	2.1 (▲2.1)
沖縄県	1,453	35.3% (▲0.4)	35.3% (▲1.1)	26.4% (+0.0)	26.4% (▲1.0)	22.2 (+3.8)
全国	126,167	22.1% (+5.3)	21.5% (+5.2)	13.9% (+2.7)	13.1% (+2.6)	10.6 (+3.3)

※：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口 (2019年10月1日現在)

※：確保病床利用率、確保想定病床利用率、療養者数は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」による。

※：確保想定病床利用率は、同調査における「最終フェーズにおける即応病床 (計画) 数」を用いて計算している。同調査では、記載日の翌日 00:00時点としてとらえている。

※：重症者数は、集中治療室 (ICU) 等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助 (ECMO) による管理が必要な患者数。

※：東京都、滋賀県、京都府、福岡県及び沖縄県の重症者数については、これまで都府県独自の基準に則って報告された数値を掲載していたが、

8/21公表分からは、国の基準に則って、集中治療室 (ICU) 等での管理が必要な患者も含めた数値が報告されている。

※：確保病床数が確保想定病床数を超える場合には、確保想定病床数は確保病床数と同数として計算している。

(参考) 都道府県の医療提供体制等の状況② (監視体制・感染の状況)

		【監視体制】		【 感染の状況 】			
A	G	H	I	J			
	人口	③陽性者数/ PCR検査件数 (最近1週間)	④直近1週間の陽性者数	⑤直近1週間 とその前1週間の比	⑥感染経路 不明な者の 割合		
時点	2019.10	~11/15(1W)	~11/19(1W)		~11/13(1W)		
単位	千人	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	(前週差)	% (前週差)		
ステージⅢの指標		10%	15	1	50%		
ステージⅣの指標		10%	25	1	50%		
北海道	5,250	17.4% (+6.8)	29.71 (+5.8)	1.24 (▲0.92)	38.9% (▲14.5)		
青森県	1,246	0.6% (▲3.1)	0.40 (▲0.5)	0.45 (+0.22)	0.0% (▲6.4)		
岩手県	1,227	3.7% (+2.7)	4.48 (+3.4)	4.23 (▲2.27)	23.5% (▲76.5)		
宮城県	2,306	4.5% (▲1.2)	5.12 (▲0.2)	0.97 (+0.05)	33.1% (+14.0)		
秋田県	966	1.5% (+0.3)	0.41 (+0.1)	1.33 (+0.83)	0.0% (▲20.0)		
山形県	1,078	2.0% (+1.5)	0.74 (+0.0)	1.00 -	0.0% -		
福島県	1,846	0.7% (▲0.2)	2.00 (+1.4)	3.08 (+2.54)	52.6% (+26.0)		
茨城県	2,860	3.0% (+1.8)	7.66 (+4.5)	2.41 (▲0.44)	47.3% (+16.0)		
栃木県	1,934	1.0% (+0.4)	1.81 (+1.1)	2.69 (+1.39)	50.0% (+12.5)		
群馬県	1,942	2.1% (+0.8)	2.68 (+1.2)	1.79 (+0.53)	45.5% (▲12.9)		
埼玉県	7,350	4.5% (+0.7)	9.20 (+1.9)	1.26 (▲0.86)	39.2% (+2.0)		
千葉県	6,259	5.7% (+0.9)	8.56 (+2.7)	1.46 (▲0.04)	47.7% (+2.5)		
東京都	13,921	4.7% (+0.7)	17.86 (+4.3)	1.32 (▲0.22)	55.8% (▲2.0)		
神奈川県	9,198	5.1% (+1.4)	11.22 (+3.3)	1.41 (▲0.25)	49.5% (+3.0)		
新潟県	2,223	1.9% (+0.3)	2.34 (+0.7)	1.41 (▲10.93)	5.3% (▲44.7)		
富山県	1,044	0.7% (+0.6)	0.96 (+0.7)	3.33 (+0.33)	100.0% (+0.0)		
石川県	1,138	0.6% (▲0.3)	0.35 (▲0.7)	0.33 (▲0.67)	33.3% (▲11.1)		
福井県	768	0.9% (+0.4)	3.39 (+1.8)	2.17 (▲9.83)	0.0% (+0.0)		
山梨県	811	1.6% (+0.7)	2.84 (▲3.3)	0.46 (▲3.39)	19.2% (▲16.1)		
長野県	2,049	5.3% (+2.6)	6.78 (+4.1)	2.48 (▲2.18)	14.3% (▲10.7)		
岐阜県	1,987	4.3% (▲1.0)	4.53 (+0.8)	1.20 (▲1.07)	32.4% (+11.0)		
静岡県	3,644	4.2% (+1.1)	6.89 (+3.7)	2.16 (+0.02)	23.3% (▲5.8)		
愛知県	7,552	9.4% (+2.0)	12.75 (+3.4)	1.36 (▲0.19)	43.5% (+3.5)		
三重県	1,781	2.2% (▲1.7)	3.37 (+1.6)	1.94 (+0.30)	17.4% (+13.2)		
滋賀県	1,414	7.3% (▲3.9)	4.46 (+0.1)	1.02 (▲0.62)	17.0% (▲17.8)		
京都府	2,583	3.9% (+0.0)	7.24 (+2.6)	1.55 (+0.15)	42.7% (+3.3)		
大阪府	8,809	9.7% (+1.1)	20.07 (+5.4)	1.37 (▲0.16)	62.1% (+11.2)		
兵庫県	5,466	9.9% (+3.6)	11.14 (+4.9)	1.78 (+0.11)	66.2% (+12.6)		
奈良県	1,330	6.1% (▲0.7)	10.30 (+3.2)	1.46 (▲0.11)	35.4% (+7.0)		
和歌山県	925	4.2% (+1.4)	6.27 (+3.7)	2.42 (▲1.01)	17.1% (▲2.9)		
鳥取県	556	1.8% (+0.7)	0.36 (▲2.0)	0.15 -	30.0% (▲45.0)		
島根県	674	0.0% (+0.0)	0.15 (+0.1)	- -	- -		
岡山県	1,890	2.1% (+0.4)	4.81 (+2.8)	2.33 (+1.61)	45.3% (+12.7)		
広島県	2,804	1.8% (+0.5)	1.43 (+0.8)	2.35 (+0.23)	45.0% (▲5.0)		
山口県	1,358	3.0% (▲0.8)	5.08 (+4.3)	6.27 (+5.17)	0.0% -		
徳島県	728	2.9% (+1.0)	0.69 (▲0.1)	0.83 -	25.0% (+25.0)		
香川県	956	1.3% (+0.3)	1.57 (+0.6)	1.67 (▲2.83)	44.4% (+44.4)		
愛媛県	1,339	6.7% (+4.8)	2.39 (+2.0)	6.40 -	16.7% (+16.7)		
高知県	698	0.0% (+0.0)	0.00 (+0.0)	- -	- -		
福岡県	5,104	1.4% (+0.3)	1.92 (+0.1)	1.05 (▲1.01)	33.7% (▲15.3)		
佐賀県	815	2.4% (▲0.5)	1.72 (+0.5)	1.40 (+0.57)	0.0% (▲7.7)		
長崎県	1,327	0.2% (▲0.3)	0.38 (+0.2)	1.67 (+0.17)	100.0% (+50.0)		
熊本県	1,748	4.4% (+2.7)	3.83 (+1.5)	1.63 (+0.81)	37.5% (+11.0)		
大分県	1,135	0.5% (▲0.1)	2.91 (+2.6)	8.25 -	66.7% (+66.7)		
宮崎県	1,073	0.0% (▲2.3)	1.40 (+1.3)	15.00 (+14.80)	100.0% (+100.0)		
鹿児島県	1,602	1.8% (▲1.9)	2.31 (▲0.4)	0.86 (▲0.30)	17.1% (+15.1)		
沖縄県	1,453	6.0% (+0.7)	18.44 (+5.7)	1.45 (+0.29)	53.2% (+3.8)		
全国	126,167	5.5% (+1.2)	9.55 (+2.7)	1.40 (▲0.23)	47.8% (+1.1)		

※：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

※：陽性者数は、感染症法に基づく陽性者数の累積（各都道府県の発表日ベース）を記載。自治体に確認を得てない暫定値であることに留意。

※：PCR検査件数は、厚生労働省において把握した、地方衛生研究所・保健所、民間検査会社、大学等及び医療機関における検査件数の合計値。

※：各数値は、資料掲載時点において把握している最新の値としている。掲載時以降に数値が更新されることにより、前週差が前週公表の値との差と一致しない場合がある。

※：⑤と⑥について、分母が0の場合は、「-」と記載している。

新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）

日時：令和2年11月16日（月）

18時10分～18時40分

場所：官邸4階 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 内閣官房・内閣府・厚生労働省提出資料

資料3 農林水産省・観光庁提出資料

都道府県別新規陽性者数（報告日別）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

報告日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	直近2週間の合計		増減率	直近1週間合計 (人口10万対)		全期間の 合計
	482	868	607	1,049	1,137	1,302	936	771	1,278	1,541	1,625	1,704	1,723	1,423	16,446	6,381		10,065	7.98	
北海道	96	71	75	119	115	187	153	200	166	197	236	235	230	209	2,289	816	1,473	1.81	28.06	5,494
青森	8	1	11	8	5	2	2	1	0	1	0	0	3	0	42	37	5	0.14	0.40	278
岩手	0	1	1	0	0	1	0	0	1	10	1	15	7	5	42	3	39	13.00	3.18	69
岩手	30	16	16	18	13	18	13	7	20	33	18	30	10	5	247	124	123	9.99	5.33	989
秋田	1	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	10	4	6	1.50	0.62	73
山形	0	0	0	0	0	1	1	1	1	3	2	0	2	1	11	1	10	10.00	0.93	97
福島	1	12	1	8	1	2	3	3	1	1	2	7	3	4	47	27	20	4.74	1.08	435
茨城	3	2	4	10	7	10	12	7	9	20	26	26	40	21	197	48	149	3.10	5.21	967
栃木	1	2	1	1	2	2	0	1	4	2	2	2	4	3	27	9	18	2.00	0.93	517
群馬	1	3	5	3	5	6	1	2	5	5	5	9	0	5	55	24	31	1.29	1.60	956
埼玉	26	30	36	38	114	69	44	51	67	116	75	83	104	80	933	357	576	1.61	7.84	6,831
千葉	21	40	30	58	42	61	44	32	49	65	74	60	88	60	724	296	478	1.45	6.84	5,784
東京都	87	209	122	269	242	294	189	157	293	317	393	374	352	255	3,553	1,412	2,141	1.52	15.38	34,759
東京都	23	76	44	109	104	137	79	36	99	130	147	146	147	114	1,391	572	819	1.43	8.90	10,169
神奈川県	0	0	0	2	1	2	7	3	2	16	6	2	0	2	43	12	31	2.58	1.39	229
新潟	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1	1.00	0.10	428
富山	0	1	0	2	1	3	3	1	1	1	1	2	1	2	18	10	8	0.80	0.70	831
石川	0	0	0	0	0	1	1	3	4	2	1	2	1	0	15	2	13	6.50	1.69	272
福井	0	0	0	0	0	1	1	3	4	2	1	2	1	0	6	2	6	1.68	5.18	284
山梨	2	0	3	4	4	4	8	2	10	14	8	6	0	2	67	25	42	3.37	4.44	462
長野	1	5	1	1	0	16	3	14	3	6	13	23	19	13	118	27	91	1.54	3.72	809
岐阜	6	5	2	10	16	3	6	7	13	10	20	11	4	9	122	48	74	1.44	3.57	885
静岡県	1	14	5	10	17	30	13	6	16	21	13	16	36	22	272	90	130	1.44	3.57	885
静岡県	44	85	53	79	82	113	81	57	129	104	143	148	152	102	1,320	537	835	1.55	11.06	7,714
愛知県	2	1	1	1	12	8	1	1	4	4	3	4	6	4	54	30	24	0.80	1.35	620
三重	4	3	3	21	9	6	2	18	5	11	11	0	9	8	110	48	62	1.29	4.38	670
滋賀	7	13	9	11	24	20	21	8	13	18	17	28	24	22	235	105	130	1.24	5.03	2,302
京都	74	156	85	125	169	191	140	78	226	256	231	264	285	266	2,546	940	1,606	1.71	18.23	15,485
大阪	10	52	36	44	49	31	32	20	59	70	81	69	79	79	711	254	457	1.80	8.36	3,988
兵庫	5	11	4	15	19	13	11	8	9	17	17	24	23	9	185	78	107	1.37	8.05	847
和歌山	2	0	1	2	0	6	2	1	2	7	6	5	10	8	52	13	39	3.00	4.22	329
鳥取	0	0	0	0	4	1	0	0	1	0	0	1	0	0	14	5	9	1.80	1.62	53
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	141
岡山	0	12	6	6	8	9	6	2	1	7	6	13	12	17	105	47	58	1.23	3.07	396
広島	0	0	3	2	3	3	3	2	2	2	2	3	6	7	38	14	24	1.71	0.86	700
山口	0	2	0	8	0	0	0	0	6	2	1	14	10	8	53	12	41	3.42	3.02	266
徳島	0	0	0	0	3	0	0	1	2	0	0	0	0	1	7	3	4	1.33	0.55	171
香川	0	0	1	1	1	1	2	0	1	2	3	1	0	1	13	5	8	1.60	0.84	115
愛媛	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	11	1	10	10.00	0.75	127
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	144
福岡	5	2	9	5	17	8	4	4	23	21	16	16	7	12	149	50	99	1.98	1.94	5,381
佐賀	2	8	2	0	1	1	0	6	0	1	1	1	2	0	24	14	10	0.71	1.23	278
長崎	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	4	2	0.50	0.15	251
熊本	6	6	11	11	7	4	7	3	3	6	11	10	16	12	113	52	61	1.17	3.49	915
大分	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	5	2	3	1.50	0.26	164
宮崎	0	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0.00	0.00	373
鹿児島	0	8	5	17	13	5	11	3	5	5	1	5	1	3	82	59	23	0.39	1.44	560
沖縄	13	19	16	27	21	32	29	18	25	36	24	49	27	46	382	157	225	1.43	15.49	3,747
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	149

増減率が1以上の都道府県数	27
感染者数が1以上の都道府県数	3

※1 過去の報告があった県については、報告日別に都道府県に選んで計上した

※2 その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者数

※3 人口10万人の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）に基づき算出している

※4 次のとおり色分けしている

100以上：赤、50～99：橙、10～49：黄

今般の感染拡大に対応した クラスター対策のさらなる強化等について

内閣官房・内閣府・厚生労働省

① 地方団体における事業者に対する協力要請への支援

- ・ 都道府県知事による特措法第24条第9項に基づくエリア・業種を限定した効果的な営業時間短縮要請等の機動的発動。
- ・ 自治体が躊躇なく早期に要請できるよう、地方創生臨時交付金の追加交付により支援。

② 早期検知しにくいクラスターへの対策

- ・ 在留外国人に対する相談体制の整備等により早期検査等につなげる仕組みを構築。
- ・ 職場におけるクラスター対策の徹底。
- ・ 飲食店等における業種別ガイドラインの強化。

28

③ 検査・医療提供体制の確保

- ・ 拡充したPCR検査能力を活かして、重症化リスクの高い場、クラスターが発生した場合の重点的検査の実施を積極的に推進。
- ・ 秋冬のインフルエンザ流行期の到来による発熱患者等の急増に備え、外来の診療・検査体制を整備。

④ 保健所等の人材確保

- ・ 感染拡大地域にクラスター対策の専門家の派遣等を行うほか、保健師等の都道府県間の応援派遣を調整し保健所を支援。
- ・ 国において、派遣可能な保健師等の専門人材を約600名確保し、必要な場合に派遣できる体制を整備。今後さらに人材の登録を進め、機動的に現場を支える体制を強化。

⑤ ワクチンの確保

①. 地方団体における事業者に対する協力要請への支援

新型コロナウイルス感染症への対応について(具体策)

感染が拡大した場合の対策

○ メリハリの効いた特措法等による予防的措置（営業時間短縮や外出自粛の要請等）

歓楽街WG報告書(10/29)で自治体に周知

- 「全面的な休業要請」ではなく、エリア・業種を「限定」して、効果的に実施。
(必要に応じ特措法24条9項を活用)
- 大都市の歓楽街を有する自治体(※)と国との協議体を設置しており、連携して、上記要請等を適時に、適切な規模で実施。

※北海道・札幌市・東京都・東京都・新宿区・愛知県・名古屋市・大阪府・大阪市・福岡県・福岡市

＜7月～8月の感染拡大期における実施例＞

- ・愛知県：錦地区・栄地区で、接待を伴う飲食店等に休業・営業時間短縮を要請
- ・大阪府：ミナミ地区で、接待を伴う飲食店等に休業・営業時間短縮を要請

○ 広域的支援による保健所機能の確保

- 国レベルで保健師等の人材バンクを年内に立ち上げ
 - ・ 全国の保健所等で支援に当たるとる専門職を約600名確保（10月現在）。
 - ・ こうした広域的支援を充実（学会、団体、大学、医療機関等から人材を確保）。
 - ・ 全国知事会等と連携し、広域の保健師等派遣支援体制を年内に整備する。

○ 検査・医療提供体制の確保

- 感染状況に応じて、計画に基づき確保した病床・宿泊療養施設を稼働させることで体制を確保。
- 医療スタッフの広域派遣や、自衛隊の災害派遣等、都道府県を超えた支援を実施。

＜これまでの例＞ 沖縄県に8月下旬～9月に全国知事会より15県から34人、自衛隊の看護師等約30人派遣

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が、感染防止に効果的なエリア・業種限定の営業時間短縮要請等を行い、協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

- **追加配分の対象となる要請**
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う**エリア・業種限定の営業時間短縮要請等**であって、**特措法担当大臣との協議**を経たもの（以下「支援対象要請」という。）
- **追加配分の対象団体**
支援対象要請に伴い、協力金等を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）
- **追加配分額**
知事が行う営業時間短縮要請等の内容（要請する店舗数及び要請期間）に応じて、協力金の単価に基づき算定した額を交付。
- **適用時期**
令和2年11月1日以降に行われる要請に適用
- **「協力要請推進枠」の予算額**
500億円 ※第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた分

②. 早期検知しにくいクラスター対策

I. 在留外国人の感染拡大防止のための支援策等

○在留外国人については、言語の壁等で3密回避等の基本的な情報が十分に伝わっていない、生活習慣の違いがある、意思疎通が十分にできず医療機関を受診しづらい等の課題。

○このため、国等が発する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につながる仕組みを構築。

課題

言葉の壁等で3密回避等の基本的な情報が伝わっていない

行政

外国人

受診しづらい



関係機関が連携して支援を行うための情報が不十分

マスク着用の習慣がない場合やハグをする生活習慣等を考慮

- ・体調が悪くても受診する習慣がない
- ・意思疎通が十分にできない

医療機関

医療通訳

目指すべき姿

情報提供

行政

外国人

情報提供

キーパーソン (facebook等)

教会、寺院

大使館

多文化共生総合相談
ワンストップセンター※、
支援団体 (NPO等)

相談

受診

医療機関

医療通訳

医療情報の提供

保健所

※全都道府県に設置

具体的な支援策

感染予防や医療アクセスの改善のため、必要な情報をわかり易く発信する

- やさしい日本語の普及促進
- 国、地方自治体等が発する情報について、一層の多言語化を推進するとともに必要な情報を発信

発信する情報をきめ細やかに周知するため、提供手段を強化する

- 外国人の生活支援情報を掲載した一元的な**多言語のポータルサイト（情報リンク集）の充実、Facebook等SNS等を利用した情報提供の強化**
- 日本の在外公館及び駐日大使館・領事館と連携した情報の収集及び駐日大使館・領事館の**ネットワークを活用した情報提供の強化**
- 各国の**インフルエンサー、キーパーソン等**を通じた情報提供
- 国の業務で**外国人と接する際等に感染防止策等の情報を提供**
- 無認可施設を含む**外国人学校への情報提供**
- 外国人労働者受入企業等への**情報提供**

医療アクセス向上のため、外国人相談窓口を強化する

- 国の相談窓口の運営体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金を拡充し、地方公共団体の多文化共生総合相談ワンストップセンターの体制を強化
- 地方公共団体の相談窓口等における多言語電話通訳サービスの利用を支援
- 相談者が問題解決に向けた情報を入手できるように、国や地方公共団体の在留支援担当者の人材育成を実施

医療アクセス向上のため、医療機関等における外国人受入れ体制を強化する

- 医療機関における多言語電話通訳サービスの活用を促進（保健所も含む）
- 119番通報、救急現場活動等で活用可能な三者間同時通訳の導入
- 国民健康保険、被用者健康保険への適正な加入の促進

外国人の学生等への支援を行う

- 外国人学校における保健衛生用品等の購入の支援
- 高等教育の修学支援

クラスターの由来を明確にし感染対策の検証を行うため、遺伝子解析を推進する

- 検疫所から国立感染症研究所への迅速な検体の送付
- 地方衛生研究所から国立感染症研究所への検体の着実な送付または検体のゲノム情報の共有について自治体に要請

※ 国・地方自治体・関係機関が連携して支援を講ずることができるよう、情報共有の取組を強化する 8

Ⅱ. 職場における一層の対策強化

○職場における感染防止も、早期検知しにくいクラスター対策として極めて重要であり、テレワークの更なる推進や効果的な換気、「5つの場面」の周知徹底等を進めていく。

課題

業務中よりは、マスクを外す喫煙や昼食時などの休憩等でクラスターが発生している。また、接触機会を減らすためテレワーク、時差出勤等を一層推進することにより、感染機会を減らす努力が求められる。

具体的な対策

- 体調の悪い方は出勤しない・させない、産業医との連携
- テレワーク、時差出勤等のさらなる推進
(11月はテレワーク月間)
- CO2濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底
- 5つの場面の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」
(休憩室、更衣室、喫煙室) に注意すること



経済界への周知、勸奨



国がIT導入補助金、持続化補助金で支援！

Ⅲ. 店舗等での感染防止策の確実な実践

- 会食で感染が広がるケースが増えていることを踏まえ、専門家の御意見も聞きつつ、**早急に業種別ガイドラインの改訂、強化**を行う。

課題

これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めるとともに、現場で確実に実践する必要がある。

(飲食店におけるクラスターの発生要因の一例)

- ・発症者の向かいに座った者が感染していた。
- ・マスクやフェイスシールドを着用していなかった。
- ・大きな声で長時間会話していた。等

具体的な対策

多数のクラスターが発生している飲食場面での感染管理を徹底するため、専門家・関係業界等による分析、協議を深め、早急に飲食関係ガイドラインを改定進化・徹底する。具体的には、以下のような取り組みを強化する。

- ・パーティションの活用
- ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事用のマスクの活用を含む）
- ・斜め向かいに座る
- ・CO₂濃度センサーを活用し、換気状況が適切が確認

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



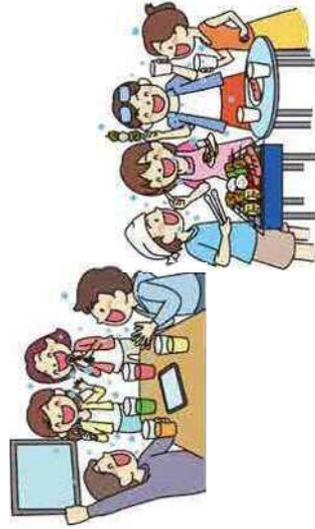
場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の際の車中でも注意が必要。



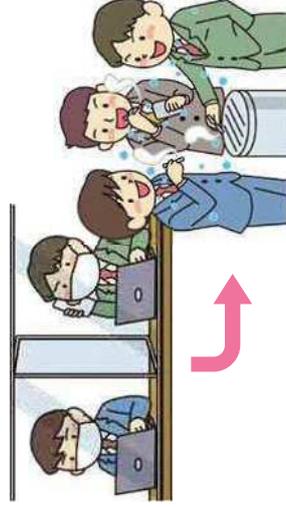
場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



③. 検査・医療提供体制の確保

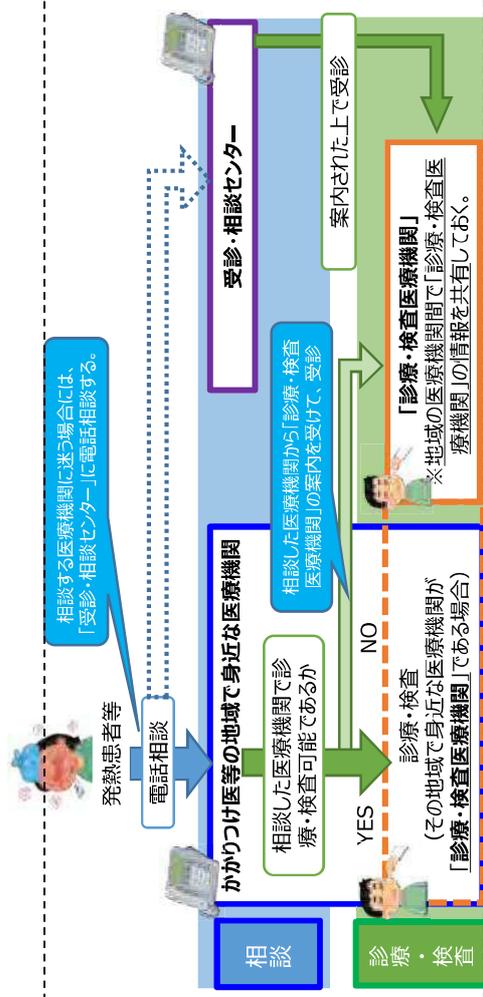
検査・医療提供体制の整備

- 秋冬のインフルエンザ流行期の到来による発熱患者等の急増に備え、外来の診療・検査体制を整備。
- 拡充したPCR検査能力を活かして、重症化リスクの高い場、クラスターが発生した場合の重点的検査の実施を積極的に推進。

季節性インフルエンザ流行期における検査・医療提供体制

- 秋冬にかけて季節性インフルエンザの流行期が到来し、発熱患者等が大幅に増えて検査や医療の需要が急増することが見込まれるため、これまでの仕組みを改め、**電話で身近な医療機関に直接相談し、診療・検査医療機関(※)を受診し、必要な検査や治療を受ける仕組みを速やかに整備**するよう、都道府県と取り組み。

※ 発熱患者等に対して診療や検査を行う医療機関として、都道府県が指定する病院、診療所又は地域外来・検査センター。



整備状況

- 医療提供体制については、**全国で24,629医療機関を診療・検査医療機関として指定。** (11月10日現在)
- 検査体制については、全道府県において検査体制整備計画を策定し、**ピーク時に、1日46万件程度の検査需要、1日50万件程度の検体採取能力、1日54万件程度の検査(分析)能力の確保**を見込む。
- 季節性インフルエンザの流行ピーク時に向けて、引き続き、体制整備を進める。

都道府県名	検査需要			検体採取の状況			検査(分析)の状況				
	最大 (ピーク時の見通し) (件/日)	新型コロナウイルス 感染症固有の 検査需要 (件/日)	インフルエンザの 流行に伴う 発熱患者等の 検査需要 (件/日)	最大 (ピーク時) (件/日)	診療・検査 医療機関 (件/日)	検査センター (件/日)	最大 (ピーク時) (件/日)	抗原定性検査 (簡易キット) (件/日)	抗原定量検査 (件/日)	PCR検査 (件/日)	
合計	24,629	460,568	68,325	392,243	502,773	470,539	16,392	539,732	340,265	28,702	170,765

④. 保健所等の人材確保

保健所等の人材確保の取組

- 感染拡大地域にクラスター対策の専門家の派遣等を行うほか、保健師等の都道府県間の応援派遣を調整し、保健所を支援。
- 国において、派遣可能な保健師等の専門人材を約600名確保し、必要な場合すぐに派遣できる体制を整備（IHEAT：Infectious disease Health Emergency Assistance Team）。今後さらに人材の登録を進め、機動的に現場を支える体制を強化。

都道府県内の即応体制（国の要請に基づき7月末までに各県で整備）

- 今後の感染拡大における検査実施件数、相談件数の「最大需要」を想定し、**全体で平時の5.5倍の体制準備**（平時：3,600人 → 最大時 計19,680人）。
- 感染拡大地域の保健所に対し、本庁からの応援や外部委託の充実などを実施。保健師等の技術系職員が専門性の高い業務に専念できる体制を確保。

都道府県間での応援派遣（9月25日付厚労省・総務省連名通知によるもの）

- 都道府県の要請に基づき、厚生労働省から全国知事会を通じて他の都道府県に職員の応援派遣を打診・確保し、支援を要する保健所に派遣。
 - ※ さいたま市保健所に、北海道、鳥取県、福島県等5自治体から派遣（計7名（7月））。
 - ※ **札幌市保健所に、10県から計22名の保健師等を応援派遣中（11月7日～）。**

国（人材バンク等）からの専門職派遣

- 都道府県間の応援派遣では不十分又は迅速な対応が困難な場合に、**国からの応援派遣を躊躇なく打診。**

← 国において、学会・関係団体等から派遣可能な保健師、医師、看護師等を約**600名**確保（10月現在568名）。都道府県別に対応可能な者をリスト化（まず経験豊富な専門職**60名**を**非常勤国家公務員発令済み**（今後**100名**に拡大）。**都道府県における人材バンクの設置を含め今後さらに充実強化。**

- ※ これまで新宿区（53名（6～8月））、台東区（4名（4月））、沖縄県（26名（8～9月））に派遣。
- クラスター対策の専門家をクラスター発生地域等に派遣し、実態把握と対策の立案を専門的見地から支援。（11月7日までに**36都道府県に延べ106件**の派遣）。（今後、国立感染症研究所による専門家の養成数を現在の**約80人から5年間で約150人**に増加させるなど対応力を更に強化）

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所支援（積極的疫学調査） 協力者名簿 登録状況

（協力9学会・団体等：日本公衆衛生学会、日本疫学会、公衆衛生大学院プログラム校連絡会議、
日本公衆衛生看護学会、日本地域看護学会、聖路加看護学会、全国保健師教育機関協議会、
全国訪問看護事業協会、社会医学系専門医協会）

登録者実人数：568人

登録者の保有する国家資格

主な国家資格	人数	割合
医師	213人	37.5%
保健師	220人	38.7%
看護師、助産師	41人	7.2%
管理栄養士	18人	3.2%
薬剤師	11人	1.9%
歯科医師	9人	1.6%
理学療法士	6人	1.1%
臨床検査技師	5人	0.9%
診療放射線技師	2人	0.4%
その他（疫学・統計学専門家等）	43人	7.6%
計	568人	100%

登録者の勤務先

勤務先種別	人数	割合
大学等（※1）	389人	68.5%
医療機関等（※2）	96人	16.9%
民間企業	45人	7.9%
研究施設	15人	2.6%
勤務先なし	5人	0.9%
その他	18人	3.2%
計	568人	100.0%

※1：大学、大学院、専門学校

※2：病院・診療所、健診機関、
訪問看護ステーション等

支援可能な都道府県別登録者数（延人数）

北海道	85	東京都	222	滋賀県	76	香川県	61
青森県	59	神奈川県	149	京都府	98	愛媛県	64
岩手県	62	新潟県	62	大阪府	122	高知県	61
宮城県	76	山梨県	52	兵庫県	97	福岡県	81
秋田県	59	長野県	66	奈良県	74	佐賀県	65
山形県	67	富山県	57	和歌山県	64	長崎県	70
福島県	72	石川県	52	鳥取県	64	熊本県	70
茨城県	78	福井県	52	鳥根県	64	大分県	65
栃木県	62	岐阜県	67	岡山県	74	宮崎県	63
群馬県	68	静岡県	71	広島県	78	鹿児島県	68
埼玉県	130	愛知県	93	山口県	69	沖縄県	70
千葉県	119	三重県	63	徳島県	67		

感染症危機管理体制強化の方向性

司令塔機能の強化

○内閣の感染症に係る危機管理体制強化（令和3年度予算編成等において全体の体制強化を図る中で措置）

国立感染症研の増強

- 大幅な増員（令和3年度予算編成において措置）
 - 緊急時対応機能の強化
 - 感染症疫学情報の収集、分析体制の整備
 - 感染症対策専門人材の研修機能の強化
 - 国立国際医療研究センター（NCGM）との連携強化

現場を支える体制の強化

- 全国の保健所の恒常的な定員拡充の検討（先行実施）
- 有事に備えた保健師等人材バンクの設置（登録目標3千人）
- 実地疫学専門家（クラスター一班）の派遣体制の拡充・システム化
- 情報集約や対策実施に関する国、都道府県、市区の権限、役割の見直しの検討

⑤. ワクチンの確保

新型コロナウイルスワクチンの確保及び接種体制の整備

ワクチンの確保

◆新型コロナウイルスは世界の英知を結集して企業による開発が進められており、米ファイザー社、英アストラゼネカ社、米モデルナ社のワクチン確保のため、9月8日に閣議決定された予備費を活用し、契約締結や基本合意に至っている(10月29日、米国モデルナ社及び武田薬品工業株式会社と供給に関する契約を締結)。引き続き、令和3年前半までに全ての国民の皆様様に提供できる数量の確保を目指し取り組む。

企業名	供給時期・量(※1)
ファイザー社 【基本合意】	2021年6月までに1億2000万回分(6000万人分)
アストラゼネカ社 【基本合意】	2021年初めから1億2000万回分(※2)、うち3000万回分は2021年第1四半期までに供給
モデルナ社/武田 【契約締結】	2021年上半年期に4000万回分(2000万人分)、第3四半期に1000万回分(500万人分)の計5000万回分(2500万人分)

※1 開発が成功した場合

※2 アストラゼネカ社については、仮に2回接種となった場合には6000万人分相当

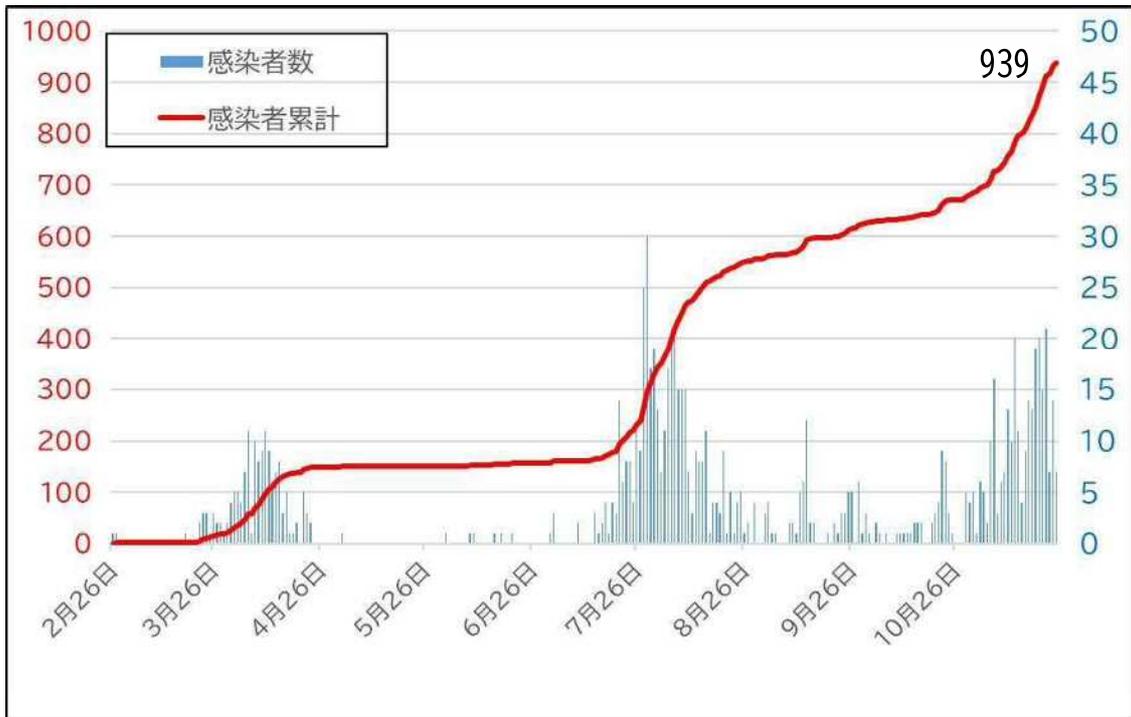
【参考】ワクチンを共同購入する国際的な仕組みであるCOVAXファシリテイについて、本年9/15に我が国として正式に参加。

接種体制の整備

- ◆9月25日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で、国・自治体の役割分担を含めた実施体制や、接種順位等に関する「中間とりまとめ」を決定。
- ◆ワクチンが開発された際に、円滑、迅速な接種が実施できるよう、今国会に予防接種法の改正法案を提出しているほか、接種順位の決定や各自治体での体制構築などの準備も進めていく。

県内の感染状況

11月24日時点



日付	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月												
									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
感染者数	2	24	123	1	6	175	224	71	1	0	2	1	0	1	0	0	1	1	1	1	1
累計	2	26	149	150	156	331	555	626	627	627	629	630	630	631	631	631	632	633	634	635	636

日付	10月																11月				
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3
感染者数	2	2	2	0	0	2	3	4	9	8	3	1	0	0	0	5	4	5	1	6	5
累計	638	640	642	642	642	644	647	651	660	668	671	672	672	672	672	677	681	686	687	693	698

日付	11月																							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
感染者数	2	10	16	3	6	7	13	10	20	11	4	9	14	13	19	20	15	21	7	14	7			
累計	700	710	726	729	735	742	755	765	785	796	800	809	823	836	855	875	890	911	918	932	939			

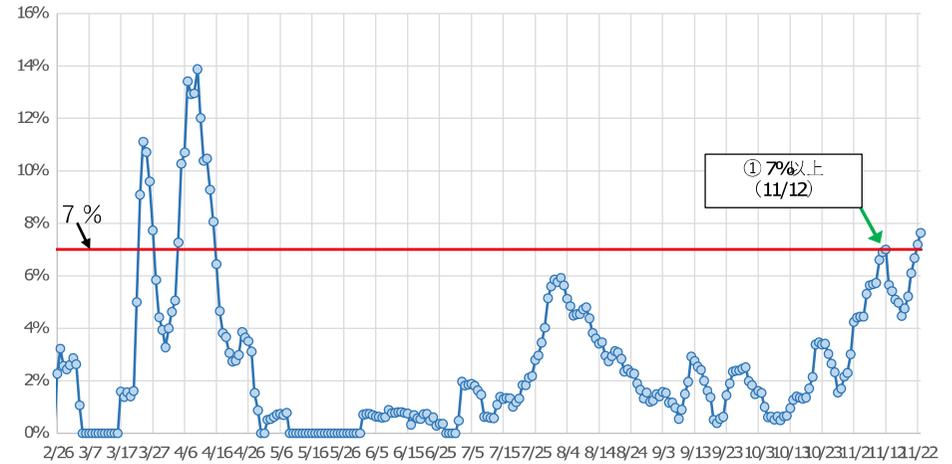
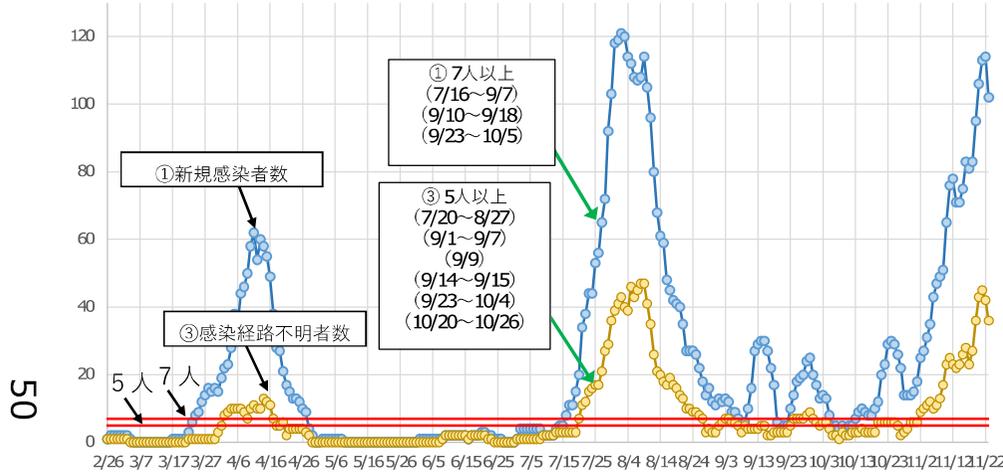
感染者	939
入院中（調整中含む）	124
うち重篤	0
宿泊療養施設	10
退院等	792
死亡	13

基準指標の状況（11月23日現在）

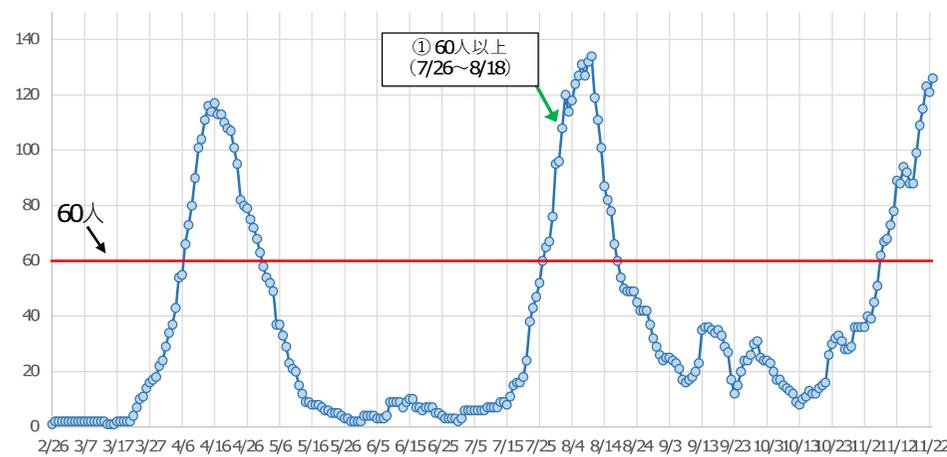
①新規感染者数	7人以上 (7日間移動合計)	102人	基準を上回る	10月13日から (42日間)
③感染経路不明者数	5人以上 (7日間移動合計)	36人	基準を上回る	10月30日から (25日間)

②PCR検査陽性率	7%以上 (7日間移動平均)	7.6%	基準を上回る	11月22日から (2日間)
-----------	-------------------	------	--------	-------------------

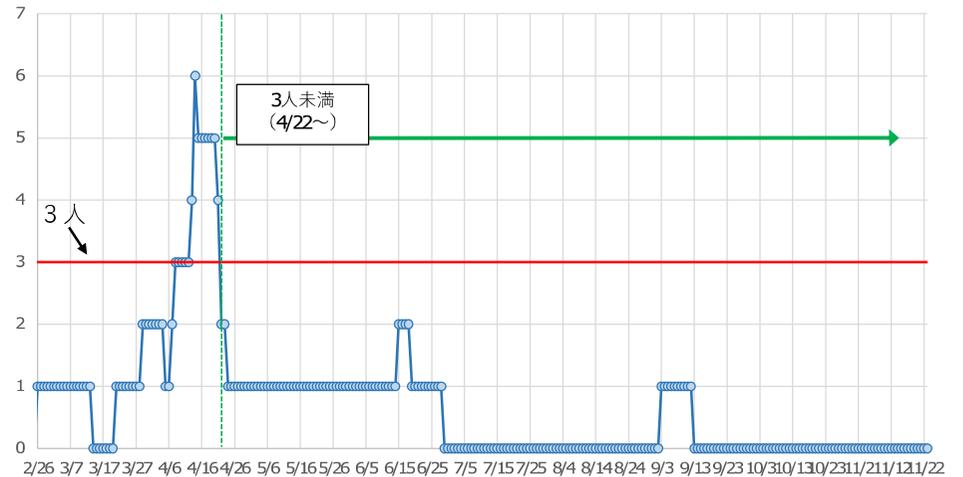
※ 新規感染者数 / 行政検査+保険適用検査数（11月23日までに報告のあった件数）



④入院患者数	60人以上	126人	基準を上回る	11月7日から (17日間)
--------	-------	------	--------	-------------------



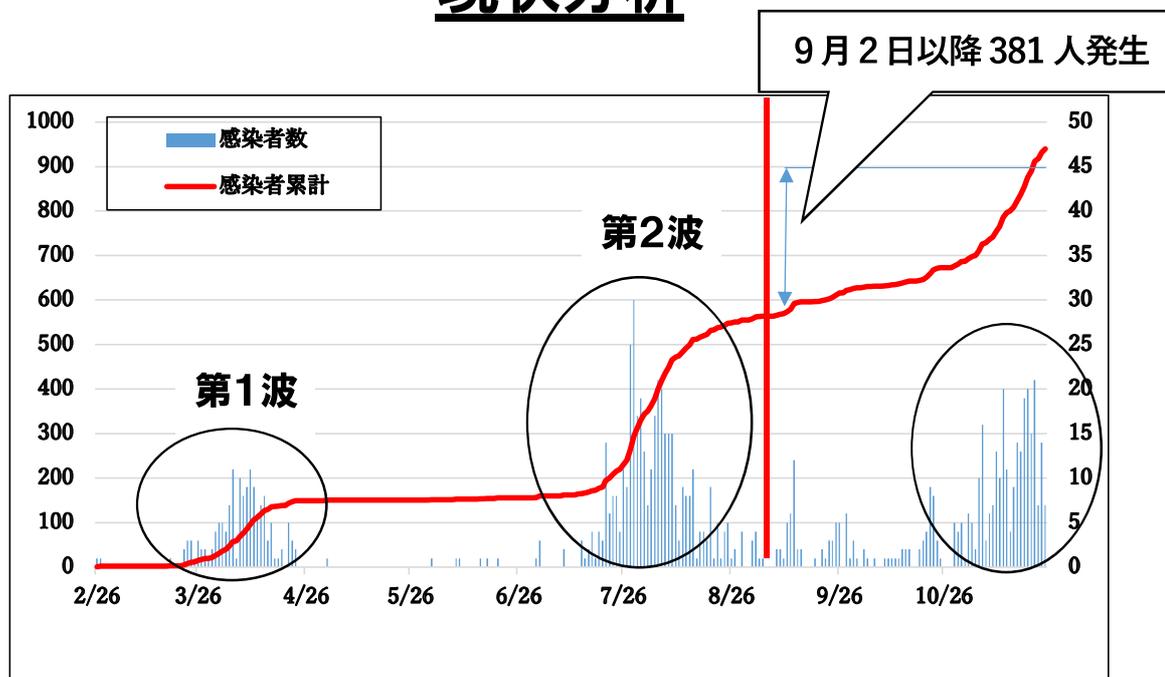
⑤重篤者数	3人以上	0人	基準を下回る	4月22日から (216日間)
-------	------	----	--------	--------------------



新型コロナ感染「第3波拡大阻止」 のための緊急対策

資料2-1

現状分析



これまで、

- 9月以降、11のクラスターが発生、関連の陽性患者は173人
- クラスター発生は主に「大人数の飲食」、「接待を伴う飲食」、「家族・職場」、「外国人県民」で発生
- 県独自の指標は4つ超過（「新規感染者数」「PCR検査陽性率」「感染経路不明者数」「入院患者数」。）

全国では、

- 国の分科会では大都市部（東京、大阪、名古屋、札幌）を中心に全国で感染が急拡大と評価
- 21の都道府県が1日当たり最大感染者数を更新(10/25以降)
- 政府もGoToキャンペーンの制限検討

さらに今後、年末年始にかけ、様々な感染リスク

(帰省、忘年会、初詣、新年会、親戚同士の飲食、成人式の2次会)

I 医療福祉対策

～「岐阜モデル」の強化～

1. 早期の発見—検査体制の強化

- 幅広い検査体制による陽性患者の確認。

PCR検査 現在最大 982 件/日

抗原定量検査 現在最大 80 件/日

抗原定性検査 現在最大 9,640 件/日

計 10,702 件/日

(※地域のかかりつけ医等で抗原定性検査で陽性判明した事例 95 件)

- 水際対策の強化として入国者の情報提供の仕組み構築を国に要請。

2. 感染封じ込め—徹底した検査実施

- 福祉施設で陽性患者が発生した際、濃厚接触に関わらず、職員、入所者の全員検査を徹底。
- 学校についても、濃厚接触に関わらず、徹底検査。
- 店舗等で発生し、感染の拡がり懸念される場合、従業員、利用者、出入り業者の検査や、必要に応じた店名公表により早期封じ込め。

3. 早期の隔離—自宅待機者ゼロの堅持

- 感染判明者は医療機関への入院、宿泊療養施設へ入所を徹底。

病床：最大 625 床確保

宿泊療養施設：466 床確保

計 1,091 床

(※利用率：病床 19.7%、宿泊療養施設 2.1%、全体で 12.2%：11/24 時点)

- 軽症者の宿泊療養施設入所をより一層推進

4. 必要物資（ワクチン・个人防护具）の確保

- 季節性インフルエンザワクチンは県内供給本数目安 102 万人分。市町村、医療機関と連携し、県内の供給状況をきめ細かくフォロー。
- 个人防护具（医療用ガウン等）を県内全ての診療・検査医療機関に必要数量を国と連携し配布。3 か月間の県備蓄は引き続き堅持。

Ⅱ 「社会経済の変容」対策

1. 経済活動支援

- ・ G o T o キャンペーン事業の運用見直しについては、現時点での対応は別添のとおり。なお、現場の混乱回避のため、制限期間や解除要件などのルール明示を実施主体の国に要請。
- ・ 台湾、香港など現地での W e b によるプロモーション、現地旅行会社とのオンライン商談など、訪日回復に向けた取組みを促進。
- ・ 大手 E C サイトへの出店、海外バイヤーとのオンライン商談会、国内大手百貨店でのフェアなど、国内外へ県産品販売拡大を促進。
- ・ 岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークを設置し医療・福祉分野への進出を支援するなど、企業の新分野進出や事業転換を支援。

2. 雇用維持・就労支援

- ・ 岐阜県人材マッチングネットワーク協議会の設置や人材マッチングサイトの構築により、雇用維持が困難な事業者と人材不足の事業者との人材マッチングを支援。
- ・ 外国人に対応した職業訓練コースの新設やニーズの高い I T ビジネスに対応した職業訓練の拡充により、やむを得ず離職した外国人をはじめとする方々の早期再就職を支援。

3. アフターコロナを見据えた D X 推進 (D X : デジタルトランスフォーメーション)

- ・ D X 推進本部員会議を設置 (11 / 24) 。 オール岐阜での D X 推進協議会等で「県 D X 推進計画」策定に向け議論開始。
- ・ 「書面・押印・対面」の県行政手続きは、抜本的に見直し。
- ・ チャットボットによる行政相談、各種オンライン申請を行える仕組みを全県的に導入し、「効果を実感できる D X 」を推進。
- ・ 企業のスマートワーク支援、介護ロボット導入支援、スマート農業の全県展開、オンラインを活用した観光振興等、各分野における D X を積極的に推進。

4. 教育・文化活動

- ・教育活動における、オンライン授業など感染拡大時の対応準備
(※県立高校・特別支援学校は、84校に児童・生徒用端末40,007台を11月中旬から順次配備)
(※私立高校に対し14校8,107台(生徒用端末)の県補助金を交付決定し順次導入)
- ・文化、スポーツ等のイベントについては、国の指針に沿って、感染防止対策を徹底した開催・実施を継続的に支援

Ⅲ 「正しく恐れる」対策

『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』

感染拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加が懸念される。正しい知識を周知し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。県・市町村は学校、事業所、外国人県民、自治会に対し啓発広報の継続・徹底を行うほか、各分野で以下の対策を行う。

1. 学校における対策

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも展開、各学校はマニュアルを作成。
- ・「人権週間（12/4～12/10）」を中心に、授業やLHR等においてコロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育を実施。

2. 事業所における対策

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した初動対応の優良事例を参考にガイドラインを県が提示し、各事業所においてマニュアルを作成。

3. 外国人県民に関する対策

- ・外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口についてきめ細かく普及啓発を行う。
- ・チラシや動画など、多言語啓発ツールを作成（14言語対応）。

多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発

4. WEB・SNS対策

- ・新型コロナ人権侵害のネットパトロールを実施(11/10～)。
- ・人権侵害が疑われる案件は法務局へ通報（11/24 現在で8件）。

G o T o キャンペーンの対応について（現時点）

1 G o T o イートについて

(1) 人数制限について

- G o T o イート事業に限らず、会食の際の感染リスクの徹底回避のため、県民の皆様は、以下の点について積極的に呼びかけを行う。
 - ・ 「家族以外の大人数（5人以上）」の「飲食」を徹底回避。
 - ・ 食事の前後は必ず「マスク着用」、「手洗い」を徹底。
 - ・ 「体調がおかしい」と自覚したら会食を絶対ストップ。直ちに医療機関へ相談・受診。

(2) 食事券等の制限について

- 現時点では、食事券の発行等の一時停止などの制限は求めない。ただし、今後の感染状況によっては、必要な制限を国（農林水産省）に要請する。
- 今後の検討に向けて、国（農林水産省）に対し、新規発行等を一時停止した場合の制限期間、解除要件、期間の延長、既に発行した食事券等の取扱いなどについて、明確なルールを示すよう求める。

2 G o T o トラベルについて

- 現時点では、本県を目的地とするG o T o トラベルの新規予約の一時停止などの制限は求めない。
当面は、県内宿泊施設をはじめとする観光事業者、来訪する旅行者の双方に対して、あらためて感染防止対策の徹底を求める。
- G o T o トラベル事業の一時停止対象となった地域への往来については、慎重に検討していただくとともに、特に、現地での会食については、感染リスクの回避を徹底していただくことを県民の皆様は積極的に呼びかける。
- 国（国土交通省）に対し、出発地の限定も含め、G o T o トラベル事業の明確なルールを示すよう求める。

ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン

～新型コロナウイルスを「正しく恐れる」対策～

資料2-2



感染拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加が懸念されます。

- ハラスメントは「未知のウイルス」への恐れから生まれます。「正しい知識で正しく恐れる」ことを促進します。
- 感染した方を「思いやり」、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

1 オール岐阜での対策

(1) 正しい知識で正しく恐れる広報

- ・ (県・市町村) 各種メディアを活用した広報の徹底
- ・ (事業所) 担当者(ぎふコロナガード)を通じた周知
- ・ (学校) いじめに繋がらないよう各学校での周知
- ・ (外国人向け) 国籍別のコミュニティ等を通じた周知
- ・ (自治会) 市町村を通じ自治会レベルへの周知徹底

○相談窓口の周知

- ・ 県人権啓発センター (058-272-8252)
- ・ 県在住外国人相談センター (058-263-8066)
※14か国語対応
- ・ 県精神保健福祉センター (058-231-9724)

(2) 法務局・弁護士との連携

- ・ (法務局) 相談窓口、ネットパトロールにより人権侵害が疑われる事案があった場合は法務局へ通報
※ネットパトロールについては、必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供
- ・ (県) 相談者へ法的助言を行う無料弁護士相談の実施

2 各分野における対策

(1) WEB・SNS対策：ネットパトロール

- ・ (県) WEB、SNSを常時監視
※これまでに法務局へ通報する案件は8件発生

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

- ・ (県) ハラスメント防止を含む初動ガイドライン提示
- ・ (事業所) ガイドラインを踏まえマニュアル策定

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

- ・ (各学校) 県教育委員会の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等に提供、各学校はフローを踏まえマニュアル策定
- ・ (各学校) 人権週間(12/4~12/10)における人権教育の推進

(4) 外国人県民への配慮：きめ細かな広報

- ・ (県・市町村) 多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所などにおいて実効性ある普及啓発を展開
- ・ (県) チラシや動画など多言語啓発ツールを作成

ストップ「コロナ・ハラスメント」 アクションプラン(案)

I 今後の県の対策

- 1 「オール岐阜」による広報・普及啓発
- 2 各分野における対策
 - 2-1 WEB・SNS対策
 - 2-2 事業所対策
 - 2-3 学校対策
 - 2-4 外国人県民へ配慮

II 県民の皆様へのメッセージ

コロナ・ハラスメントとは、新型コロナに対する恐怖心、誤解や偏見により誰かを排除したり、差別をする行為をいいます。

- 1 感染者自身に対する差別・偏見
- 2 (感染者が発生した)団体に属する方に対する差別・偏見
- 3 SNS、うわさ話などデマによる、いわれのない差別や中傷

岐阜県感染症対策基本条例(令和2年7月9日条例第44号)

第14条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取り扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

令和2年11月

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 今後の県の対策

【1 オール岐阜での対策】

(1) 感染症を「正しい知識で正しく恐れる」広報

(方針)

ハラスメントは未知のウイルスへの恐れから生まれるもの。「どんなときに人に感染させるのか」など、現在までに明らかになった新型コロナに関する正しい知識を周知徹底し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。

また、ハラスメントや解雇を恐れて体調不良を隠して外出、出勤したり、診療や健康相談を控えることが無いよう啓発。

(対策)

(1) 【県・市町村】今後ともあらゆるメディア(新聞、テレビ、地デジ、ラジオ等)を活用し、広報を継続・徹底。

(広報する内容例)

- 本県では感染が判明した方を医療機関又は宿泊療養施設に収容し「感染者の自宅待機ゼロ」を徹底。人に感染させる力を持った方が市中を出歩くことを極力抑えています。
また、学校等団体に感染者が発生した場合、「徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施」。その団体に属する従業員、生徒の方などをむやみに恐れる必要はありません。
- 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。退院者に感染させる力はありません。
- 「濃厚接触者」は、感染者が他の人に感染させてしまう期間に、「マスク未着用」「至近距離(1m以内)」で、15分以上接触した方を基本として保健所で決定いたします。
- 最新の研究では、感染のリスクが高いのは「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活(寮生活など)」「居場所の切り替わり(喫煙室、休憩所など)」です。

- (2)【事業所】各事業所、団体における感染防止対策担当者（「ぎふコロナガード」）を通じ、各事業所への周知を徹底。
- (3)【学校】特に、学校でいじめに繋がらないよう、公立学校のほか、私立学校、大学等学校での周知を強化。
また、子どもからご家庭への周知を促進。
人権週間（12月4日から12月10日）において、コロナ・ハラスメント防止を含む人権教育の徹底。
- (4)【県・市町村→外国人】外国人県民に必要な情報が届くよう、国籍別のコミュニティ等を考慮し、実効性ある普及啓発を継続、徹底。
- (5)【市町村→自治会】地域の自治会に必要な情報が届くよう、市町村広報、自治会の回覧板により、正しい知識を周知徹底。
- (6)【県・市町村】相談・支援窓口の周知・徹底
- ① 県人権啓発センター 【058-272-8252】
 - ② 県精神保健福祉センター 【058-231-9724】
 - ③ 県在住外国人相談センター 【058-263-8066】
※14か国語で対応

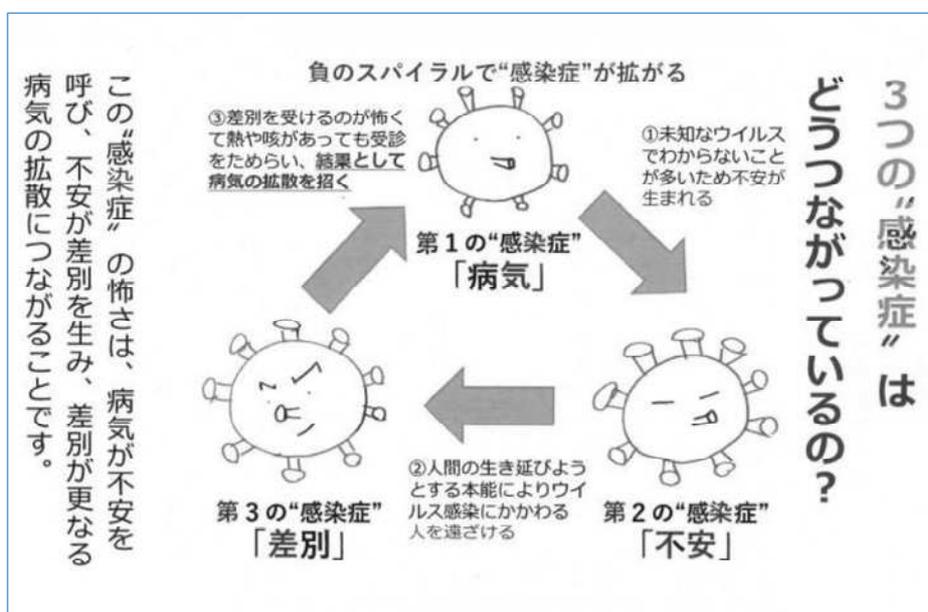
(2) 法務局・弁護士との連携

- (1) 【法務局】相談窓口・ネットパトロールにより、人権侵害が疑われる事案がある場合には、法務局へ通報。
- (2) 【県】県人権啓発センターに専任相談員を配置。相談者への法的助言等を行う無料弁護士相談を実施。必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供。

（県人権啓発センター相談実績（11月24日現在））
新型コロナに関する相談件数 延べ 19 件
（うちコロナ・ハラスメントは延べ 12 件（事案9件））

(周知資料例)

- 県政テレビ番組『オール岐阜でストップ「コロナ・ハラスメント」』(4分)
(※10月に岐阜放送で放映。現在 YouTube で公開中)
- 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」 日本赤十字社
- 令和2年度版「人権の擁護 The Protection of Human Rights」法務省人権擁護局



↑日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より抜粋

【2 各分野における対策】

(1) WEB・SNS対策：ネットパトロール

(方針)

いわれのない人権侵害（誹謗、中傷）発言が広く存在するとされるWEB、SNSに対し、県ではハラスメントを常時監視するネットパトロールを実施。

人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報する。

(対策)

(1) 【県】新型コロナ人権侵害のネットパトロールを11月10日（火）から実施。

(ネットパトロールの概要)

- 専門業者に委託し、岐阜県内における新型コロナウイルスに関する人権侵害（名誉棄損、プライバシー侵害、不当な差別的言動、識別情報の適示など）が疑われる情報について検索・監視。
- 複数の検索エンジンを用いてキーワード検索を行うほか、目視によりページ間のリンクをたどるなどして問題投稿を広範囲に検出。
＜対象サイト＞SNS、掲示板、ブログ等のWEBサービス全般
- 発見したサイトについて、内容・危険度に応じてリスクレベルに分類し、継続的に監視。
- 悪質な書き込み等は投稿画像を保存し、被害者が希望すれば訴訟資料として提供。
- 人権侵害が疑われる事案は法務局へ通報、プロバイダへ削除要請。

※運用実績（11月24日現在）

法務局への通報 8件（クラスターや感染者の個人情報の記載、誹謗中傷）

その他の事例

- 高齢者への悪口
- 外国人への偏見、差別を助長する投稿
- その他不安からくる感想・意見、冷やかし等

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

(方針)

事業所で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を参考に、ガイドライン(別添)を作成・提示し、各事業所はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生の防止を図る。

また、『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言の第2弾として、各事業所毎で宣言を行うことを促進する。

(対策)

- (1) 【県・事業所】初動対応のガイドライン(別添)を県が提示し、このガイドラインに基づき事業所、団体等は初動マニュアルを作成、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策の徹底を図る。
- (2) 【県・市町村】セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントと同様、雇用関係下においてコロナ・ハラスメントが潜在化している恐れ(請負契約、雇用契約の終了など)が考えられるため、あらゆる労働相談窓口においてもコロナ・ハラスメントの相談窓口の紹介を行う。

<コロナ・ハラスメント根絶への気運醸成>

- (3) 【事業者】『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言として、県から提示するポスターを店内に掲示する。

○「コロナ・ハラスメント」をなくすための初動対応のガイドライン

事業所内の従業員で新型コロナ感染発生を覚知



(1) 本人、ご家族、保健所と連携し、事実関係を集約し正確に把握



(2) 事業所の責任者による情報公開・共有方針を決定・確認。併せて情報公開・発信の責任者を指定



(3) 情報公開・発信責任者は関係者(事業所の全従業員)に以下を情報共有

①感染者のプライバシー保護について

感染者情報を知りえている者は情報を拡散しないこと。知らない者は個人を特定する行動をしたり、SNSで不確定な憶測情報を拡散しないことを周知、徹底。

②感染の抑え込みについて

感染者の聞き取り等により、濃厚接触者(例:マスク無しで1m以内、15分以上の会話)を絞り込み、濃厚接触者本人に連絡し、検査を実施すること。連絡が無い者は濃厚接触者ではなく、感染リスクが低いことを周知、徹底。

③退院者への対応について

退院者は「感染リスクが無くなった人」であること。感染者を必要以上に排除したり、恐れないように周知、徹底。

④体調不良の場合について

体調不良者は行動をストップし、出勤を止め、医療機関に相談、検査を受けるよう周知、徹底。



(4) 必要に応じ感染者発生的事実を公表(ホームページ等)



(5) 以後、情報公開・発信責任者は

- ・関係者の検査実施状況とその結果の収集、集約
- ・ハラスメントの情報収集に努め、把握した際は関係機関に相談

『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言啓発ポスターイメージ(案)



※ポスターは県 WEB ページからのダウンロード可とする。

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

(方針)

学校で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を各学校に展開し、各学校はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生防止を図る。

(対策)

- (1) 【各学校】コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」(7月下旬作成、9月改訂)を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも情報提供し、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策を促進する。
- (2) 【各学校】「人権週間」(12月4日～12月10日)を中心に、授業やLHR(ロングホームルーム)等において、啓発用動画、指導教材等を利用して、コロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育の取り組みを実施。
- (3) 【各学校】先生方による日々の観察とともに、児童・生徒に対するアンケートをきめ細かく行うなどして、一人一人の心の不安を早期に把握、対応。

(4) 外国人県民への配慮: きめ細かな広報

(方針)

外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口について、普及啓発の継続と徹底を図る。

さらに、外国人県民に的確に伝えるため、多言語かつ分かりやすい啓発ツールを活用する。

(対策)

【県・市町村】外国人県民に届くよう、多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発など、実効性ある普及啓発を継続、徹底する。

【県】外国人県民に伝える多言語啓発ツールを作成、提供する。

(啓発ツール例)

○チラシ「NO! COVID-19 Harassment」

- 14言語対応(英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、スペイン語、マレー語、モンゴル語)



○動画(4分程度)

感染防止対策(マスク着用、手洗い、人との距離確保)、食事中の大声・食事前後のマスク無しは感染の高リスク、といった内容の動画(4分程度)

【Ⅱ 県民の皆様へのメッセージ(案)】

ストップ！「コロナ・ハラスメント」

(1) 戦うべきはウイルスであり、人ではない

誰もが感染する可能性があります。感染した人は被害者であり、敵はウイルスです。感染した方を思いやり、皆でウイルスと戦いましょう。

(2) 正しい知識で、正しく恐れる

感染した人が他の人に感染させる期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。また、退院者に感染させる力はありません。こうした「正しい知識」を持ち、人を排除したり、むやみに恐れないようにしましょう。

(3) 感染者が所属する団体の方を恐れない

県では、特定の団体で感染者が発生した場合、徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施しています。その団体に属するというだけでその人を遠ざけたり、むやみに恐れないようにしましょう。

(4) 無責任な情報発信をしない

根拠のないうわさをしたり、不確かな感染情報をSNSなどにより拡散したりしないようにしましょう。また、誤った知識、うわさ、憶測などにまどわされず、見たり、聞いたりしても自分からは広げないようにしましょう。

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和 2 年 5 月 1 5 日 策定

(令和 2 年 6 月 2 日 変更)

(令和 2 年 7 月 1 0 日 変更)

(令和 2 年 8 月 1 日 変更)

(令和 2 年 9 月 1 日 変更)

(令和 2 年 9 月 1 9 日 変更)

(令和 2 年 1 1 月 日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
（1）屋内の催事施設	16
（2）屋外の催事施設	17
（3）歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

• 人との距離の確保

- 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2 m。最低1 m）
- 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- できる限り予約を取って外出しましょう。

• マスクの着用

- 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）

• 手洗いの励行

- 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

• 自らの体調管理の徹底

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） <ul style="list-style-type: none"> ▪ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場制限 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場時の健康確認 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務体系・勤務場所の分散 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ▪ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ▪ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頻繁な換気 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員のマスク着用（必須） <u>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</u> ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） <u>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</u> ○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ▪ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ▪ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ▪ ペーパータオルの設置(トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止)。
施設・物品の清掃・消毒	<p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底(消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効)。 ▪ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分(キーボードなど)については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り(ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄)。 ▪ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ▪ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ▪ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	<p>○ 毎日、従業員の健康チェック(必要に応じ検温)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 体調不良(家族も含む)の場合は必ず休養。 ▪ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ▪ 日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。
入場者の周知	<p>○ 入場者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が長い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- チケット自動販売機のスイッチ
- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に食事をしましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- ショッピングカートの手すり
 - 買い物かご
 - セルフレジのタッチパネル
 - レジテーブル
 - 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- （例）
- 必ずマスクを着用しましょう
 - 買い物は少人数でしましょう
 - 空いている時間に買い物をしましょう
 - 短時間で買い物をしましょう
 - レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
 - 買いだめや買い急ぎは控えましょう
 - 買い物の回数を減らしましょう
 - 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ロビーのテーブル、カウンター
- 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- 貸し出し器具
- 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ▪ カラオケ機のリモコン、マイク
▪ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
(※ 使い捨て物品採用も検討)
▪ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
▪ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ▪ 歌唱中もマスクを着用しましょう
▪ 空いている時間帯に利用しましょう
▪ 長時間の滞在は控えましょう
▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
▪ 大声での会話は控えましょう
▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

<パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ▪ パチンコ台のハンドル等
▪ スロット台のボタン、レバー等
▪ 玉、玉貸機スイッチ
▪ メダル、メダル貸出機スイッチ
▪ ゲーム機操作レバー、ボタン等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ▪ 遊技中もマスクを着用しましょう
▪ 空いている時間帯に利用しましょう
▪ 長時間の滞在は控えましょう
▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
▪ 大声での会話は控えましょう
▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者とのソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例)

 - テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
 - アイスペール、マドラー
 - 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
 - 食器、コップ、箸、スプーン

(※ 使い捨て物品採用も検討)

 - カラオケ機のリモコン、マイク
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)

 - 必ずマスクを着用しましょう
 - 長時間の滞在は控えましょう
 - 大声での会話は控えましょう
 - できるだけマスクを着用しましょう
 - トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
 - 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
- 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ▪ トレーニングマシン、トレッドミル
▪ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ▪ 必ずマスクを着用しましょう
▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
▪ 長時間の滞在は控えましょう
▪ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
▪ 大声での会話は控えましょう
▪ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2m。最低1m。）
 - 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - 歌唱する者以外はマスク着用。
 - 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

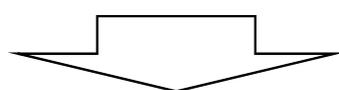
また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- ・ イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、[令和2年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」](#)に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人



業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率 100%など必要な感染防止対策（※1）が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率	人数上限
イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの （例） ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・ <u>飲食を伴うが発声がないもの（※2）</u>	大声での歓声・声援等が想定されるもの （例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）
	100%以内 [席がない場合は適切な間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）]	50%（※3）以内 [席がない場合は十分な間隔（1m）]
		① 収容人数 10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数 10,000人以下 ⇒ 5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理（令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より）

※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と同様に扱うことを可とする。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・大声での会話は控えましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ▪ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、選択ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

資料2-3(参考)

新

旧

■ ○目次 (P2)

1 県民の皆さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

略

2 事業所・店舗

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項 (共通事項) 4
 (2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項(個別事項) 4

89

- ① 飲食店 (接待を伴う飲食以外)・・・・・・・・・・・・ 7
- ② 小売業 (スーパーマーケット、各種物販店)・・・・・・・・ 8
- ③ 観光業 (宿泊施設、観光施設)・・・・・・・・・・・・ 9
- ④ 遊技施設等 (カラオケ店、ライブハウス、パチンコ店、ゲームセンター等) 10
- ⑤ 接待を伴う飲食店 (「夜の街」)・・・・・・・・・・・・ 12
- ⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・・・・・ 13

3 県の催事施設

略

■ ○目次 (P2)

1 県民の皆さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

略

2 事業所・店舗

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項 (共通事項) 4
 (2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項(個別事項) 4

- ① 飲食店 (接待を伴う飲食以外)・・・・・・・・・・・・ 7
- ② 小売業 (スーパーマーケット、各種物販店)・・・・・・・・ 8
- ③ 観光業 (宿泊施設、観光施設)・・・・・・・・・・・・ 9
- ④ 遊技施設等 (カラオケボックス、ライブハウス、パチンコ店、ゲームセンター等) 10
- ⑤ 接待を伴う飲食店 (「夜の街」)・・・・・・・・・・・・ 12
- ⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・・・・・ 13

3 県の催事施設

略

新

■ ○1 県民の皆さん (P3)

1 県民の皆さん

略

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

・ 人との距離の確保

- ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- ・ できる限り予約を取って外出しましょう。

・ マスクの着用

- ・ 熱中等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスマスクやマウスシールドの単独使用は不可)

・ 手洗いの励行

- ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

・ 自らの体調管理の徹底

- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

略

旧

■ ○1 県民の皆さん (P3)

1 県民の皆さん

略

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

・ 人との距離の確保

- ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- ・ できる限り予約を取って外出しましょう。

・ マスクの着用

- ・ 熱中等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。

・ 手洗いの励行

- ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

・ 自らの体調管理の徹底

- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

参考

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P5)

■ ○ 2 事業所・店舗 (P5)

略

略

③ 密閉対策

③ 密閉対策

略

略

④₁ 密接対策

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用 (必須) <u>(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)</u>
	○ 入場者のマスク着用 (励行徹底) <u>(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)</u>
	○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用 (必須) _____
	○ 入場者のマスク着用 (励行徹底) _____
	○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

参考

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P10)

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店^④の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンター^④の受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケ店^④の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーテーションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

略

■ ○ 2 事業所・店舗 (P10)

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックス^④の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンター^④の受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケボックス^④の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーテーションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

参考

新

旧

■〇2 事業所・店舗 (P14)

■〇2 事業所・店舗 (P14)

<理美容業>

<理美容業>

略

略

<合唱サークル、カラオケ教室等>

<合唱サークル、カラオケ教室等>

○ 合唱は、県内クラスタースタターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。

○ 合唱は、県内クラスタースタターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。

▪ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。

▪ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。

▪ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)

▪ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を2m以上確保

▪ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。

▪ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。

▪ 歌唱する者以外はマスク着用。

▪ 歌唱する者以外はマスク着用。

▪ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。

▪ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。

▪ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

▪ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

<マージャン店>

略

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

新

■ 〇 3 県の催事施設 (P16)

- イベントの規模要件 (人数・収容率等) は以下のとおりとする (1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、令和2年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔 (できれば2m)	5,000人

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策(※1)が担保される場合、以下の要件へ緩和可。



イベントの種類	収容率	人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの <small>(例) ロック、ポップコンサート、演劇、式典、展示会、等</small>	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人
	100%以内 <small>【席がない場合は適切な間隔(最低限人と人との接触しない程度の間隔)】</small>	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と同様に取り扱い扱うことを可とする。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

旧

■ 〇 3 県の催事施設 (P16)

- イベントの規模要件 (人数・収容率等) は以下のとおりとする (1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔 (できれば2m)	5,000人

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策が担保される場合、以下の要件へ緩和可。



イベントの種類	収容率	人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの <small>(例) ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、演劇等、式典、展示会、等</small>	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人
	50% (※3) 以内 <small>【席がない場合は適切な間隔(最低限人と人との接触しない程度の間隔)】</small>	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

新

■ 〇 3 県の催事施設 (P18)

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- **出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。**
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

旧

■ 〇 3 県の催事施設 (P18)

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を2 m以上確保。
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

参考

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P19)

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限 (3密などのリスクがある場所への移動を控える等) を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック (検温、体調確認)。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面 (出演時を除く) でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、選択しないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

診療・検査医療機関の指定状況
(11月24日時点)

	指定数	うちホームページ での公開数
岐阜圏域	112	16
病院	7	3
診療所	105	13
西濃圏域	66	13
病院	8	6
診療所	58	7
中濃圏域	106	32
病院	14	10
診療所	92	22
東濃圏域	57	5
病院	12	5
診療所	45	
飛騨圏域	43	13
病院	8	5
診療所	35	8
岐阜市	120	28
病院	19	13
診療所	101	15
岐阜県計	504	107
病院	68	42
診療所	436	65

帰国者・入国者に関する関係自治体への情報提供について

現在、感染症危険情報レベル3（入国拒否対象地域）から入国・帰国する場合、検査結果が判明するまでの間、空港内の待機スペースや検疫所長が指定した宿泊施設において入国者・帰国者を留め置くとともに、検疫所長から関係自治体に対して入国者等に関する情報提供を行っていただいている。

国は10月30日に韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドの9か国・地域について、感染症危険情報レベル3からレベル2に引き下げた。また、レベル2の国等からの入国する場合には、原則、入国時の検査が不要とされた（11月17日現在で43の国等がレベル2）。

中部国際空港においては、11月1日以降、レベル2に引き下げられた国等のうち、台湾と韓国からの国際便が週1便程度到着しているが、入国時の検査が原則行われておらず、入国者等に関する情報が関連自治体へ提供されていない。

今後、レベル2の国等からの到着便が増加し、海外からの帰国者・入国者が増加することから、万一の体調悪化の場合に備え、自治体が迅速・的確にフォローアップしていくため、入国者・帰国者に関する情報を、速やかに関係自治体に提供する仕組みを構築していただきたい。

2020年11月21日

愛知県知事 大村 秀章

岐阜県知事 古田 肇

三重県知事 鈴木 英敬



冬のコロナ対策へのご協力をお願いします!

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

「静かなマスク会食」をお願いします

会話の際には
マスクを着用しましょう!



いつでもマスク
気を付けたい「5つの場面」

内閣官房 新型コロナウイルス
感染症対策推進室



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



いつでもマスク 気をつけたい「5つの場面」

いつもと違う、
初めての冬

大人数や
長時間に
および飲食

飲酒を伴う
懇親会など

マスク
なしでの
会話

狭い空間
での
共同生活

居場所の
切り替わり

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室

\\ これからも守って欲しいこと //

- マスク着用・三密回避、室内換気を
- 手洗い・アルコール消毒を
- 体調不良時、発熱時は出さない
- 会話は静かに
- 集まりは少人数・短時間で

「5つの場面」に気をつけよう

1

飲酒を伴う
懇親会

2

大人数や長時間の
飲食

3

マスクなしでの
会話

4

狭い空間での
共同生活

5

居場所の
切り替わり



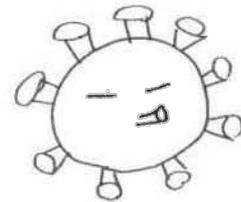
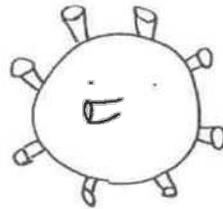
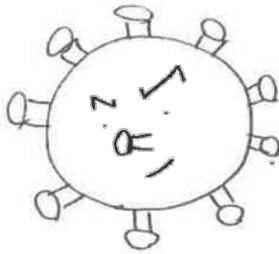
換気を良くして
三密を避けよう!

いつでもマスク
手洗い・消毒忘れずに!

新型コロナウイルスの 3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～

新型の
コロナです



1

新型コロナウイルスによる感染が
流行しています。



2

実はこのウイルスが怖いのは、

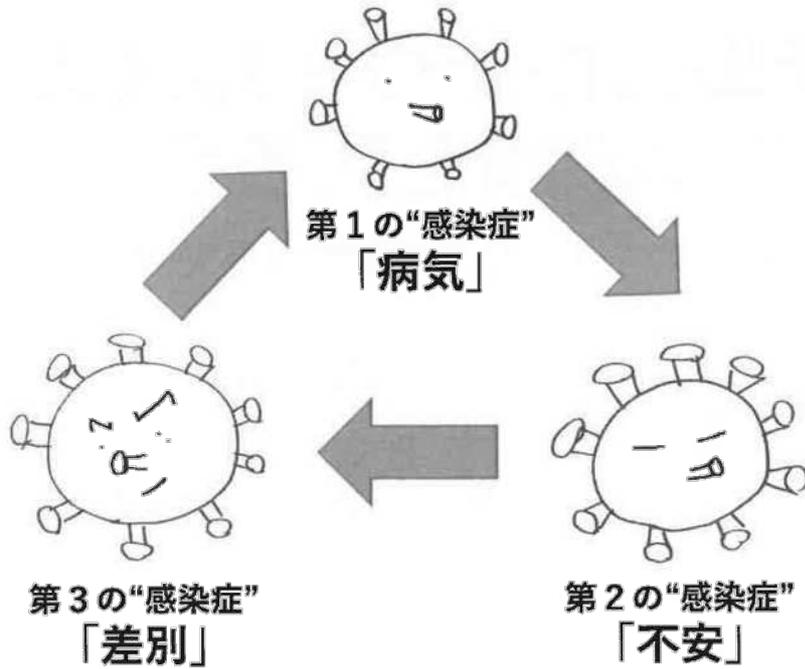
「3つの『感染症』」という顔
があることです。

知らず知らずのうちに私たちも

影響を受けていることをみなさんは

ご存知ですか？

3つの“感染症”は
つながっている



ひとりひとりが気を付けないと
ワクチンはどうやって力をつけていくよ…

3

ウイルスがもたらす

第1の“感染症”は
病気そのものです

このウイルスは、感染者との接触で
うつることがわかっています。

感染すると、風邪症状や重症化して
肺炎を引き起こすことがあります。



4

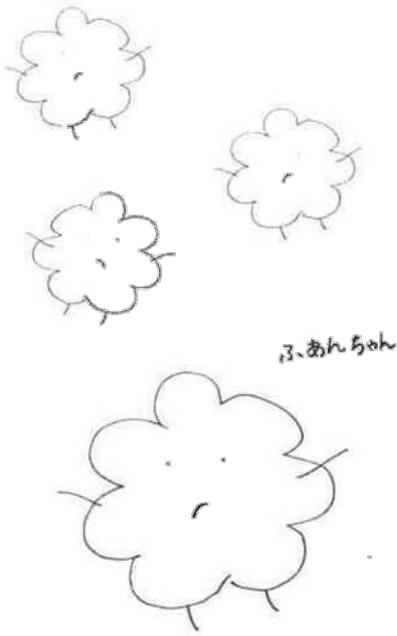
ウイルスがもたらす

第2の“感染症”は不安と恐れです

このウイルスは見えません。ワクチンや薬もまだ開発されていません。

わからないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、ふりまわされてしまうことがあります。

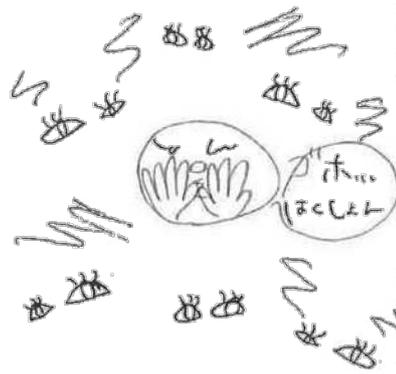
それらは私たちの心の中でふくらみ、気づく力・聴く力・自分を支える力を弱め、瞬く間に人から人へ伝染していきます。



5

ウイルスがもたらす

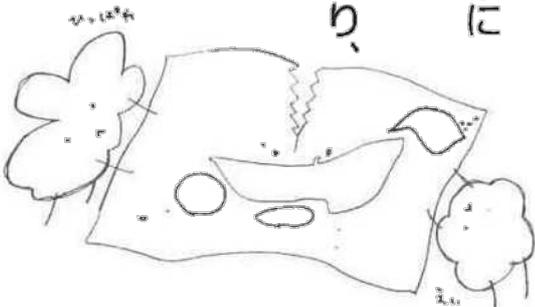
第3の“感染症”は嫌悪・偏見・差別です



不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。

そして、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別するなど、

人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されてしまいます。



6

なぜ、嫌悪・偏見・差別 が生まれるのか

見えない敵（ウイルス）
への不安

特定の対象を見える敵と
見なして嫌悪の対象とする

嫌悪の対象を偏見・差別し
遠ざけることでつかの間の
安心感が得られる

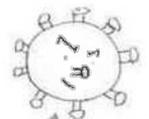
敵はウイルス

敵がすり替
わってしまう

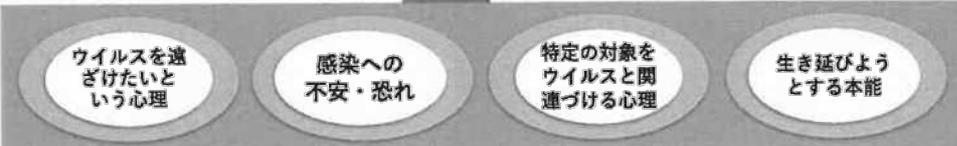
本当の敵を
見なくなる



7



差別の樹が
育っていくよ



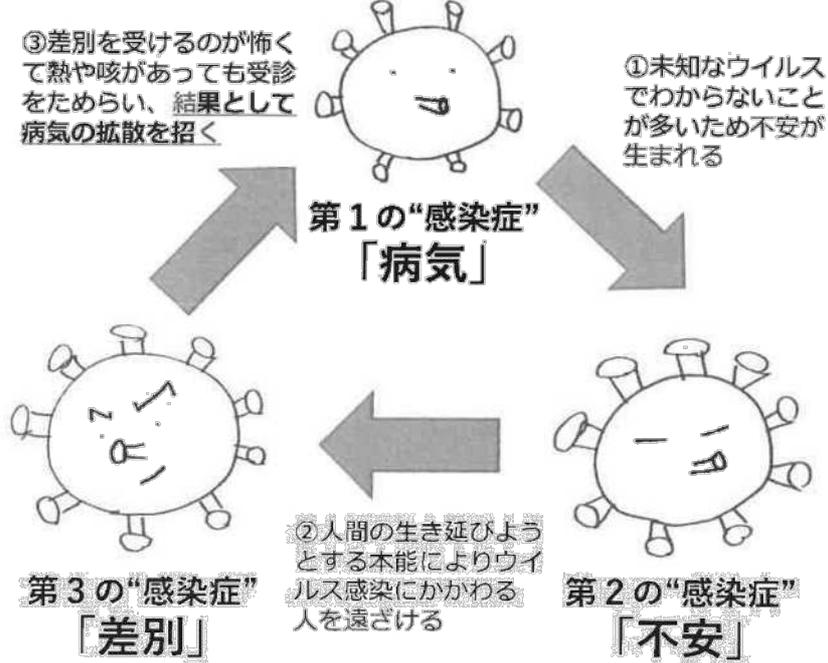
8

特定の人・地域・職業などに対して
「危険」「ばい菌」といったレッテルを
貼る心理によって差別や偏見はおこります。

3つの“感染症”は

どづつながっているの？

負のスパイラルで“感染症”が広がる



この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることで

皆さんも、

ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていたり、なにかとウイルスに結び付けて考えたりしていませんか？

「あの人が咳してる・・・コロナなんじゃない」

「あの地域はコロナが流行っているからあそこ
のものを買うのはやめよう・・・」

「熱があるけど怖いから黙ってしよう・・・」

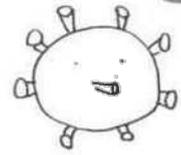
このように思い、行動することから

“感染症”は広がっていきます。

これらの“感染症”をふせぐために、
私たちはどのような工夫ができる
でしょうか？



第1の“感染症”を ふせぐために



1人1人が衛生行動を徹底しましょう。

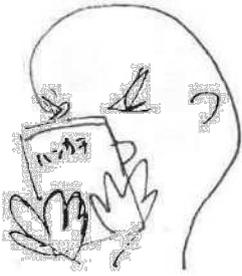
「手洗い」

「咳エチケット」

「人混みを避ける」

など、

ウイルスに立ち向かうための行動を、
自分のためだけでなく周りの人のため
にもすることが大切です。



11

第2の“感染症”に ふりまわされないために



不安や恐れは私たちの

気づく力

聴く力

自分を支える力

を弱めます。

不安や恐れは身を守る為に必要な
感情ですが、私たちから力を奪い、
冷静な対応ができなくなることも
あります。



12

第2の“感染症”にふりまわされないために

気づく力を高める

まずは自分を見つめてみましょう

・立ち止まって一息入れる。
(深呼吸、お茶を飲む)

・今の状況を整理してみる。

・自分自身をいろいろな角度から観察してみる。

(考え方、気持ち、ふるまいなど)

自分の心にサーチライトをあててみる



13

第2の“感染症”にふりまわされないために

聴く力を高める

いつもの自分と違う所はありませんか？

・ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていませんか？

・なにかと感染症に結び付けて考えていませんか？

・趣味の時間や親しい人との交流が減っていませんか？

・生活習慣が乱れていませんか？

普段と変わらず続けられることはありますか？

こんな気持ちがあるんだね...



14

第2の“感染症”にふりまわされないために

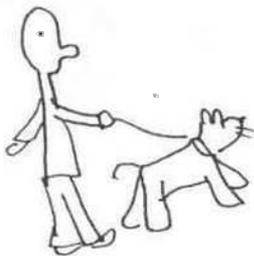
15

自分を支える力を高める

自分の安全や健康のために必要なことを見極めて自ら選択してみましよう

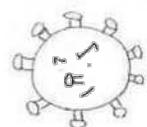
- ・ウイルスに関する情報にさらされるのを制限し、距離を置く時間を作る。
- ・いつもの生活習慣やペースを保つ。
- ・心地よい環境を整える。
- ・今自分ができていることを認める。
- ・今の状況だからこそできることに取り組んでみる。
- ・安心できる相手とつながる。

お散歩しよう



第3の“感染症”を

ふせぐために



16

不安を煽ることは病気に対する偏見や差別を強めます。

- ・「確かな情報」を拡めましよう。
- ・差別的な言動に同調しないようにしましよう。



第3の“感染症”を

ふせぐために

みなさんそれぞれその場所で感染を拡大
しないように頑張っています。

- 小さな子どもがいる家庭
 - 高齢者
 - 治療を受けている人とその家族
 - 自宅待機している人
 - 医療従事者
 - 日常生活を送って社会を支えている人
- この事態に対応しているすべての方々を
ねぎらい、敬意を払いましょう。

17

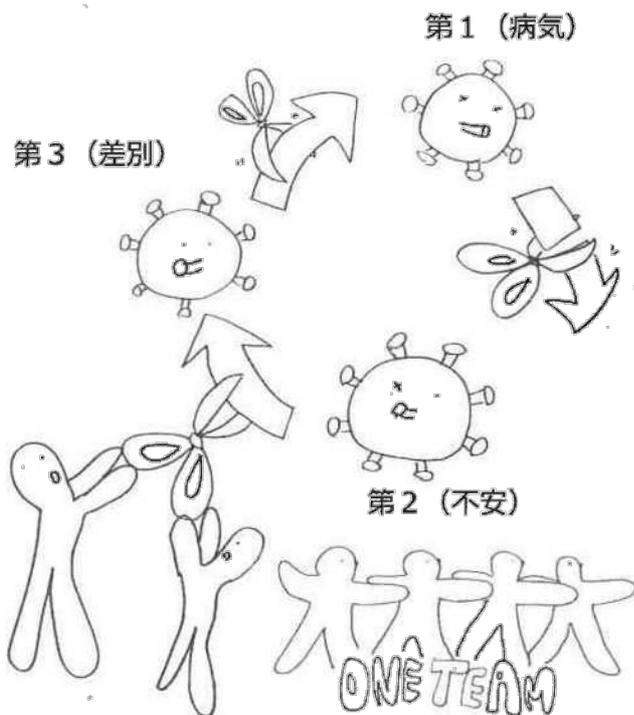
まとめ

3つの“感染症”をみんなで
乗り越えていくために

このように、新型コロナウイルスは、3つの
“感染症”という顔を持って、私たちの生活に
影響を及ぼします。

このウイルスとの戦いは、長期戦になるかも
しれません。

それぞれの立場でできることを行い、
みんなが一つになって負のスパイラルを
断ち切りましょう！



18

参考文献・資料

- EMDR EUROPE (2020) *CORONAVIRUS: WHAT IS HAPPENING? Guidelines on the psychological and emotional aspects*. Available at: <https://www.tacthellas.org/wp-content/uploads/2020/03/Guidelines-for-the-recent-Coronavirus-times.pdf>. (Accessed: 2020/03/22).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター (2014) *Psychosocial support during an outbreak of Ebola virus disease*. Available at: <https://pscentre.org/wp-content/uploads/2018/03/20140814Ebola-briefing-paper-on-psychosocial-support.pdf>. (Accessed: 2020/03/05).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター (2018) *A Guide to Psychological First Aid*. Available at: <https://pscentre.org/?resource=a-guide-to-psychological-first-aid-for-red-cross-red-crescent-societies>. (Accessed: 2020/03/05).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター (2020) *新型コロナウイルス(nCoV)のアウトブレイクにおける支援スタッフ・ボランティア・コミュニティのための精神保健・心理社会的支援(MHPSS)について* Available at: <https://pscentre.org/?resource=mhps-ifrc-psc-covid-19-guidance-japanese>. (Accessed: 2020/03/23) (2020年2月22日暫定版, 翻訳: 日本赤十字社).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター, ユニセフ, 世界保健機関 (2020) *Social Stigma associated with COVID-19* (2020年2月24日版). Available at: <https://pscentre.org/?resource=social-stigma-associated-with-covid-19>. (Accessed: 2020/03/20).
- 日本赤十字社 (2020) *新型コロナウイルス(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド* (2020年3月10日初版).
- 森光玲雄 (2020) 「ウイルスによってもたらされる3つの感染症」日本赤十字社 (2020) *新型コロナウイルス(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド* (2020年3月10日初版), pp.6より引用.

19

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

発行年月 2020年3月26日 初版

©日本赤十字社 2020

発行 日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部

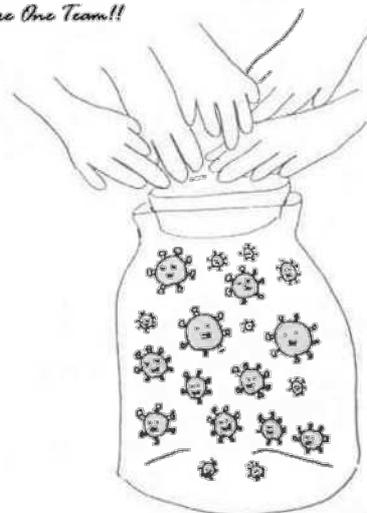
We are One Team!!

【監修】

諏訪赤十字病院 森光 玲雄
国際赤十字・赤新月社連盟心理社会センター登録専門家

【執筆協力】

日本赤十字社医療センター	秋山 恵子 (イラスト)
	宮本 教子
伊勢赤十字病院	中井 菜里
本社 事業局	堀 乙彦
救護・福祉部	武口 真里花
	山内 友和
国際部	佐藤 展章
	矢田 結
災害医療統括監	丸山 嘉一



内容について、許可なく掲載・改変・トレース・翻訳を禁止します。
引用、印刷、電子データでの配布等の際には、出典を明記の上、ご活用ください。

 日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

新型コロナウイルス感染症に関する支援状況（市民の方へ）（基準日：11月13日）

資料3

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
1	特別定額給付金	世帯主からの郵送または、オンライン申請により、一律に国民一人あたり10万円を給付	基準日(R2.4.27)に本市の住民基本台帳に記録されている方	182,691世帯 408,437人	181,765世帯 407,416人(99.75%)	オンライン申請受付：5月11日～8月15日。郵送申請の先行受付：5月15日～21日。郵送申請の一斉発送受付：5月26日～8月15日	福祉部
2	住居確保給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や廃業者で収入が減収して住居を失うおそれがある方に対して、家賃相当額を最大9か月まで支給	離職や廃業等による収入減少で住居を失うおそれがある方		312人	4月中旬より相談・申請が増加(相談)4月/397件、5月/975件、6月/592件、7月/323件、8月/271件、9月/224件、10月/302件、11月/107件(申請)4月/15件、5月/106件、6月/105件、7月/30件、8月/17件、9月/15件、10月/12件、11月/12件	福祉部
3	ひとり親家庭等応援金	応援金（一時金）として、対象世帯一世帯につき1万円を支給する。	児童扶養手当を受給する世帯	2,730世帯	2,730世帯(100%)	5月27日支給済 【事業完了】	子ども未来部
4	子育て世帯臨時特別給付金	子育て世帯を支援するため、児童手当受給対象児童一人につき1万円を支給（所得制限あり）	児童手当受給対象世帯	29,110世帯	29,110世帯	公務員以外の方：6/15支払済 公務員：9/30受付終了	子ども未来部
5	子どもの学び応援	保育所等の閉園、学校の臨時休業により登園、登校ができなかった子どもたち等へ5千円分の図書カードを配布	公立・私立保育園、認定こども園等、幼稚園、小・中・特別支援学校に通う子ども	①3,896人 ②3.7万人	①3,896人(100%) ②36,729人(99.2%)	①公立保育所（7/16児童配布済） 私立保育園等（7/28児童配布済） （子ども未来部）【事業完了】 ②幼稚園、小中学校及び特別支援学校 約3.7万人（教育委員会事務局）	子ども未来部、 教育委員会
6	ひとり親世帯特別臨時給付金	児童扶養手当受給世帯、家計急変により児童扶養手当受給相当となった等のひとり親世帯へ給付金を給付	ひとり親世帯	3,521世帯	2,942世帯	基本給付：8/3支給済み 追加給付：現在受付中	子ども未来部
7	ひとり親家庭等特別臨時応援金	「ひとり親世帯特別臨時給付金」の対象とならないひとり親世帯に3万円を給付	「ひとり親世帯特別臨時給付金」の対象とならないひとり親世帯	450世帯	154世帯(34.22%)	現在受付中	子ども未来部
8	結婚新生活支援事業	新居の費用等、結婚新生活にかかる費用を最大30万円を補助する	夫婦あわせて令和元年中の所得が340万円以下でともに34歳以下の夫婦（その他条件あり）	100世帯	14世帯	現在受付中	子ども未来部
9	岐阜市国民健康保険傷病手当金	療養のため労務に従事できなかった場合に傷病手当金を支給。（予算上の給付額 1人あたり 約65,000円）	給与等の支払いを受けている国保加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方	約20人/月	4人		市民生活部
10	岐阜薬科大学緊急学修支援金	オンライン講義の参加、参考図書の購入等による学修成果を高めるための緊急の学修支援として1万円を給付	岐阜薬科大学に在籍する学部生及び大学院生（休学者は除く）	753人	712人(94.5%) (最終)	申請期間：5月22日～6月19日 6月26日 最終の振込を確認。 事業終了日：6月26日	岐阜薬科大学
11	岐阜市立女子短期大学緊急学修支援金	オンライン授業の参加、参考図書の購入等による学修成果を高めるための緊急の学修支援として1万円を給付	岐阜市立女子短期大学に在籍する学生（休学者は除く）	476人	465人(97.7%) (最終)	申請期間：5月22日～6月19日 6月26日に最後の振込を完了。 事業終了日：6月26日	岐阜市立女子短期大学

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
12	キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業	市民の皆様をはじめ、市外から本市に来ていただいた方が、市内店舗などでQRコード等によるキャッシュレス決済を利用した場合に、その利用額の一定割合をポイント還元する。	PayPay、auPayでキャッシュレス決済を利用した方	PayPay約5,100箇所 auPay約3,200箇所	約3.8億円還元	還元額は暫定数値のため、変動あり	経済部
13	岐阜市立女子短期大学学生生活等支援	食費、教材費等修学のための必要費用として、学生1人あたり6,000円分のクオカードを配布	岐阜市立女子短期大学に在籍する学生（休学者は除く）のうち経済的に困窮している方	約130人	—	事業準備中	岐阜市立女子短期大学
14	岐阜薬科大学学生生活支援	食費、教材費等への支援として、学生1人あたり5,000円分のクオカードを配布	岐阜薬科大学に在籍する学部生及び大学院生のうち経済的に困窮している学生	—	—	対象者を調査中	岐阜薬科大学

新型コロナウイルス感染症に関する支援状況（事業者の方へ）（基準日：11月13日）

資料4

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
1	岐阜市新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した小売業・サービス業を営む事業所に一律5万円を支援	市内で小売・サービス業（飲食・生活関連・娯楽等）を営む事業所	約9,000事業所	7,205事業所 (約80%)	総申請件数 7,449件(対象外244件) 事業完了	経済部
2	岐阜市雇用調整支援金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）	雇用調整助成金等の上乗せ助成として、休業手当の一部を助成	労働者の一時休業を行うことで、労働者の雇用の維持を図った中小企業者	約2,300社	15社(0.65%)	7/8から申請受付開始 基準日時点支援済数	経済部
3	岐阜市雇用調整助成金申請等手数料補助金	雇用調整助成金等の申請の手続きに係る書類の作成その他の業務を社会保険労務士等に委託した場合の手数料の一部を助成	労働者の一時休業を行うことで、労働者の雇用の維持を図った中小企業者	約690社	91社(13.2%)	5/28から申請受付開始 基準日時点支援済数	経済部
4	岐阜市雇用就労促進奨励金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、就労の場を失った方の就労を支援	ハローワークの職業紹介を経て再就労した市民と雇用した事業者	労働者 1,000人 事業者 1,000人	労働者 41人(4.1%) 事業者 37人(3.7%)	6/1から申請受付開始 基準日時点支援済数	経済部
5	経営環境変動対策資金 <セーフティネット支援枠>	売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 <融資条件> 融資限度額：運転・設備2.8億円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.3%（※年1.1%） ※責任共有制度対象外の場合 信用保証料負担：市が全額負担	中小・小規模事業者	約15,000社	111社(0.74%)	10月末時点	経済部
6	ぎふし危機関連資金	売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 <融資条件> 融資限度額：運転・設備2.8億円 償還期間：運転10年以内、設備10年以内 融資利率：年1.1% 信用保証料負担：市が全額負担	中小・小規模事業者	約15,000社	133社(0.89%)	10月末時点	経済部
7	ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金	市区町村長からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等に対し、実質無利子無担保で融資を受けることができる市の制度融資を創設。 <融資条件> 融資限度額：4千万円（無担保） 償還期間：10年以内（据置5年以内） 融資利率：年1.3%（※年1.1%） ※責任共有制度対象外の場合	中小・小規模事業者	約15,000社	2,789社(18.59%)	10月末時点	経済部
8	岐阜市広告宣伝支援事業補助金	前年と比較して20%以上の売上げ減少があった月が1月ある事業者が行う広告宣伝事業に対し、10万円を上限に10/10を補助する	市内に事業所がある中小企業者、小規模企業者 (前年と比較して20%以上の売上げ減少があった月が1月ある企業者)	約1,000社	6社(0.6%)	8月14日から申請受付開始 基準日時点支援済数 10月末で交付決定件数は622件	経済部

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
9	岐阜市withコロナ産業振興補助金	にぎわい回復、市内経済の活性化に向けて積極的に取り組む事業に対し、経費の一部を補助。 ①商店街イベント・集客プロモーション事業(県補助上乘せ) ②地域経済回復支援事業(市独自)	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、その他商店街等の団体など	約70団体	0団体	8月20日から申請受付開始 基準日時点支援済数	経済部
10	岐阜市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのテレワーク推進事業	市民が旅館・ホテルが提供するテレワークプランを利用した場合に、1回あたり最大3,000円を補助(市民は1回あたり最大3,000円を割引した金額での利用が可能)。	市内で旅館・ホテルを営む事業者	約40事業者	13事業者 (約33%)	8月1日からテレワークプランの利用開始 基準日時点支援済数 13事業者(10月末時点で延べ164件の利用あり)	経済部
11	障害福祉サービス事業所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助。	指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業所、相談支援事業所	330か所	77か所 (約23%)	全事業所に周知済	福祉部
12	高齢者福祉施設等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	高齢者福祉施設等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助(1か所あたり上限額10万円)	介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	1,026か所	127か所 (12.38%)	全事業所に周知済	福祉部
13	介護サービス事業所等に対する継続支援事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている介護サービス事業所・介護施設等が、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費を補助	介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	28か所	3か所 (10.71%)	8月から受付開始	福祉部
14	保育所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	保育所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助(1か所あたり上限額50万円)	保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育所、病児・病後児保育施設、母子生活支援施設	113か所	15か所 (6,254千円、 13.3%)	補助事業受付中	子ども未来部
15	保育所等が実施する感染症予防対策に係る整備等に関する補助金	保育所等が感染予防対策のために実施する以下の整備等に必要な経費の3/4を補助(施設の定員により上限額あり) ・園内手洗い場蛇口の自動水栓化 ・お昼寝用ベッド	保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	56か所	15か所 (14,816千円、 26.8%)	補助事業受付中	子ども未来部
16	保育所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	保育所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助(1か所あたり上限額50万円)	保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育所、病児・病後児保育施設、母子生活支援施設、子育て短期支援事業所、子どもの生活・学習支援事業所、地域子育て支援センター	120か所	9か所 (4,024千円、 7.1%)	補助事業受付中	子ども未来部
17	私立保育園等における感染予防対策事業費補助金	保育園等において、徹底した感染予防対策を整えるための空調・換気機器の設置などの改修等に必要な経費に対し助成(1か所あたり上限額50万円)	保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	55か所	0か所	補助事業受付中	子ども未来部

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
18	子ども見守り宅食支援事業	見守りの必要な児童のいるひとり親家庭へ食材料や弁当や食材料を配達し、子ども等の状況を把握するNPO法人等に補助（上限額8,313千円）	子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行うNPO法人等	3か所	3か所 (12,244千円、 49%)	補助事業受付中	子ども未来部
19	岐阜市学校給食会食材費補助事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校臨時休業に伴い、給食物資のうち、仕入れが完了し、休業期間中に賞味期限を迎える又は傷みが出る等給食に提供できない食材の買取費用及び基本物資違約金等にかかる費用の補助	公益財団法人岐阜市学校給食会	1	1(100%)	8月12日確定通知送付	教育委員会

新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策(第4版)(案)

令和2年11月25日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1. 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

- (1) 市民の皆様への周知・啓発
- (2) 事業者の皆様への協力依頼

2. イベント、市有施設等の対応方針

- (1) イベント等の取り扱い
- (2) 市有施設の利用

3. オール岐阜市役所での感染防止対策

- (1) 学校等の感染防止対策
- (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
- (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
- (4) 市民窓口等における感染防止対策
- (5) 職員の感染防止対策
- (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
- (7) 市民病院の診療体制

4. 今後に備えた医療提供体制

- (1) 保健所の体制
- (2) 検査体制の拡充
- (3) 宿泊療養施設の設置
- (4) 患者の搬送
- (5) 医療従事者への物資の供給

5. 経済の再生

- (1) 経済再生・就労支援
- (2) 観光業の支援
- (3) 農林水産業の支援

6. 教育体制の再整備

- (1) 学びの場の確保と安全対策
- (2) 教育の ICT 化

7. 「新たな日常」・社会経済の変容

- (1) 市民生活の維持・「新たな日常」への対応
- (2) 社会経済の変容

8. 緊急対策事業

- (1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6 改定)における対策
- (2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17~)
- (3) 今後の対策

参考1 岐阜市における主な対応状況

参考2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定(令和2年11月25日変更)
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

I 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

(1) 市民の皆様への周知・啓発

① 新しい生活様式の徹底等の呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「新しい生活様式」等を広く市民へ周知するため、市が有する広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広報を展開【市公式ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信 (YouTube)、ポスター掲示、防災行政無線、防災情報メール】
- ・ 市有施設において注意看板やポスター等を掲示し、感染防止対策の啓発を実施
- ・ 患者の発生状況、感染症対策のお願いを記載した文書を、定期的に自治会に配布

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の徹底・周知を喚起するため、多言語での文書の掲示に取り組む。
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続
 - ◇ 英語 毎日 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 14:00～18:00
 - ◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00
- ・ 市 HP 等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載することを継続

② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を市 HP に掲載するとともに、啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を作成し、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ資料を配布及び設置
- ・ 市内学校における感染者やその家族に対する SNS 上の誹謗中傷をはじめ、噂やデマを拡散する事例に対し、市民に向けてさらなる啓発のため、広報ぎふ（9月1日号）に掲載

資料 3

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナウイルスは人類未知のウイルスであり、誰しも怖いものです。

この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますが？ 身近なところで以下のようなこと（コロナ・ハラスメント）が起こっていませんか？

- ・冠病した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・感染者が、店先にダイオキシンを貼られた。
- ・インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・飲食店が、感染者が発生したという噂により、混雑状況にあった。
- ・医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・感染者が多発している際のサンパの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ご相談・お問い合わせは、以下まで。

- ・岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)
- ・お住いの市町村相談窓口

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があり、私たちが関わっている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 正確な感染情報（デマ）の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



<「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「3密の回避」の習慣化
 - 人との距離の確保
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との距離を確保（できるだけ2m。最低1m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用
 - ・ 外出時の予約の活用
 - マスクの着用
 - ・ 仕事や買い物などで外出するときは、熱中症に注意しつつマスクを着用
 - 手洗いの励行
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手洗い・自らの体調管理の徹底・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しない。
 - 高感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場には、近づかない。
 - 感染リスクの高まる「5つの場面」に注意する。
- 感染リスクの高い場や行動は避ける
 - ・ 閉め切った空間、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触などは避ける。

「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は徐々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：新型コロナウイルス感染症専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）6月19日一部変更

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 体息室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会

「分科会から政府への提言」(令和2年10月23日)

(2) 事業者の皆様への協力依頼

① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底

業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考 2](#)を参考に、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施した店舗では、「with コロナステッカー」や「新型コロナウイルス対策実施中!ステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



with コロナステッカー



新型コロナウイルス対策実施中!ステッカー

② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 職場は密にならないよう一人ひとりの間隔を保持。また、頻繁に換気を実施
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取る。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど職場の衛生対策に努める。
- 従業員のマスク着用、手指消毒の徹底
- 毎日、従業員の健康チェックの徹底
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れる。また、オンライン会議を活用
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県の指針^{参考2}に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針^{参考2}に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針^{参考2}に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針^{参考2}に基づいた感染防止対策を徹底する。

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 学校等の感染防止対策

市立小学校、中学校

- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 学習指導員を8月21日から雇用し、児童生徒一人ひとりの学習定着や学校生活適応への支援を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施、8月21日からスクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施
- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス4台を増便
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認(スクールバス利用者はバス乗車前に確認)、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施、8月21日からスクール・サポート・スタッフ(小学部、中学部)、教員業務支援員(高等部)を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施

岐阜商業高等学校

- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員が消毒を実施、8月17日から教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーティションを設置
- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動の自粛や、サークル活動の合宿、多人数の懇親会を自粛

薬科大学

- ・ 感染防止対策の基本(マスクの着用、手洗い、人との間隔確保、3密回避)の実践を徹底
- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 飛沫感染防止のため、食堂及び図書館の机上に、透明アクリル板のパーティションを設置
- ・ 部活動の再開にあたり、「安全な部活動のためのガイドライン」を定め、活動時間の短縮や部員の健康管理の徹底を図るとともに、学生自ら感染防止対策を講じた安全な活動方法を考え、自律的に活動するよう、毎月「活動実施計画書」を作成及び提出

市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールド

などの着用を義務づけて実施

- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、ドアノブ等複数人が触れる場所は頻回の消毒を実施

(2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取り組みとして、登園時、登会時の健康チェック、手洗いやうがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード【改訂版】」(8月5日)により、児童、職員の健康管理を徹底する。

(3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト(県作成)」により、さらなる感染防止を徹底
- ・ 介護サービス事業所等における感染症発症時又は濃厚接触者に対応した場合のサービス継続支援事業を実施
- ・ 感染防止に必要な衛生用品等の購入費用について支援を継続

(4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市HPに行政窓口や施設の混雑状況をリアルタイムでお知らせする情報サービス「混雑ランプ」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらいことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底

(5) 職員の感染防止対策

勤務形態

① 在宅勤務

② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

④ その他

- ・ 休憩時間帯の拡大を継続
(11時15分～13時30分の間で1時間)
- ・ 本庁舎地下食堂のレイアウトの見直し及び食事の提供時間の拡大を継続
(11時15分～13時30分)
- ・ 会議室を休憩場所として開放(明德庁舎2階)
(12時～13時)

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック及び声かけの徹底

(6) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

(7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来については、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院については、面会制限したうえで実施
- ・ 手術、各種検査については、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター（健診事業）については、一部検査の制限を行いつつ実施

4 医療提供体制

(1) 保健所の体制

① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的疫学調査を実施し、早期終息を目指す。

② 感染症対策課の設置

- ・ 8月3日付けて新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に担う。感染症対策チームは、継続する。

③ 受診・相談センターの設置

- ・ 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

●平日窓口

Tel.058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

●休日・夜間窓口

Tel.058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

(2) 検査体制の拡充

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大40検体、必要に応じ最大60検体/日のPCR検査が可能な状態を維持
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ PCR法等を用いた検査を医療機関内で実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 岐阜市医師会と連携し、「岐阜市地域外来・検査センター」を6月15日に設置
- ・ 週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

④ かかりつけ医(診療・検査医療機関)での検査

- ・ 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

(3) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県は、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」を1棟借り上げ、265室を確保。患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応

(4) 患者の搬送

- ・ 患者搬送には、保健所の要請により消防本部の救急車で搬送

(5) 医療従事者への物資の供給

- ・ 市内の医療従事者が求めるマスク等医療物資を購入して届ける活動として「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を受付中
(5月1日(金)～)

※10月31日現在の寄附金総額:約 1,670 万円(223 件)

- ・ 本市に対してご寄附いただいたマスク等(用途が決められてないものに限る)を医療機関に配布

※10月31日現在のマスク寄附枚数:約 135,500 枚

【岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金と本市へのご寄附を活用した各医療機関、団体等への物資供給実績(10月31日時点)】

○医療機関(病院27、有床診療所31)に医療物資を配布

マスク:約 18,000 枚

サージカルマスク:約 30,000 枚

ニトリルグローブ:約 53,000 枚

フェイスシールド:400 枚

アイソレーションガウン:1,600 枚

消毒用アルコール:260 本

○施術所にマスク約 24,000 枚を配布

○岐阜市医師会にマスク30,000枚、サージカルマスク約16,000枚、

ニトリルグローブ約31,000枚、フェイスシールド20枚、

消毒用アルコール358本を配布(医師会所属医療機関:358)

○岐阜市歯科医師会にマスク20,000枚、ニトリルグローブ約20,000枚、

消毒用アルコール240本を配布(歯科医師会所属歯科医療機関:240)

○岐阜市薬剤師会に20,000枚のマスクを配布

5 経済の再生

(1) 経済再生・就労支援

① 経済再生

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金

- ・ 売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を5月1日から創設。当初3年間の利子を全額補給。併せて、融資に要する原資も増額

(※5月1日～融資限度額30,000千円)

(※6月15日～融資限度額40,000千円)

受付開始(5月1日)後、これまでに2,920件 約487億円の融資を実行(10月31日時点)

○商店街イベント・集客プロモーション事業

- ・ 商店街組織等がにぎわい回復のために実施するイベント(県の確定通知を受けた)の開催に対し、上乘せ支援する。8月20日より受付開始

○地域経済回復支援事業

- ・ 産業振興団体・商店街組織等が経済回復のために実施するイベント等に対し支援している。受付開始(8月20日)後、これまでに6件交付決定(10月31日時点)

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10万円を上限に支援している。
受付開始(8月14日)後、これまでに850件申請受付(11月11日時点)

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業

- ・ 非接触型QRコード等によるキャッシュレス決済を利用した市民等に対し、利用額の一定割合をポイント還元し、個人消費を喚起することで岐阜市経済の活性化を図る。10月1日(事業開始)～10月31日(事業終了)

○バイローカル運動の推進

- ・ コロナ禍により低迷している消費を喚起するため、市内で販売されているものを購入し、市内事業者を応援

② 就労支援

○WEB版の合同企業説明会(ぎふ仕事フェア)の開催

- ・ 市主催のWEBでの合同企業説明会を開催した。
(10月17日、24日、25日、31日)

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

(2) 観光業の支援

感染防止を図りながら落ち込んだ観光業の回復を図るため、市→県→全国と段階的に範囲を広げながら観光キャンペーンを実施し、需要喚起を促す。

○市民地元再発見宿泊キャンペーン事業

- ・ 市民を対象に、鶺鴒や大河ドラマ館を含めた割引宿泊プランを造成し、地元の魅力再発見を通じ、シビックプライドの醸成につなげる。
7月4日から予約受付開始、宿泊対象期間は、7月4日から9月30日まで。
※計3,331人泊の需要を創出

○県民モニター情報発信ツアー事業

- ・ 県内在住者等を対象にモニターツアーを実施し、参加者のSNS等による情報発信や、アンケートの課題分析による観光資源の魅力向上を図る。
9月1日から予約受付開始、実施期間は、9月26日から12月12日まで。

○オンライン旅行会社を活用した観光需要喚起対策事業

- ・ 全国を対象にオンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトで市内宿泊施設の宿泊割引クーポンを発行するキャンペーンを開催し、観光需要の喚起を図る。
第1弾:宿泊対象期間 8月1日~10月31日
※約2,500人泊の需要を創出
第2弾:宿泊対象期間 11月9日~1月31日
感染状況に注視しながら、引き続き実施

(3) 農林水産業の支援

○農作物の売上減少等への支援

- ・ 岐阜市農業再生協議会(事務局:農林園芸課内)が高収益作物次期作支援交付金(国)の事業実施主体のひとつとなり、国への申請の取りまとめ等を随時実施

○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業者等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

6 教育体制の再整備

(1) 学びの場の確保と安全対策

市立小学校、中学校、岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 児童生徒一人ひとりの学習定着や学校生活適応への支援を実施するため、学習指導員を、適任者のいる学校を主として小学校22校、中学校8校に配置(10月末現在、小学校22校、中学校4校に配置)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフ及び教員業務支援員を、全小中学校、岐阜特別支援学校に配置(10月末現在、小学校23校、中学校6校、岐阜特別支援学校に配置)
- ・ 感染症対策等を徹底しながら、児童生徒の学習を保障するために、全小中学校、岐阜特別支援学校への必要な物品(消毒液や保健衛生用品等)を整備

岐阜商業高等学校

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担う教員業務支援員を配置
- ・ 感染症対策等を徹底しながら、生徒の学習を保障するために、必要な物品(消毒液や保健衛生用品等)を整備

女子短期大学、薬科大学

- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、大学独自に授業料等を減免
- ・ 日本学生支援機構が企業等から受けた寄付を原資とする「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を活用し、経済的に困窮している学生に対して、修学費用を支援
- ・ その他の対策については、P8を参照

市立看護専門学校

- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免
- ・ 日本学生支援機構が企業等から受けた寄付を原資とする「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を活用し、経済的に困窮している学生に対

して、修学費用を支援

- ・ その他の対策については、P9 を参照

(2) 教育の ICT 化

市立小学校、中学校

- ・ 新学年の教科書に準拠した授業動画を教員が作成し、4月20日から「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信。約200本の動画を配信しており、現在も活用が可能。インターネットが利用できない場合は授業動画DVDを貸し出す。
- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「eライブラリアドバンス」を活用し、自宅の端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。
- ・ 文部科学省「GIGA スクール構想」に沿い、市立小中学校のすべての児童生徒を対象に、1人1台端末としてタブレットを導入し、オンライン学習等の環境を整備。現在、オンライン朝の会や調べ学習等で、積極的に活用

岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 教職員が作成した「生活単元学習」動画を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、現在も活用
- ・ 文部科学省「GIGA スクール構想」に沿い、特別支援学校の児童生徒を対象に、1人1台端末としてタブレットを導入し、オンライン学習等の環境を整備。現在、オンライン朝の会や授業での端末操作方法の学習など、積極的に活用

市立幼稚園

- ・ 私立を含む市内の幼稚園、子育て支援団体、大学等の協力を得て、家庭での“学びにつながる遊び”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで紹介しており、現在も活用

岐阜商業高等学校

- ・ 生徒の家庭学習支援として、教師による確実な見届けと指導を行うために、教科書に基づく課題の指示と、4月21日から学習アプリ「Moodle」(ムードル)を利用した学習支援サイトを立ち上げ、生徒の学習支援状況を把握しながら、生徒の理解を助ける動画を配信するなど支援体制を充実
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を

図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備

女子短期大学

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）と対面授業の併用を継続
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線LANのアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

薬科大学

- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、学生が分散して受講する体制としている。また、状況に応じて遠隔授業への切り替えに対応できる体制を整備
- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して実施

市立看護専門学校

- ・ 現在は3密とならない体制を整え、対面授業を行っているが、感染症拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）も実施できる体制を整備

7 「新たな日常」・社会経済の変容

(1) 市民生活の維持・「新たな日常」への対応

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

○ひとり親世帯臨時特別給付金

- ・ 子育てと仕事を一人で担う児童扶養手当受給世帯に対し、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、1世帯5万円（第2子以降につき3万円を加算等）を支給
基本給付:2,764 世帯 8/3 支給済み
追加給付:8/3~現在受付中

○ひとり親家庭等臨時特別応援金

- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金の対象とならないひとり親世帯に対し、1世帯3万円の応援金を支給
8/3~現在受付中

○水道料金及び下水料金の支払猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響（り患、収入の減少、事業の休・廃業等の理由）により、一時的に料金の支払が困難な方（個人・法人全て）に対し、令和2年3月検針分から令和3年2月検針分について、奇数月検針の方の支払いは令和3年5月26日、偶数月検針の方の支払いは令和3年6月28日まで支払いを猶予
※申請期限は、令和2年12月28日まで

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード納付の導入及びスマホ決済の促進

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生

産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。

- ・ 13のホテルが認定を受け8月1日より実施し、プランを提供中

(2) 社会経済の変容

○市内中小企業のテレワークの推進

- ・ 岐阜市リモートオフィス (Neo work-Gifu) を活用し、市内中小企業のテレワークを推進。テレワークの普及啓発のため、セミナーを開催。(令和2年9月17日、10月15日)

○庁内デジタルトランスフォーメーションの推進

(市民に向けて)

① キャッシュレス決済

現金に触れずに済むキャッシュレス決済を鶺鴒観覧船乗船券の券売や市税等で実施

② AI チャット総合案内サービス

11月1日より、行政手続き35分野に関する問い合わせに対し、職員に代わりAIがチャット形式で24時間自動応答するサービスを開始

③ 岐阜市オンライン申請総合窓口

12月1日(予定)より、来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

(職員に向けて)

① テレワーク環境

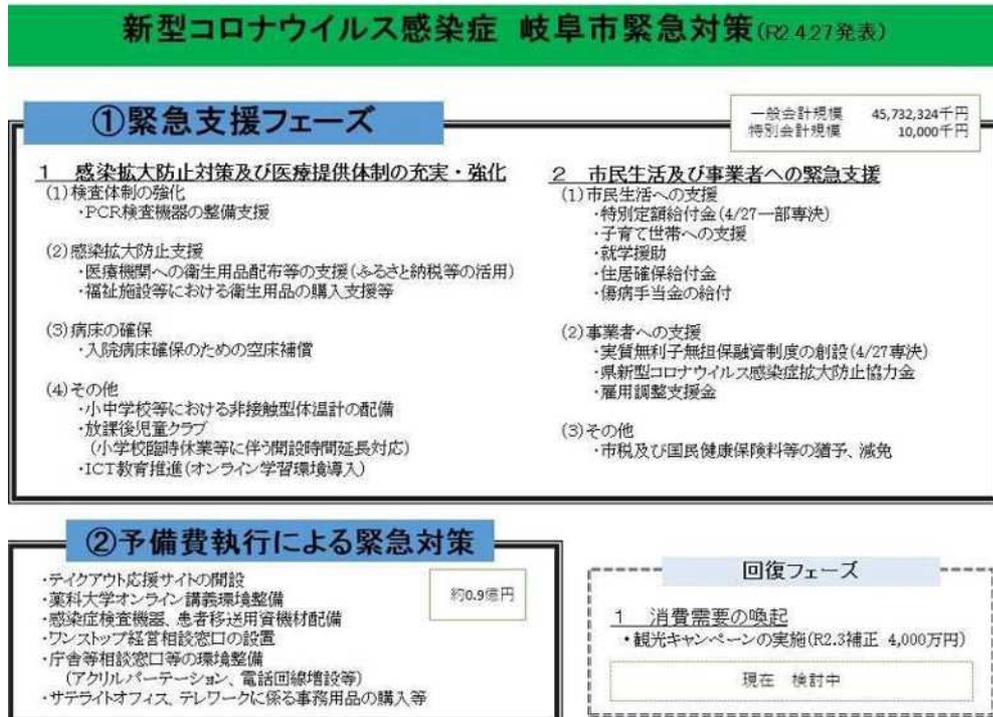
庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

② Web 会議

出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

8 緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6改定)における対策



① 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

● 検査体制の強化 ※6月追加補正減額

○PCR検査機器の整備支援(国 10/10)

医療機関等における検査に必要な機器等の整備を支援

※予算 保健所費 規模 1,760千円(一財0)

● 感染拡大防止支援

○医療機関への衛生用品配布等の支援(岐阜市単独)

医療従事者等の支援を図るため、ふるさと納税に新たに応援メニュー「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を創設し、寄附を活用してマスク等の衛生用品を購入し、配布

○福祉施設等における衛生用品等の購入支援等(保育園等国 10/10)

※障害福祉サービス事業所等(国 2/3、岐阜市 1/3)

※高齢者福祉施設等(岐阜市単独)

保育園、障害福祉サービス事業所等の福祉施設に対し、感染防止に必要な衛生用品等の購入を支援

併せて、岐阜市単独事業として高齢者福祉施設等に対しては、1事業所 10万円を上限に、衛生用品等の購入を支援

※予算 子ども保育費 規模 53,566 千円(一財 0)
子ども支援費 規模 3,954 千円(一財 0)
障害者総合支援費 規模 22,500 千円(繰入金 7,500)
老人福祉費 規模 102,600 千円(繰入金 102,600)

私立保育園 106 か所、病児・病後児保育施設 7 か所、母子生活支援施設 2 か所、
障害福祉サービス事業所等 330 か所、高齢者福祉施設等 1,026 か所

● 病床の確保

○病床確保の支援(国 1/4、岐阜市 1/4、県 1/2)※6月追加補正減額

新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を確保するため、病床を空けた状態とする医療機関を支援(@32,000/日)※国補助制度に県単補助を上乗せ

※予算 保健所費 規模 252,387 千円(繰入金 64,298)

● その他

○小中学校等における非接触型体温計の配備(幼:国 10/10、その他:岐阜市 1/2)

登校時に短時間で体温測定が行えるよう市立の幼稚園、小・中・高・特別支援学校に非接触型体温計を配備 ※配備数計 72 台

※予算 保健体育費 規模 1,439 千円(一財 700)

○放課後児童クラブ(国 1/3、県 1/3、岐阜市 1/3)

仕事を休むことが困難な家庭の児童を対象に、小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの開設を延長

※予算 青少年育成費 規模 30,766 千円(一財 10,256)

※放課後児童クラブ 46 か所(6月1日現在 119 教室開設)

○ICT教育推進(岐阜市単独)

中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を導入

※タブレット端末機器レンタル計 約 4,000 台

※予算 中学校教育振興費 規模 75,919 千円(一財 75,919)

② 市民生活及び事業者への緊急支援

● 市民生活への支援

○特別定額給付金(国 10/10) ※4/27 一部専決 111,168 千円

国民一人当たり一律 10 万円の特別定額給付金を支給 ※約 40.9 万人を想定

※予算 援護費 規模 40,987,914 千円(一財 0)

8 月 15 日(当日消印有効)に申請受付を終了

○子育て世帯への支援

・臨時特別給付金(国 10/10)

児童手当の受給者に対し、児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給

※予算 子ども支援費 規模 485,666 千円(一財 0)

公務員以外の方については 6/15 支給済み

公務員については現在受付中、一部支給済み(合わせて 28,499 世帯)

※対象児童数 約 4.7 万人を想定

・岐阜市ひとり親家庭等応援金(岐阜市単独)

児童扶養手当を受給する世帯に対し、岐阜市独自の応援金(1 万円)を支給

※予算 子ども支援費 規模 27,589 千円(一財 249、繰入金 27,340)

※対象世帯数 2,731 世帯に 5/27 支給済

○就学援助(岐阜市単独)

学用品費や給食費等の援助を行う準要保護について、家計が急変した世帯も対象なるよう直近4か月の収入状況による認定基準を追加(当初予算対応)

○住居確保給付金(国 3/4、岐阜市 1/4)※5月補正【再掲】

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

援護費 規模 21,396 千円(繰入金 5,349)

○傷病手当金(特別調整交付金 10/10)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、感染または感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給(適用:令和 2 年 1 月~)

※予算 国保特会 規模 10,000 千円

● 事業者への支援

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ※4/27 専決 2,345,700 千円

売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を 5 月 1 日から創設。当初 3 年間の利子を全額補給。併せて、融資に要する原資も増額

(※5 月 1 日～融資限度額 30,000 千円)

(※6 月 15 日～融資限度額 40,000 千円)

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県 1/2、岐阜市 1/2)

県の休業要請に応じて 4 月 18 日～5 月 6 日までの間、全面的に協力した事業者に対し、協力金を 50 万円支給した。

5月20日(当日消印有効)に申請受付を終了した。

※予算 商工業振興費 規模 1,000,000 千円(一財 1,000,000)

○雇用調整支援金(県 1/2、岐阜市 1/2)

国の雇用調整助成金を活用した事業所を対象に、事業主負担分を補助している。

※予算 労働諸費 規模 208,000 千円(一財 104,000)

○テイクアウト応援サイト開設(予備費執行)

頑張っている飲食店を支援するため、岐阜商工会議所、柳津町商工会と連携し、テイクアウトを実施している情報サイト『ウチ店』を開設している。

○ワンストップ経営相談窓口の設置(予備費執行)

事業者の多岐にわたる相談に迅速に対応するため、岐阜商工会議所と連携し、会議所建物内において、会議所の経営相談や国の制度の受付、市の融資認定受付などのワンストップ窓口を 5 月 1 日から開設している。

● その他

○市税及び国民健康保険料等の猶予、減免 ※補正予算なし

収入が大幅に減少し、市税の納付が困難な方について、1年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞金を免除。また、収入が減少した国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の被保険者に対して保険料を減免

(2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策

“緊急対策”(R2.4.27発表)

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

(1)検査体制の強化
・PCR検査機器の整備支援
予算総額 約458億円

(2)感染拡大防止支援
・医療機関への衛生用品配布等の支援
5月専決 約432億円
4月専決 約25億円
予備費執行 約1億円

(3)病床の確保
・入院病床確保のための空床確保

(4)その他
・小中学校等における非接触型体温計の配備
・放課後児童クラブの時間延長
・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)
・薬科大学・女子短期大学オンライン講義環境整備
・庁舎等相談窓口等の環境整備
・テレワーク等の実施
・情報発信のための広報の拡大

2 市民生活及び事業者への緊急支援

(1)市民生活への支援
・特別定額給付金
・子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり親家庭等応援金)
・就学援助
・住居確保給付金
・傷病手当金

(2)事業者への支援
・実業無利子無担保融資制度
・雇用調整支援金
・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
・テイクアウト応援サイトの開設
・ワンストップ経営相談窓口の設置

(3)その他
・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

“withコロナ”総合対策(R2.5.17~)

1 社会経済活動と感染拡大防止対策

(1)市民・事業者への感染拡大防止対策支援
・事業者への感染拡大防止対策促進支援
・私立保育園、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成
・介護サービス事業所等への事業継続支援、施設整備支援
・路線バスの交通系ICカード導入への支援
・経産局の感染予防支援(予備費)
・感染状況通知サービスの運用(予備費)

(2)市民・事業者への新しい生活様式の定着
・リーフレットの作成・配布
・テレビ、ラジオを活用した周知
・テレワーク等への支援

(3)市街施設の感染拡大防止対策
・保育所、児童施設、図書館、公民館、観光文化施設における整備等
・遊樂所におけるテント等の配備(予備費)
・市立学校における衛生用品の購入、業務支援員等の配置、ICT教育の推進
・特別支援学校スクールバスの拡大
・救急車両内除菌装置整備(予備費)

(4)その他
・給食調理業務の環境整備等
・ひとり親家庭等相談体制の強化
・市税等クレジット収納の導入

3 回復に向けての支援

(1)学びの広げ
・子どもの学び、市立大学生の学術応援事業
・市立小中学校に学習指導員を配置

(2)緊急支援
●市民生活への緊急支援
・ひとり親家庭等への支援(臨時特別給付金、臨時特別応援金)
・結婚新生活への支援
・住居確保給付金
●事業者等への支援
・雇用調整支援金申請手数料の支援
・雇用調整の促進
・融資制度(貸付嵐災の増額、保証料補填等)
・障害児通所支援事業等への支援
・認定こども園等の保育料減免における支援
・経済活動支援事業への支援
・学校給食会への支援
・宅食事業者への支援
・指定管理者(利用料金減額)の休廃等に伴う支援
・バス事業者への支援(ゴミバス、路線バス)

(3)回復支援
・観光施設のWi-Fi環境整備
・観光キャンペーンの開催(市民キャンペーン、県内誘客)
・キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化
・イベント等支援
・広告宣伝事業支援
・農産6次産業化支援

2 医療提供体制の充実・強化

(1)検査体制の強化等
・地域外来・検査センターの設置(専決)
・PCR検査手数料自己負担分の支援
予算総額 約250億円

(2)市民病院の医療提供体制の強化
・院内感染防止対策、高度医療機器整備
7月専決 約11億円
6月専決 約21億円
5月専決 約11億円
予備費執行 約3億円

① 社会経済活動と感染拡大防止対策

● 市民・事業者への感染拡大防止対策支援

○事業者への感染拡大防止支援 ※5/17 専決

・周知啓発(岐阜市単独)

「with コロナ ステッカー」や行動指針の配布などにより感染拡大防止を啓発するとともに、一部業種の事業者に、マニュアルの作成を促す
※予算 商工業振興費 規模 5,224 千円(一財 5,224)

・感染症対策支援金事業(岐阜市単独)

店舗等における感染拡大防止対策を促進するため、5万円の支援金を給付した。6月30日に申請受付を終了した。

※予算 商工業振興費 規模 450,756 千円(一財 450,756)

○私立保育園、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成

・5/17 専決(岐阜市単独)

私立保育園等に対し、手洗い場蛇口の自動水栓化やお昼寝用ベッドの導入を支援

※予算 子ども保育費 規模 48,329 千円(繰入金 48,329)

・6月追加補正(国・県10/10)

私立保育園、子育て支援施設、病児病後児保育施設、母子生活支援施設等に対し、衛生用品や感染防止対策備品の購入を支援

※予算 子ども支援費 規模6,500千円(一財0)

子ども保育費 規模53,500千円(一財0)

・7月専決(県 1/2、岐阜市 1/2)

私立保育園等に対し、空調換気機器の設置や施設改修を支援

※予算 子ども保育費 規模27,500千円(繰入金13,750)

○介護サービス事業所等への事業継続支援(国 2/3、岐阜市 1/3)

※6月補正

利用者や職員に感染者が発生した介護サービス事業所等や、休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、消毒等の衛生対策や事業継続に必要な人員確保などの経費を支援

※予算 老人福祉費 規模13,777千円(繰入金4,593)

○介護サービス事業所等への個室化改修支援(国 10/10) ※9月補正

感染拡大を防止するため、多床室において感染が疑われる者同士を分離する個室化改修費用を支援

※予算 老人福祉費 規模27,384千円(一財0)

○路線バス利用環境整備(岐阜市単独) ※9月補正

感染症対策としてキャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系ICカードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃收受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

※予算 都市建設総務費 規模21,000千円(一財21,000)

○妊産婦の感染予防支援(予備費執行)

妊産婦の感染リスク低減のため、母子健康手帳交付時や産後訪問時などに、啓発パンフレットとともに衛生用品(マスク、アルコールハンドジェル)の配布を引き続き行う。

○with コロナあんしん追跡サービス(予備費執行)

店舗等において、感染者が発生した場合、来店者や利用者に対し接触の可能性を通知するQRシステムを整備している。

● 市民・事業者への「新しい生活様式」の定着

○感染症対策特集パンフレットの作成・配布(岐阜市単独) ※5/17 専決

日常生活の中で心がけが必要な「新しい生活様式」を広報するため、
保存版パンフレットを作成し、市内全戸・全事業所に配布

※予算 広報費 規模 3,500 千円(一財 3,500)

○テレビ・ラジオを活用した広報(岐阜市単独) ※6月補正

「新しい生活様式」について、メディアを活用し継続的に市民に広報す
るため、啓発番組を制作・放映(放送)

※予算 広報費 規模 4,739 千円(一財 4,739)

○テレワーク推進事業(岐阜市単独) ※6月補正

「新しい生活様式」の働き方実践例であるテレワークを推進するため、
テレワークプランを提供する市内のホテルや旅館等を利用した場合に
料金の一部を助成している。

※予算 商工業振興費 規模 4,800 千円(一財 4,800)

● 市有施設等の感染拡大防止対策

○公立保育所、児童施設等の衛生備品整備

・5/17 専決(岐阜市単独)

公立保育所の手洗い場蛇口の自動水栓化やお昼寝用ベッド、殺菌用
ロッカーの導入など、衛生環境を整備

※予算 子ども保育費 規模 71,275 千円(繰入金 71,275)

・6月追加補正(県 10/10、一部施設 岐阜市単独)

公立保育所、児童館、幼児支援教室等において、衛生用品等を購入

※予算 子ども支援費 規模 7,500 千円(繰入金 1,000)

子ども保育費 規模 10,000 千円(一財 0)

子ども若者総合支援センター費 規模 4,400 千円(繰入金 4,400)

・11月補正(岐阜市単独)

公立保育所にエアコンを整備

※予算 子ども保育費 規模 32,207 千円(繰入金 32,207)

○市立学校の感染拡大防止対策 ※6月追加補正

・学校(幼小中高特)において、感染防止のための衛生用品等を購入

(国 1/2、岐阜市 1/2※幼稚園は国 10/10)

※予算 小学校管理費	規模 68,500 千円(一財 34,250)
中学校管理費	規模 30,000 千円(一財 15,000)
特別支援学校管理費	規模 3,000 千円(一財 1,500)
高等学校管理費	規模 3,000 千円(一財 1,500)
幼稚園管理費	規模 1,000 千円(一財0)

・学校(小中高特)において、感染防止対策をサポートするためのスクール・サポート・スタッフ又は、教員業務支援員を配置(国 10/10※報酬等)

※予算 小学校教育振興費	規模 8,818 千円(一財647)
中学校教育振興費	規模 4,410 千円(一財324)
高等学校管理費	規模519千円(一財2)
特別支援学校管理費	規模 1,360 千円(一財42)

○ICT教育推進(岐阜市単独)

・6月追加補正

学校(小中特)において、家庭でのオンライン学習環境を確保するため、全ての生徒にタブレット端末を導入

※予算 小学校教育振興費	規模 236,333 千円(一財 236,333)
中学校教育振興費	規模 72,987 千円(一財 72,987)
特別支援学校管理費	規模 4,744 千円(一財 4,744)

・7月専決

家庭でのオンライン学習環境を確保するため、市岐商において、全ての生徒にタブレット端末等を導入。

短大においては、貸与用パソコン及び学内の分散学習のための、環境を整備

※予算 高等学校管理費	規模 11,916 千円(一財 11,916)
大学管理費	規模 27,946 千円(一財 27,946)

○特別支援学校スクールバス拡大(岐阜市単独 ※3カ月分のみ国 1/2)※6月補正

特別支援学校スクールバス車内における「3密」を避けるため、定員の半数で乗車できるようバスを増便

※予算 特別支援学校管理費	規模 20,500 千円(一財 17,083)
---------------	-------------------------

○図書館の感染拡大防止対策(岐阜市単独)

・5/17 専決

中央図書館・分館及び5図書室に図書消毒機器を設置

※予算 図書館費 規模 3,814 千円(一財 3,814)

・9 月補正

インターネットを通じ電子書籍が読める電子図書館サービスを整備

※予算 図書館費 規模 5,905 千円(一財 5,905)

○地域間オンライン会議環境整備(岐阜市単独) ※7/31 専決

地域の拠点となる地域公民館 50 館にオンライン会議環境を整備

※予算 市民協働推進費 規模 1,871 千円(一財 1,871)

○観光文化施設等サーマルカメラ導入 ※6 月補正

※観光施設(国1/2、岐阜市1/2)

※文化施設(国1/2、岐阜市1/2)

※コンベンション・スポーツ施設(岐阜市単独)

市内外から利用者が訪れる観光・文化施設等において、来館者の発熱等を効果的に検知し、感染拡大リスクの低減を図るため、赤外線サーマルカメラを導入

※予算 観光振興費	規模	900 千円(一財 450)
コンベンション推進費	規模	458 千円(一財 458)
文化・芸術振興費	規模	458 千円(一財 229)
歴史博物館費	規模	1,129 千円(一財 565)
スポーツ振興費	規模	1,145 千円(一財 1,145)
科学館費	規模	900 千円(一財 450)
観光特会	規模	1,129 千円(一財 565)

○避難所備品整備(予備費執行)

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ作成した避難所運営マニュアルの運用に必要な、簡易型テントなどの資機材を整備

○救急車両感染拡大防止対策(予備費執行)

救急隊員及び同乗者(家族等)の感染リスク軽減を図るため、救急車両にオゾン除染装置を導入

● その他

○分散登校時における牛乳等の提供(予備費執行)

学校再開から分散登校期間において、児童生徒の栄養補給の観点か

ら、牛乳等を提供

○夏季期間の給食調理に係る環境整備(岐阜市単独) ※6月補正

夏休みを短縮することに伴う、授業実施日の給食調理のため、調理業務を追加するとともに、労働環境を整備

※予算 保健体育費 規模 9,092 千円(一財 9,092)

○ひとり親家庭等相談体制の強化(国 1/2、岐阜市 1/2) ※6月追加補正

感染防止に配慮した相談支援体制の強化を図るため、テレビ電話やSNS等を活用した相談業務を、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに委託

※予算 子ども支援費 規模 340 千円(一財 170)

○市税等クレジット収納の導入(岐阜市単独) ※9月補正

市税や国民健康保険料等における、スマートフォン等を活用したクレジットカード収納を導入

※予算 賦課徴収費 規模 1,672 千円(一財 1,672)

② 医療提供体制の充実・強化

●検査体制の強化等

○地域外来・検査センター運営(国+県 1/2、岐阜市 1/2) ※5/27 専決、11月補正

岐阜市民を対象にドライブスルー方式で行う「地域外来・検査センター」の運営を岐阜市医師会に委託

※予算 保健所費 規模 32,483 千円(繰入金 16,143)

○医療従事者への医療物資の提供等(岐阜市単独) ※6月補正

岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金を活用し、医療従事者に対するマスク等医療物資を提供

※予算 保健所費 規模 20,564 千円(寄附金 20,564)

○PCR検査物品の整備(国 1/2、岐阜市 1/2) ※6月補正

市が行うPCR検査に必要な物品等を整備

※予算 保健所費 規模 12,084 千円(一財 6,043)

○PCR検査費用等の負担(国 1/2、岐阜市 1/2) ※6月、11月補正

医療機関において保険適用によりPCR検査等を受診した方の自己負担相当分を負担

※予算 保健所費 規模 131,698 千円(繰入金 65,849)

●市民病院の医療提供体制の強化等(県 10/10) ※6月追加補正

○院内感染防止対策

救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染対策を講じながら診療体制の確保に必要な機器等を整備

※予算 器械及び備品費、経費 規模 128,666 千円(一財 0)

○高度医療向け設備整備

感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するため必要な設備を整備

※予算 器械及び備品費 規模 53,074 千円(一財 0)

○医療従事者への慰労金の支給

感染リスクと向き合い業務を行っている医療従事者やその他職員等に対し、慰労金を支給

※予算 経費 規模 396,800 千円(一財 0)

③ 回復に向けての支援

●学びの応援

○子どもの学び応援(岐阜市単独) ※5/17 専決

保育所等の閉園、学校の臨時休業により登園、登校ができなかった子どもたちへ、5 千円分の図書カードを配布し、学びの応援を実施

※予算 子ども保育費 規模 19,420 千円(一財 19,420)

3,896 人配付済み(完了) ※対象者数 約4千人を想定

教育事務局費 規模 187,149 千円(一財 187,149)

※対象者数 約3.7万人を想定

○学習指導員の配置(県 10/10※報酬等) ※6月追加補正

学校の再開に伴い、市立小中学校の児童生徒の学習及び学校生活適応支援を図るため、学習指導員を配置

※予算 小学校教育振興費 規模 8,270 千円(一財33)

中学校教育振興費 規模 3,008 千円(一財12)

○市立大学生への学修支援(岐阜市単独) ※5/17 専決

オンライン講義や参考書の購入など、学生の学修環境を整えるため、女子短期大学及び薬科大学の在学生に対し、1万円の給付金を支給

※予算 女子短期大学管理費 規模 4,910千円(一財 4,910)

薬科大学管理費 規模 7,610千円(一財 7,610)

●市民生活への緊急支援

○住居確保給付金(国 3/4、岐阜市 1/4) ※6月追加補正、11月補正【再掲】

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、申請件数の増加に伴い予算額を補正

※予算 援護費 規模 52,252千円(繰入金 13,064)

○ひとり親家庭への支援

・ひとり親世帯臨時特別給付金(国 10/10) ※6月追加補正【再掲】

子育てと仕事を一人で担う児童扶養手当受給世帯に対し、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、1世帯5万円(第2子以降につき3万円を加算等)を支給

※予算 子ども支援費 規模 350,386千円(一財 0)

・ひとり親家庭等臨時特別応援金(岐阜市単独) ※7月専決【再掲】

ひとり親世帯臨時特別給付金の対象とならないひとり親世帯に対し、1世帯3万円の応援金を支給

※予算 子ども支援費 規模 13,576千円(繰入金 13,576)

○結婚新生活支援(国 1/2、岐阜市 1/2) ※7月専決

コロナ禍での低所得者の若者の経済的負担を軽減し、結婚の後押しを図るため、住宅取得等の費用を支援

※予算 子ども支援費 規模 30,109千円(一財 15,109)

●事業者等への緊急支援

○雇用調整助成金等申請にかかる支援(岐阜市単独) ※5/17 専決

事業者が労働局へ提出する雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請書類作成を社会保険労務士等へ委任した場合、支払った手数料を助成している。

※予算 労働諸費 規模 69,058千円(一財 69,058)

○雇用就労の促進(岐阜市単独) ※5/27 専決

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労の場を失った市民が、ハローワークを通じて市内事業所に就労した場合、労働者、事業主双方に奨励金を交付している。

※予算 労働諸費 規模 200,000 千円(一財 200,000)

○市融資制度保証料補填金(岐阜市単独) ※6月、9月補正

市内中小企業者の資金需要が増加していることから、保証料補填金を増額した。

※予算 金融対策費 規模610,000 千円(一財610,000)

○市融資制度(原資:岐阜市単独、事務費:国 10/10) ※9月補正

市内中小企業者の資金需要が増加していることから、貸付金の原資を増額予定。

併せて、5月に創設した感染症対応資金の利子補給に関し、金融機関による代理申請に係る事務経費を支援している。

※予算(原資) 金融対策費 規模 195 億円(一財 195 億円)
(事務) 金融対策費 規模 3,471 千円(一財 0)

○バス事業者への支援(岐阜市単独) ※9月補正

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の大幅な減少下においても、公共交通を維持するための補填措置

※予算 都市建設総務費 規模 272,000 千円(一財 272,000)

○障害児通所支援事業所等への支援(県 3/4、岐阜市 1/4)

※一部県 10/10 ※6月補正

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において生ずる追加的サービスや、事業所に対する休業要請期間のサービス利用相当額を助成

※予算 障害者福祉費 規模 6,882 千円(繰入金 740)

○認定こども園等の保育料減免に対する支援(国 1/2、県 1/2) ※6月補正

非常事態宣言に伴う臨時休園期間の保育料を、減免する必要がある認定こども園等に対し、減免相当額を補てん

※予算 子ども保育費 規模 35,408 千円(一財 0)

○就労継続支援事業所への支援(国 10/10) ※6月追加補正

就労継続支援事業所における、生産活動の再起に向け必要となる設備の整備や販路拡大に係る経費等を支援

※予算 障害者総合支援費 規模 44,500 千円(一財 0)

○子ども見守り宅食事業者への支援(国 10/10) ※6月追加補正

学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食堂や子どもに対する宅食事業を行うNPO法人等に対し、ひとり親家庭の児童等への宅食に係る経費を支援

※予算 子ども若者総合支援センター費 規模 24,939 千円(一財 0)

○学校給食会への補助(国 3/4、岐阜市 1/4) ※6月補正

3月からの学校臨時休業期間中に提供を予定し、学校給食会が調達を行った未利用食材等にかかる費用について補助

※予算 保健体育費 規模 25,679 千円(一財 6,997)

○施設休館に伴う指定管理者への支援(岐阜市単独) ※6月、9月、11月補正

利用料金制指定管理施設における、施設の休館に伴う利用料金の減収等影響額を負担

※予算 コンベンション推進費 規模 176,866 千円(一財 176,866)

観光振興費 規模 21,335 千円(一財 21,335)

塵芥処理費 規模 11,460 千円(一財 11,460)

労働諸費 規模 4,108 千円(一財 4,108)

●回復支援

○観光施設 Wi-Fi 環境整備(国 1/3※整備費のみ、岐阜市 2/3) ※6月補正

観光客等の利便性向上を図るため、歴史博物館本館及び分館に、Wi-Fi 環境を整備し、観光客の利便性向上を図る。

※予算 歴史博物館費 規模 279 千円(一財 226)

○観光キャンペーンの実施(岐阜市単独) ※6月補正

・市民地元再発見宿泊キャンペーン事業【再掲】

市民を対象に、鶺鴒や大河ドラマ館を含めた割引宿泊プランを造成し、地元の魅力再発見を通じ、シビックプライドの醸成につなげる。

※予算 観光振興費 規模 35,000 千円(一財 35,000)

・**県民モニター情報発信ツアー事業【再掲】**

県内在住者等を対象にモニターツアーを実施し、参加者のSNS等による情報発信や、アンケートの課題分析による観光資源の魅力向上を図る。

※予算 観光振興費 規模 12,287 千円(一財 12,287)

○**キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業(岐阜市単独)** ※7月専決

地域経済の回復を図るため、QRコード等によるキャッシュレス決済を利用した利用者に、利用額の一定額をポイント付与することで消費喚起を図る。

※予算 商工業振興費 規模 810,000 千円(一財 810,000)

○**産業振興支援** ※7月専決

・**商店街イベント・集客プロモーション事業(県 3/4、岐阜市 1/4)**

商店街組織等がにぎわい回復のために実施するイベント(県の決定を受けた)の開催に対し、上乘せ支援している。

※予算 商工業振興費 規模 24,000 千円(一財 24,000)

・**地域経済回復支援事業(岐阜市単独)**

産業振興団体・商店街組織等が経済回復のために実施するイベント等に対し支援している。

※予算 商工業振興費 規模 40,000 千円(一財 40,000)

○**広告宣伝支援事業補助金(岐阜市単独)** ※7月専決

売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10万円を上限に支援している。

※予算 商工業振興費 規模 100,000 千円(一財 100,000)

○**農業 6次産業化支援(県 10/10)** ※9月補正

感染症の影響を受けた生産者が、農産物の高付加価値化を図るため6次産業化に取り組む経費を支援予定。

※予算 畜産業振興費 規模 1,314 千円(一財 0)

(3) 今後の対策

新型コロナウイルス感染症との戦いは、長期戦となることから、新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組む。

参考 1 岐阜市における主な対応状況

1月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ①ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生
4月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制[感染症対策チームの設置])
7 日	国が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県) ②飲食店クラスター1例目の感染者が発生
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策)

	岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発出 ※別添1 ③職場のクラスター1例目の感染者が発生
11日	市内感染者が50例目を超える
13日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 (特定警戒都道府県)
17日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を発出※別添2
20日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の 見直し)
27日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急 対策) 市長メッセージ発出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28日	市長メッセージ発出(大型連休に向けて)
5月 1日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4日	国が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
5日	岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター(①、②、③)終息を発表
6日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を発出 ※別添3
14日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から8都道府県 に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生 活のための岐阜市総合対策の決定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を 発出※別添4
25日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
26日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特措法に基づく対策本部から、 任意設置の対策本部に変更)

6月5日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催（経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第2版））
15日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7月15日	④学校クラスター1例目の感染者が発生
21日	⑤クラブクラスター1例目の感染者が発生
22日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を 発出※別添5
26日	⑥飲食店クラスター1例目の感染者が発生
27日	市内感染者が100例目を超える
31日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を発出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急 対策も「基本の徹底」」を発出 ※別添6 ⑦家庭、学校、職場にまたがるクラスター1例目の感染者が発生
8月3日	「感染症対策課」を設置
4日	④学校クラスターの終息を確認
5日	⑧飲食店クラスター1例目の感染者が発生 ⑨診療所関連クラスター1例目の感染者が発生
6日	市内感染者が150例目を超える
7日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそ う!」を発出 ※別添7
13日	⑥飲食店クラスターの終息を確認
20日	⑦家庭、学校、職場にまたがるクラスターの終息を確認
21日	⑤クラブクラスターの終息を確認
24日	⑧飲食店クラスターの終息を確認
28日	⑨診療所関連クラスターの終息を確認
9月1日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、岐阜県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラ スメント』宣言」 第7回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活 のための岐阜市総合対策（第3版））

	市長メッセージ「STOP!コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を发出※別添8
23日	市内感染者が200例目を超える
10月14日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11月2日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
5日	⑩職場(芸能事務所)関連クラスター1例目の感染者が発生

<別添1>

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料理店において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜圏域の病床は逼迫しており、状況は極めて深刻です。こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「**新型コロナウイルス感染症 非常事態**」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の皆様、企業の皆様、関係団体の皆様のご協力を結集し、「サール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

- 外出を自粛してください**
 - ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。
- 人との距離を保ってください**
 - ・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料理店、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）を徹底的に回避してください。
 - ・人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保ってください。
 - ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。
- 国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください**
 - ・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

- 感染拡大防止にご協力をお願いします**
 - ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
 - ・保育所（園）、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等を原則、臨時休園・閉所するため、特段のご配慮をお願いします。
 - ・店内でクラスターが発生している状況を確認し、店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。対象期間は、5月6日（水）までです。
特に、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。
「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全都道府県を対象とした緊急事態宣言の対象期間の延長を決定しました。

引き続き、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられています。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。
「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 4>

令和2年5月16日

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、
オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝申し上げます。
政府は、岐阜県を**特定警戒県・緊急事態宣言区域**から**解除**しましたが、
引き続き**感染防止に取り組む**よう求めており、本市においても**油断できない状況**が続いています。
新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。
あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く**“with コロナ”**の考え方の下、
感染防止を徹底していただきますようお願いいたします。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い
○「 新しい生活様式 」の徹底
・感染防止の基本である「 身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い 」の実践
・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
・日常生活を営む上での 基本的な生活様式 （手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践
事業者の皆様へのお願い
○ 感染防止対策の徹底
・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践

<別添5>

4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い

- ◆ **本市の現状は第2波の入り口**
 - 7月以降**15人の感染者**（**県立高校クラスター7人、他県由来6人**）
 - 15人のうちの**13人は、10代、20代の若い人達**
 - 明日からの4連休、夏休み、お盆、GoToキャンペーンの開始など**感染拡大が懸念**
- ◆ **市民の皆様へ**
 - 「**人との距離の確保**」、「**外出時のマスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」など、**感染防止対策の徹底**を！
 - 飲食店などでマスクを外して長時間会話するなど**感染リスクが高い行動は避ける**
 - **感染拡大エリアへの往来は避ける**
 - **感染リスクの高い場所へ行くことはやめる**
- ◆ **事業者の皆様へ**
 - サービス提供にあたって、**感染防止対策を改めて徹底**を！

<別添6>

**新型コロナウイルス感染症
第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- **感染リスクの高い場所と行動を避ける**
NO! マスクを外しての人との接触など
- **感染拡大エリアへの往来を避ける**
NO! 愛知県、特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- **感染防止対策の再徹底** 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- **お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る**
- **withコロナステッカーを貼って注意喚起**

令和2年7月31日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添7>

**今年の夏休み、お盆は
新しいスタイルで過ごそう!**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- **NO!** 体調不良の時は、“帰省しない”、“旅行しない”、“外出しない”
- **NO!** 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
 - ☞ 大人数での会食や、バーベキュー、カラオケなど
 - ☞ マスクを外しての人との接触など
 - ☞ 特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- **感染防止対策の再徹底** 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- **お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る**
- **withコロナステッカーを貼って注意喚起**

令和2年8月7日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添8>

STOP! コロナ・ハラスメント

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「思いやり」、「守り」しましょう。
- 新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別的扱い、非難は、絶対にやめましょう。

新型コロナウイルス感染防止のために「基本を徹底」しよう!

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- 毎日の体調自己チェック! 体調不良の時は、“外出しない”
- 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
例：閉め切った場所、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触など
- 感染拡大エリアへの往來を“避ける”

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年9月1日 岐阜市長 柴橋 正成

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年5月15日 策定
(令和2年6月2日 変更)
(令和2年7月10日 変更)
(令和2年8月1日 変更)
(令和2年9月1日 変更)
(令和2年9月19日 変更)
(令和2年11月25日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
（1）屋内の催事施設	16
（2）屋外の催事施設	17
（3）歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- 人との距離の確保
 - 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2 m。最低1 m）
 - 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - できる限り予約を取って外出しましょう。
- マスクの着用
 - 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）
- 手洗いの励行
 - 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- 自らの体調管理の徹底
 - 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none">○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">▪ テーブル、イス等の削減等により確保。○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">▪ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none">○ 入場制限<ul style="list-style-type: none">▪ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場時の健康確認 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務体系・勤務場所の分散 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ▪ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ▪ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頻繁な換気 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ▪ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入口等での手指消毒等 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ▪ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ▪ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徹底した清掃・消毒 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ▪ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔 消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。 〕
廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密閉して廃棄 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ▪ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ▪ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ▪ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ▪ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ▪ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者への周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- チケット自動販売機のスイッチ
- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に食事をしましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- ショッピングカートの手すり
 - 買い物かご
 - セルフレジのタッチパネル
 - レジテーブル
 - 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- （例）
- 必ずマスクを着用しましょう
 - 買い物は少人数でしましょう
 - 空いている時間に買い物をしましょう
 - 短時間で買い物をしましょう
 - レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
 - 買いだめや買い急ぎは控えましょう
 - 買い物の回数を減らしましょう
 - 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
 - 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
 - 食器、コップ、箸、スプーン
 - （※ 使い捨て物品採用も検討）
 - 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
 - ロビーのテーブル、カウンター
 - 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
 - 貸し出し器具
 - 共同トイレのドアノブ、流水レバー
 - 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- （例）
- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
 - 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
 - トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ▪ カラオケ機のリモコン、マイク
▪ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
(※ 使い捨て物品採用も検討)
▪ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
▪ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ▪ 歌唱中もマスクを着用しましょう
▪ 空いている時間帯に利用しましょう
▪ 長時間の滞在は控えましょう
▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
▪ 大声での会話は控えましょう
▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

<パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ▪ パチンコ台のハンドル等 ▪ スロット台のボタン、レバー等 ▪ 玉、玉貸機スイッチ ▪ メダル、メダル貸出機スイッチ ▪ ゲーム機操作レバー、ボタン等
--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ▪ 遊技中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者とのソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- アイスペール、マドラー
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- カラオケ機のリモコン、マイク

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 大声での会話は控えましょう
- できるだけマスクを着用しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、
合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ▪ トレーニングマシン、トレッドミル
▪ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ▪ 必ずマスクを着用しましょう
▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
▪ 長時間の滞在は控えましょう
▪ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
▪ 大声での会話は控えましょう
▪ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2 m。最低1 m。）
 - 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - 歌唱する者以外はマスク着用。
 - 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

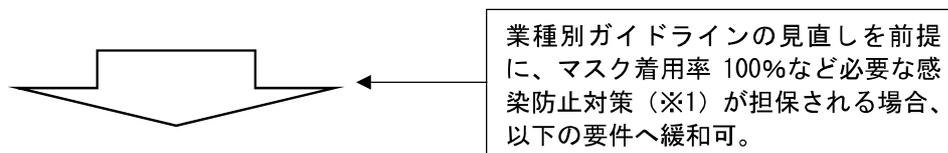
また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和2年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人



	収容率		人数上限
イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの 〔例〕 ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの 〔例〕ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	① 収容人数 10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数 10,000人以下 ⇒ 5,000人 〔注〕収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）〕	50%（※3）以内 〔席がない場合は十分な間隔（1m）〕	

- ※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理（令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より）
- ※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と同様に取り扱うことを可とする。
- ※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・大声での会話は控えましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。